

# 大伴家持論

〔前編〕

町野修三著

原本 平成四年三月二十五日短歌新聞社発行

第二章	持節征東將軍の死没地……………	66
第一節	陸奥への赴任と帰還……………	66
第二節	陸奥赴任説とその問題点……………	79
一	川口氏説……………	79
二	潔斎期間……………	84
三	「出爲」の記載様式……………	91
第三節	陸奥政策の変換点……………	102
一	陸奥の状況……………	102
第四節	在京將軍……………	119
二	征東の計画性……………	109
一	二人の按察使……………	119
二	続紀と紀略……………	125
三	むすび……………	129
第三章	家持と諸兄……………	137
第一節	橘家の成立と性格……………	137
第二節	諸兄への傾倒……………	163
一	政治的信条……………	163
二	詩歌の才……………	176
第三節	橘讃歌……………	187
一	結集宴歌……………	189
二	後追和橘歌……………	191
三	橘歌……………	199
四	爲寿左大臣預作……………	204
五	応詔儲作……………	208

第一章 家持の生年…………… 5

  第一節 蔭位…………… 5

  第二節 嫡子…………… 34

  第三節 軍防令…………… 37

  第四節 内舎人任官に関する諸説…………… 42

六	左大臣家肆宴歌……	210
七	攀折柳條歌……	213
八	追作二首……	213

## 第一章 家持の生年

### 第一節 蔭位

家持の官職についての初見は内舍人である。しかし彼が何時内舍人に任官したかについては、彼の生年の考察とからみ合ってかなり複雑なものがある。

公卿補任の天応元年条および大伴系図(1)に記載する家持の年齢から逆算して、彼の生年を養老二年とするのが最も素朴で、そして何よりも資料の裏付けがあるという点で最も説得力がある。私はこれに従っている。小野寛氏の研究(2)によれば、補任の生年記録は信用できないが、年齢の記録は信頼しうる(後述)ということであり、単純に家持の生年を養老二年として良いように思える。これ以外の生年を設定しようとするときには、きわめて確実な論理の構成が要求されるが、今のところはそこまでの説は見当らない。

多くの方々がこの問題に言及してきた。養老二年出生を疑う説もあり、また同じ養老二年説でも人によって論証のしかたが異っている。これらの相違は、選叙令・慶雲三年格・延暦十四年官符などの解釈の相違から生じるものである。

萬葉集卷八の結集宴歌（1581～91）において、家持には内舎人という官職名が付けられている。そして集宴が天平十年に催されたと考えられるゆえに、家持はこの年には内舎人に任じられていたとされる。しかし宴は天平十年のものではないという説（後述）もあり、彼の内舎人任官の時期についても、確立された説があるというわけでもない。

家持は従二位旅人の嫡子（後述）で、正六位下を授かる蔭位資格者である。天平十七年に従五位下に叙せられたときの前位階は正六位上であり、令規定の蔭位より一階高い位階から従五位下に叙されている。しからはその蔭位はいつ叙せられたかが問題となる。出身・蔭位初叙・年齢考察は相互に密接にからみ合っており個々に切り離すことは出来ない。

内舎人には無位から六位までの人々が居り、その帯びる位階の幅は非常に広い。「選良家子」(3) という内舎人の、そもそもの特殊性を考えると、良家の貴族の子や孫に、令や格の規定がどの程度にどのように適用されたのか、又別勅と云われる特別の優遇措置がとられる条件とは何であったのか、等々の問題が山積している。奈良時代の法律の運用の実態が把握しきれないところから生ずる論理の曖昧さが常につきまとうてくる。

続日本紀が六位以下の叙位記録を残しておいてくれさえしたら、と思うことがある。ごく稀な場合を除き、記録が残されていないゆえに、蔭叙の時期、その位階などが確定できず、必ず推測に頼る部分が入ってくることになる。推測部分をいかに小さくするか、論理の整合性をいかに保つか、重要な課題となる。

まず蔭位制が家持にどのように適用されたかを考えてゆく。この稿は蔭位制全体の解明を目的としているのではない。家持の年齢や初叙時期の考察の必要のためのものである。従って皇親や女性への叙位については除外する。

蔭位制を考えるに当って、次の資料が不可欠である。

#### 「1」 選叙令授位條

凡授位者。皆限年廿五以上。謂入色年限  
起自十七也 唯以蔭出身。皆限年廿一以上。

#### 「2」 慶雲三年格（其ノ二）

准令。籍蔭入選。雖有出身之條。未明預選之式。自今以後。取蔭出身。非因貢擧及別勅處分。並不在常選之限。

#### 「3」 延曆十四年官符

延曆十四年十月八日官符云。應三位已上子孫及四位五位子年滿廿一者。叙當蔭階事。右得式部省解稱。按選叙令。凡授位者。皆限年廿五以上。唯以蔭出身者。限年廿一以上者。又慶雲三年二月十六日格云。略（「2」に同じ） 今按彼格意。准據四位五位之孫立例。非爲自餘

生文。而省所行。三位以上子孫。及四位五位子出身之後。待足六考。乃預選例。既乖令條。

不易因循。但施行歴代。不得輒改。謹請官裁者。右大臣宜。奉勅。所請有理。宜依請。

さて「1」から、蔭位資格者は二十一歳以上で蔭位を授かるのであるから、最も条件の良い者は二十一歳で蔭叙されると読むことができる。即ち蔭位を授かるための条件は二十一歳という年齢だけということになる（二十一歳即叙方式）。

ところで入色年限は十七歳とされている。位階と官職とは密接な関係があるが、基本的には別個の概念である。授位の規定の条項中に出身に関する規定が注されているのはいぶかしいのだが、十七歳で自進出身し二十一歳で初叙という手続が令制定のはじめに想定されていたのかもしれない。自進出身することが蔭位を授かるための条件であったかどうかは知れないが、病気などの為に出身できない者にまで位階を与えるということは想像し難いので、二十一歳で初叙されるためにはそれ以前よりの出身はやはり必要だっただろうと推される。

又同じ選叙令の考満応叙條では、出身後、考満を待つて叙位するという規定があり、ここからも二十一歳即叙方式への疑問が出てくる。考満応叙條は

凡考満應叙。若有蔭高者。聽從高。

と記し、集解六記には

未考満間。父得五位者。不待考満叙蔭位。但可有於古令待考満年叙之事。與殊今也。

と書く。考満応叙條は、考満となった時点で、勤務成績の結階数による位階と令規定上の蔭位とを比較して、その高い方の位に叙すというものである。従つてこの規定は暗に、出身して蔭位を授かるためには考選期間を満たす必要があることを示している。又六記は、考選期間の途中で父が五位者となり、自身が蔭位資格者となった場合でも、考選期間が終るのを待つて叙位していたのが古令の姿であったことを記す。従つてこの条文では蔭位を授かるためには二十一歳になるということだけでは不足で、出身後一選限を満たすことが必要とされたのである。

同じ法律の内部で一方は二十一歳即叙と読める規定があり、一方では一選限を経てからの叙位と読める規定がある。矛盾している印象であるが、これはそれぞれの条文の適用対象者が異なるゆえである。一選限を最高の勤務成績で勤め上げた者が得られる理論上の最高結階数は、令制で十三階（格制で九階）との研究（4）がある。無位で出身し十三階昇つたとすると従六位下の位階となり、これは三位の庶子が授かる蔭位に等しい。このことはつまり、考満応叙條の規定は少くとも、三位の庶子以上の蔭位資格者を対象にしていることを示している。三位の嫡子の蔭位は従六位上であり、常に蔭位の方が高位であり、考満応叙條は彼らにとっては意味がないのである。従つてこの規定は少くとも四位以下の蔭位資格者を対象としたものと断じることができる。

蔭階と結階のうち高い方を叙すということは、蔭位資格者の蔭位は最低限保証するという他にならない。一般に三位以上を貴とし、四・五位を通貴とする。両者の間には格段の差がある。蔭位制で云えば、三位以上の蔭位は庶孫にまで及ぶが、四・五位のそれは子に限っている。又正従の区別も設けられている。この辺りの扱いの相違は蔭位授与の年齢にも影響した可能性が強いのである。考満応叙條が三位の庶子以上の蔭位資格者には適用されないのだから、彼らが蔭位を授かる条件は授位條の規定のみ、というところに立ち戻ることになる。二十一歳即叙方式である。仮に彼らも内長上の選限である所の六考（令制）を経て叙位されるものであれば、入色年限が十七歳である限り、二十四歳にならなければ初叙されない。とすれば、蔭位は二十一歳以上という規定と矛盾する。授位條は「唯以蔭出身。皆限年廿四以上」と書かれていなければならない。だがことはとびきりの貴族の子孫の出身・叙位にかかわることであり、こんな大切な所での法制上の矛盾は考え難い。三位の庶子以上の蔭位資格者は出身を条件として、二十一歳以上で蔭位を授かり、四・五位の子は出身より一選限を経て、二十四歳以上で蔭位又は結階のうち、高い方の位階を授かるのである。高位者の蔭位授与の年齢はまた自進出身の年数などにも影響されたであろう。これが「唯以蔭出身。皆限年廿一以上」の《以上》と書かれている意味だと私は考えている。

無位から最高十三階昇りうるというのは単なる理論上の計算から導き出されることで、実際の令運用上では、このようなことは起らなかったようである。「成選で昇進できる官位がいちじるしく高くなったとき、チェックする但し書きがあったことも見逃してはなるまい。つまり四階以上昇進できる計算になったら、《奏聞シテ別二叙セヨ》と規定しているのだ。この規定は令も格も変りがない。その具体的な実例がないので、チェックの状態は不明だが、これも三階昇進までが普通と考えられていることを物語るものとみてよいであろう」(4)と野村氏は述べられる。これは遷代條の考察によるものであるが、この意見に従うと、無位からの三階は大初位下となり、従五位の庶子の蔭位である従八位下にも及ばない。となれば考満応叙條の意味はますますわからなくなるが、初位・八位といった低い位階の場合には人材登用の意味から、三階に限らぬ破格の叙位があったのかも知れないと推測するにどめておく。

授位乃至出身の年齢を考える際に字令の規定もみておかねばならない。五位以上の子孫で年十三歳から十六歳の者は大学生となれる（大学生條）。そして被解退條には

其五位以上子孫者。皆限年廿一。申送太政官。准蔭配色

謂不論業成不。皆當申送也。

の規定がある。二十一歳になれば、学問が出来ているか否かにかかわらず、「准蔭配色」というわけだ。つまり官職に就けるといふ意味である。ここでは五位以上の子孫となっており、令制では五位の孫には蔭位の規定が無いゆえに准蔭の「蔭」の語には蔭位以外の意味が考えられる。これについては論じる用意が無いが、注意すべきは字令に於いても二十一歳が出身の基準年齢となっている点である。そして孫はともかく、子は蔭位を授つたと推されよう。学問の成不よりも蔭による出身が重視されてい

る。就学して二十一歳になれば位が授けられたことは、選叙令秀才出身條も示している。

凡秀才出身。上々第正八位上。々中正八位下。 略 其秀才明經得上中以上。

有蔭及孝悌被表顯者。加本蔭本第一階叙。

又、両応出身條は

凡兩應出身者。從高叙。

と記す。学問の成果に対して授与される位階の規定及びこれと蔭位とを比較して高きを叙するという規定である。そしてこれらに更に更に加叙される位階について定められている。加叙される限度は二階以下（令集解）であつたらしい。この辺りの規定は八位程度の位階を対象にしていることは明らかである。

以上は大学生が二十一歳に達したときの授位に関する規定であり、学令と連動していることは疑いえない。又二十一歳という年齢は軍防令においても採用される（後述）。大宝令における出身叙位の基準年齢であつたのである。

次に「2」の慶雲三年格についてであるが、これが難解でいろいろ論争がある。「3」の延暦十四年の官符から解釈して、林陸朗氏は「《未明預選之式》の対象は四・五位のもの孫」(5)とされ、桃裕行氏は「(慶雲三年の格は)四・五位の孫に当て嵌めるべきであるのに、今式部省の行つところは三位以上の子孫並に四位・五位の子にまで当て嵌めているのは令條に乖くといつて、延暦十四年十月八日の官符をもつて、年二十一に滿れば、当蔭階に叙すことにした」(6)と説かれる。野村忠夫氏は「別勅処分のケースを除いて、トネリとしての一選限を経るか、又は一定年数の大学寮での就学が無ければ、蔭階を授けないこととした」(7)規定と説かれる。そして「この格の発令が蔭位制と密接不可分の關係をもち、現実に蔭位資格者に『出身之後、待足六考、乃預選例』という姿を長期間にわたつて与えつづけた実態は、格意の理解の如何にかかわらず否定できないであらう」とされる。氏の説によれば蔭位資格者への蔭位の授与は、出身 六考 叙位という手續を踏むことになる。

「3」の官符が出された結果、蔭叙は二十一歳即叙方式となるのであるが、これが貴族たちにもたらした影響については二つの見解がある。桃氏は「貢挙の必要をやめて蔭の特権を擁護した」(6)とされる。一方喜田氏は「二十一歳に達しないのに、六年間勤務すると、その者に位階を授けることを習慣的に行つていた」(8)が、この官符でそれをやめて、二十一歳で授与することにしたとされる。喜田氏説が妥当しないことはやがて明らかになる。

延暦十四年の官符の解釈から、慶雲格以降は出身 六考 叙位という手続が必要であったとされる野村氏説によれば、十七歳出身を前提とした場合、蔭叙される年齢は二十四歳が最も早い叙位となる。従って二十一歳で初叙された実例、あるいはそう推定できる例は全て別勅処分を想定せざるを得なくなる。「二十一歳まで私家にあって、出身即蔭叙とされるケースは、別勅処分によらない限りあり得なくなった」(7)とされる論理には一貫性がある。

野村氏説が正しいものとして、ここから更に一步進めなければならない。即ち貴族たちの行動様式についてである。貴族にとっては位階が何にもまして重要な意味をもっていたことはいまさら記すまでもあるまい。出身の始めから、位階にとって不利な方向に動くはずはない。最も早く位階が授かるように行動したはずである。即ち、別勅処分というのがその時々々の政治的状況に左右されるきまぐれなものであったとすれば、いつ出されるか知れない別勅処分をあてにして、二十一歳まで出身しないというようなことは常識では考えられない。しかしながら、別勅処分が出される条件が慣習法的に定まっていたとすれば、二十一歳まで私家に居ることは自然な行動ということになる。二十一歳で初叙される道があるならば、貴族たちはその道を行くだろう。家持もそうしたのであろう。出身 六考が必要ならば、十四歳で自進出身するのが貴族たちの通常の行動と断定して良いのである。出身は出来るだけ早い方が有利である。あるかもしれない特別叙位に遇える確率が高くなる。出身していなければ慶祝のこともあずかれないのである。私は野村氏説に傾いているのだが、しかしなお支持できない部分が残る。それは二十一歳蔭叙が通例的に行われていたのではないかと考えられる記事が続紀に

見えるからである。ときどきの慶賀の折りに次のような詔が出されている(以下、慶祝の蔭叙、と仮称する)。

又五位已上子孫。年廿已上者。宜授蔭位。(靈龜元年九月、元正即位時)

其五位已上子孫年廿已上者。亦敍當蔭之階。(神護二年十月、道鏡法王就任時)

其五位已上子孫。年廿已上者。亦敍當蔭之階。(天応元年正月、改元時)

又五位已上子孫年廿已上者。敍當蔭階。(延暦四年五月、赤雀瑞祥時)

更に続紀には記録がないが、同様の詔が出されていると推されるのに、養老七年十月の白龜瑞祥がある。これら慶祝の蔭叙はまったく同じ内容である。そして蔭位制を考えるに当って非常に重要な三つのことを指し示している。

第一に、蔭位授与の年齢を引き下げているが、蔭位への加叙はなされていない点。

第二に、蔭叙年齢の引き下げは全て二十歳以上となっている点。

第三に、四・五位の孫も蔭位資格者であったと読めるという点。

がこれである。

第一の点について、これは武智麻呂以来の伝統の踏襲と考えられる。家伝下(3)は

16

大宝元年選良家子爲内舍人。以三公之子別勅敍正六位上徵爲内舍人。年廿二。

詔曰。爾家光濟帝室。勲載策書。今錫此爵未足爲榮。問者新制律令。齊整國人。

縁有條章。且錫此爵耳。

と記し、このあと家令が、武智麻呂に与えられた位階を不足として嘆いたことを記している。続紀大宝元年六月二日條は「始補内舍人九十人。於太政官列見」の記事を載せる。これは大宝令施行の直前のことであり、やがて実施される新令を嚴格に施行するために、あえて新令規定の位階を授与したものとみられる。武智麻呂が鎌足・不比等の直系であったからこそ、まだ施行前ながら、そこに規定される通りの位階を授ける必要があった。ここには明らかに武智麻呂の場合を先例として確立しようとする意思が働いている。事実このうちも、四・五位の子を除いて、令規定の位階を越えた位階を初叙された例を検出できない(後述)のも、又慶祝の陰叙においても、当陰階に叙すだけで、加叙した例をひとつも見ないのも、長きにわたってこの武智麻呂の例が規範として生き続けてきたから、と推されるのである。

ここに見える内舍人選任方式もまた重要である。その原型は「選良家子。爲内舍人」である。良家という言葉は過去にも使われているが、その良家の基準は明らかでない。大切なのは、良家の子を朝廷が選んで内舍人とするという点であり、逆に云えば内舍人になりうる家筋は定められていたということである。従って家持も選ばれて内舍人となったのである。武智麻呂の例にみえる内舍人の原型が、天平年間にも残されているとするならば、良家の子・内舍人・別勅といった慣習法の存在が予想される。内舍人の定員は九十名であり、年毎の入替りの人数はさほど多くはあるまい。彼らへの位階授与に当って遂一別勅を出すこともそうわずらわしいものでもあるまい。

武智麻呂の例を家持に引き写すのは乱暴に過ぎよう。ここは、そのような可能性もあるかもしれないという程度にとどめておく。

武智麻呂の二十二歳での陰叙をどう考えるかが次の問題となるが、これは大宝令成立の時期と内舍人創設の時期および本人との年齢の関係であって、偶然的なことであろう。仮に彼が二十一歳であったとしても、令制に背かないゆえに、二十一歳陰叙となっていただろう。大宝元年に選ばれた内舍人たちは、武智麻呂同様の扱いを受けたことであろう。即叙方式である。なお大宝三年十二月に

始皇親五世王。五位已上子。年滿廿一已上者。録其歷名。申送式部省。

の記事があり、これも陰位制とかかわっているかもしれない。

内舍人選任の原型のことはともかく、後々の慶祝の陰叙において、陰位への加叙例が見えないというところが重要なのである。

17

第二の点について、二十歳という年齢の意味を考えなくてはならない。仮りに出身後六考して蔭叙するという方式が唯一のものでたとすると、蔭叙される年齢はすべて二十四歳以上となる。さすれば慶祝の蔭叙において、蔭位授与年齢は二十歳でなくとも、二十一歳から二十三歳の間であれば、十分に慶祝の意味は果せるはずなのである。それなのに慶祝の蔭叙の全ての例が、なぜ二十歳以上という大きな引き下げになっているのかである。このことの原因は一つしか無いだろう。即ち、当蔭階に叙するに二十一歳以上、とするとこれは慶祝の蔭叙にならなかつたからである。六考後の蔭叙が原則的な姿であつたにしても、二十一歳で蔭叙されるケースも通常的に存在していたことを示すものと私は考えている。二十一歳蔭叙が通常に行われている場合に、二十一歳で当蔭階に叙すという別勅は意味をなさない。二十一歳蔭叙が通常に行われていたからこそ、慶祝の蔭叙の全ての例が、二十歳で当蔭階に叙すと、一歳の年齢引き下げが行われているのである。

第三の点について、五位已上子孫という表現からは、四・五位の孫もこの慶祝の蔭叙の対象者であつたと考えざるを得ない。ところが四位者の孫に蔭位が授けられるようになるのは延暦十九年のことである。蔭という用語には、位階以外の意味もあるが、慶祝の蔭叙例に見る「蔭位」「當蔭之階」「當蔭階」という言葉は明らかに蔭位という位階を指すものである。蔭階を持たぬ者に蔭階を叙すとはいつたいどういふことなのか。五位已上子孫という表現には四・五位の孫を除外する、というような当

時の了解があつたと考えることも無理である。四・五位の孫に対する蔭位もあつた可能性が大きいと思われるが、このことは、慶雲二年格や延暦十四年官符などへの正しい理解を通じてやがて説き明かされるであろうことを期待しておくにとどめる。家持は二位者の嫡子であり、さし当って通りすぎても彼の蔭位に関する考察には影響しないだろうからである。

蔭位制の適用を考えるに当って次ページ以降に表をかかげる。資料の乏しさから、実例をなかなか探せないし、その検討には本人の年齢、嫡庶の別、父及び祖父の位階などが判っていないなければならない。条件の揃つたデータはそれほど多くはない。嫡庶の別においても第一子が嫡子とは限らず又年齢についても疑わしいものがある。より正確で精しいものが作成されるときのために載せておくものである。なお無位からいきなり従五位下に叙せられた橘奈良麻呂・文室波多麻呂・藤原園人・刷雄・緒嗣・弓削浄方らは、別勅叙位の特例として表からは除外している。

事項 名前	生年	21歳	祖父 位階 嫡庶 隠位			隠位	從五位下昇叙時		没年	年齢	備考
			父	位階	嫡庶		隠位	年号			
藤原武智麻呂	680 天武9・4	(22歳) 701 大宝元	鎌足	正1	嫡孫	正6上	705	慶雲2・12	26	正6上	母・藤原鎌足大臣娘・嬪子 701・別勅正6位上内倉人 702・中判事
藤原豐成	704 慶雲元	724 神龜元	不比等	贈正1	嫡孫	從6下	724 神龜元・2	21	正6下	母・安部眞吉女・貞嬢・嫁・眞虎女、 眞若吉女?) 723・内倉人兼兵部大丞	
藤原房前	681 天武10	701 大宝元	鎌足	正1	庶孫	正6下	705	慶雲2・12	25	正6下	母・武智麻呂同母 703・東海道使
藤原宇台	694 持統8	714 和銅7	鎌足	正1	庶孫	正6下	716 靈龜2・8	23	正6下	母・武智麻呂同母 716・遣唐副使	
藤原麻呂	695 持統9	715 靈龜元	鎌足	正1	庶孫	正6下	717 養老元・12	23	正6下	母・五百重夫人(鎌足女)	
藤原輝麻呂	729 天平元	749 勝宝元	武智麻呂	正1	嫡孫	正6上	749 勝宝元・4	21	正6上	母・房前女 第4子	
藤原永手	714 和銅7	734 天平6	不比等	贈正1	庶孫	從6上	737 天平9・9	24	從6上	母・牟漏女王 第2子(あるいは嫡か?)	
紀 男人	682 天武10	702 大宝2	大人	贈正3	庶孫	正7下	705 慶雲2・12	24	從6下		
石上宅嗣	729 天平元	749 勝宝元	麻呂	從3	庶子	從6下	751 勝宝3・正	23	正6下	乙麻呂は麻呂の第3子なるも嫡 か?	
藤原乙麻呂	708以降 和銅元	728以降 神龜5	不比等	贈正1	庶孫	從6上	737 天平9・9以下	30	從6上	母・朝麻呂女 武智麻呂4子・第2子仲麻呂より 2歳下之仮定	
藤原広嗣	715以前 靈龜元	725以前 神龜5	不比等	贈正1	嫡孫	從6上	737 天平9・9	23	從6上	母・藤原我石川麻呂女・國威・大刀自 宇台長子・第2子宿奈麻呂より 1歳上之仮定	

事項 名前	生年	21歳	祖父 位階 嫡庶 隠位			隠位	從五位下昇叙時		没年	年齢	備考
			父	位階	嫡庶		隠位	年号			
藤原家依	743 天平45	763 宝字7	房前	贈正1	庶孫	從6上	765 神護元・11	23	正6上	母・酒奈麻呂女 永手・宝字8年從二位 22歳時隠位正6下となる。	
吉備 泉	743 天平45	(22歳) 764 宝字8	因勝	不明	嫡子	從6上	768 景雲又(既)	26	?	21歳時眞備正4下・翌年從三位 景雲2年・既に從五位下となつて いる。	
藤原清河	716-720 靈龜2~ 養老4	736~740 天平8~12	不比等	贈正1	庶孫	從6上	740 天平12・11	21 ~ 25	正6上	母・房前異母姉・片野朝臣女 年齢は兄・八束弟・魚名の間とす。 隠位は或いは不比等のものか。	
藤原八束	715 靈龜元	735 天平7	不比等	贈正1	庶孫	從6上	740 天平12・正	26	正6上	母・牟漏女王(美濃女王?) 家を東宮大進より起こす。(眞備)	
藤原内麻呂	755 勝宝7	775 宝龜6	房前	贈正1	庶孫	從6上	781 天応元・10	27	正6上	母・阿倍常丸女	
大伴家持	718 養老2	738 天平10	安麻呂	贈正2	嫡孫	從6下	745 天平17・正	28	正6上	内倉人	
藤原魚名	721 養老5	741 天平13	不比等	贈正1	庶孫	從6上	748 天平20・8	28	正6上	母・房前異母姉・片野朝臣(清河 女?)	
藤原雄田麻呂	732 天平4	752 勝宝4	不比等	贈正1	庶孫	從6上	759 宝字3	28	正6上	母・久米奈保麻呂女・久米若女、 君女? (百川)	
藤原沃足	724 神龜元	744 天平16	不比等	贈正1	庶孫	從6上	751 勝宝3・正	28	正6上	母・因幡國八上都采女・稲葉・國造 筑豆女(筑成)	
藤原仲麻呂	706 慶雲3	726 神龜3	不比等	贈正1	庶孫	從6上	734 天平6・正	29	正6下	母・豐成同母 内倉人・大学少丞	
藤原種継	737 天平9	757 宝字元	宇台	正3	庶孫	正7上	766 神護2・11	30	從6上	母・秦朝元女・養源女・秦源女?)	

藤原藏下麻呂	734 天平6	754 勝宝6	不比等贈正1庶孫 從6上 字合 正3 庶子 從6下	從6上	763 宝字7・正30	正6上	775 宝龜6・正42	母、佐伯德麻呂女家主娘 内寄人 出雲介 758山陽道問民吉俊(正6上)
藤原宿奈麻呂	716 靈龜2	736 天平8	不比等贈正1庶孫 從6上 字合 正3 庶子 從6下	從6上	746 天平18・4・31	正6下	777 宝龜8・9・62	母、広嗣同母 天平12流罪 同14 年復帰広嗣の後の式家の嫡子 か〔良繼〕
藤原雄友	753 勝宝5	773 宝龜4	乙麻呂從3 庶孫 正7上 黒麻呂正4下 庶子 從7下	正7上	783 宝龜11・正31	正6下	811 弘仁2・4・59	母、構真都我
紀 古佐美	733~4 天平5~6	753~4 勝宝5~6	麻呂 正3 庶孫 正7上 飯麻呂?從4上 嫡? 從7上	正7上	764 宝字8・10~2	正6上	797 延暦16・4・~5	父、宿奈麻呂?
藤原小黒麻呂	733 天平5	753 勝宝元	房前贈正1 庶孫 從6上 眞養從5下 庶子 從8上	從6上	764 宝字8・10	正6上	794 延暦13・7・62	母、大伴道足女
藤原雄彦	749 勝宝元	769 景雲3	麻呂 從3 嫡? 從6下 浜成從4下 庶子 從7上	從6下	780 宝龜11・2・32	正6上	828 天養5・5・80	母、多治比景守女
大伴伯麻呂	718 養老2	738 天平10	馬來田贈正3 嫡? 正7上 道足正4下 嫡? 正7下	正7上	750 勝宝2・8・33	正6上	782 延暦元・2・65	父、安麻呂?
紀 船守	731 天平3	751 勝宝3	麻呂 正3 庶孫 正7上 獲取?從7下	正7上	764 宝字8・9・34	從7下	792 延暦11・4・62	父?系譜を誤つか
紀 真人	747 天平19	767 景雲元	麻呂 正3 庶? 正7上 広名正5下 嫡子 正8下	正7上	780 宝龜11・正34	正6上	805 延暦24・8・59	
石川名足	728 神龜5	748 天平20	石足 從3 嫡? 從6下 年足 從4下 嫡? 從7上	從6下	761 宝字5・正34	正6上	788 延暦7・6・61	
大中臣諸魚	743 天平15	(23歳)765 神護元	意美麻呂正4上 清麻呂從3 庶子 從6下	從6下	776 宝龜7・正34	正6上	797 延暦16・2・55	父、清麻呂 神護元、從3 母、多治比真人子姉
大中臣今麻呂	744以降 天平16	(22歳)765 神護元	清麻呂從3 庶子 從6下 武智麻呂正1 庶孫 正6下	從6下	778 宝龜9・4以下	正6上	不明	諸魚より藏下と仮定
藤原黒麻呂	727 神龜4	747 天平19	乙麻呂從5上 嫡? 正8上	正6下	761 宝字5・正35	正6上	789 延暦8・9・63	母、石川建麻呂女 (尊卑文獻、乙麻呂2男) 〔是公〕

藤原千尋	715 靈龜元	735 天平7	不比等贈正1 庶孫 從6上 房前 正3 庶子 從6下	從6上	749 勝宝元・4・35	正6上	764 宝字8・6・50	母、永手同母
藤原楓麻呂	723 養老元	743 天平15	不比等贈正1 庶孫 從6上 房前贈正1 庶子 正6下	正6下	758 宝字2・8・36	正6上	776 宝龜7・6・54	母、阿波采女 宝字2、西海道問民吉使 正6上
多治比広足	681 天武9	701 大宝元	多治比王 嶋 正正2 庶子 從6上	從6上	716 靈龜2・正36	正6上	760 宝字4・正80	
藤原繼繩	727 神龜4	747 天平19	武智麻呂正1 庶孫 正6下 豐成 從3 庶子 從6下	正6下	763 宝字7・4・37	正6上	796 延暦15・7・70	母、路真人虫麻呂女 第2子
藤原乙繩	728 神龜5	748 天平20	武智麻呂正1 庶孫 正6下 豐成 從2 庶子 從6上	正6下	764 宝字8・10・37	正6上	?	母、繼繩同母 生年は繩麻呂乙繼繩の間として いる。
紀 飯麻呂	692 持統6	712 和銅5	大人贈正3 庶孫 正7下 古麻呂?正5上 庶? 從8上	正7下	729 天平元・3(外位)	正6上	763 宝字7・7・72	父、麻呂?
藤原真友	742 天平14	764 宝宇8	乙麻呂從3 嫡? 從6下 黒麻呂從5下 嫡孫 從8上	從6下	780 宝龜11・正39	正6上	797 延暦16・6・56	母、構佐為女(真都我)
藤原田麻呂	722 養老6	742 天平14	不比等贈正1 庶孫 從6上 字合 正3 庶子 從6上	從6上	761 宝字5・正40	正6上	783 延暦2・3・62	母、小治田朝臣功麻呂男 牛養女 天平12、広嗣事件緣坐 同14年復 帰後隱居
紀 家守	725 神龜2	745 天平17	麻呂 正3 庶孫 正7上 男人 正4下 嫡? 正7下	正7上	770 宝龜元・正46	正6上	784 延暦3・4・60	父、獲取?
石川年足	688 持統2	708 和銅元	藤我牟羅志 大紫 嫡孫 從6下 石足 正5下 嫡孫 正8下	從6下	735 天平7・4・48	正6上	762 宝字6・9・75	少判事家を起す。
大伴深足	716 靈龜2	736 天平8	長徳 大紫 庶? 正7下 兄麻呂從5下 嫡? 從8上	正7下	764 宝字8・4・49	正6上	792 延暦11・10・77	
多治比長野	706 靈雲3	726 神龜3	池守 從2 庶孫 從6下 家主 正6上	從6下	765 神護元・正60	正6上	789 延暦8・12・84	

表(三)

事項 名前	生年	24歳	父	位階	嫡庶	階位	從五位下昇叙時 年号 年齢 前位階	没年	年齢	備考
佐伯今毛人	719 養老3	742 天平4	人足 從5下	(外) 從5下	嫡?	從8上	749 勝宝元・12 31 正6上	790 延暦9・10 72		27歳 從7下に初叙
大伴古慈斐	695 持統9	718 養老2	祖父麻呂	從5下	嫡?	從8上	737 天平9・9(外位) 43 從6上	777 宝龜8・8 83		家をおこして大学大允 妻不比等女 (大宝元年生?)
大伴弟麻呂	731 天平3	754 勝宝6	古慈斐	從4上	嫡?	從7上	779 宝龜10・正 49 從6上	809 大同4・5 79		
大中臣清麻呂	702 大宝2	725 神龜2	意美麻呂	正4上	嫡?	正7下	743 天平15・5 42 正6上	788 延暦7・7 87		天平10・參河豫 天平15・4・道弘種 寺司判官 正6 上 神祇少副兼式部大丞
坂上劫田麻呂	728 神龜5	751 勝宝元	犬養	從4下	嫡?	從7上	764 宝字8・9(從4下) 37 正6上	786 延暦5・正 59		宝字89 正6上授刀少尉
坂上田村麻呂	758 宝字2	781 天応元	劫田麻呂	正4下 (上)	庶?	從7上	785 延暦4・11 28 正6上	811 弘仁2・5 54		劫田麻呂の第2子(又は第3子)
大倭小栗人	689 持統3	712 和銅5	五百足	從5下	嫡?	從8上	737 天平9・10(外位) 49 正6上	769 慶雲3・10 81		養老62時に從7上 慶雲2 正80歳 (長回)
百濟王敬福	698 文武2	721 養老5	即廬	從4下	庶?	從7下	739 天平11・4 42 正6上	766 神護2・6 69		天平10・4 陸奥介

表三は四・五位の子を集めている。この中で低い位階での昇進状態がわかっている佐伯今毛人が注目される。彼は(外)從五位下人足の子(9)で階位は從八位上である。二十一歳前後で出身し(10)、二十七歳で從七位上に叙されている。今毛人への三階加叙をどのように理解するかについて野村氏(4)は、

大宝選叙令考満応叙條の適用とみられる場合は、才幹によって生れた特例的なケース  
慶雲三年格の施行による「蔭階と一選限の成選結階との合算」であれば、一般論的なあり方

とされ、結論として前者の見解を採られる。武智麻呂・房前・宇合・麻呂・男人・豊成・奈良麻呂・宅嗣・繩麻呂・家依・園人・緒嗣の例から、「慶雲三年二月十六日格による内舍人、大舍人らの一選限後での蔭階叙位方式においても、当蔭階に叙するのみで、成選結階の階数を加算しないのが原則」とされ、今毛人の場合を特例のケースと考えられるのである。しかし氏の挙げられた例は家依を除いて、無位から從五位下特叙を受けた人、又は私の表(一)に入る高位者のものばかりであり、今毛人への加叙を特例と断じるにはなお疑問を感じる。他の例を探せないのではやむを得ないことではあるがしかしもし後者の一般論的なあり方とすれば、四位の子は一階、五位の子は三階を限度として、成選結階による加叙をなし得るといふ理解が可能である。前に述べたごとく、秀才出身條においては蔭位に加叙される規定があり、今毛人の場合を必ずしも特例とする必要は無いと思える。加叙をなし得

る限度は蔭位の構成そのものの中にあると思う。五位以上條による蔭位の規定は次図の通りである。

位階差	続柄				位階差
	父・祖父	嫡子	庶子	嫡孫	
一位	從五下	正六上	正六上	正六上	正六下
贈一位	正六上	正六下	正六下	正六下	從六上
二位	正六下	從六上	從六上	從六上	從六下
贈二位	從六上	從六下	從六下	從六下	正七上
三位	從六上	從六下	從六下	正七上	正七下
贈三位	從六下	正七上	正七上	正七下	
正四位	正七下	從七上	(從七上)	(從七下)	
從四位	從七上	從七下			
正五位	正八下	從八上	(從八上)	(從八下)	
從五位	從八上	從八下			

一階 零階 一階  
 四階 二階 一階 零階 一階 一階

選叙令においては四・五位の孫への蔭位は無い。  
 ( )書きの蔭位は、本稿のみの便宜上のものである。

図からまず縦の関係を調べると、贈三位以上では、嫡子と庶子（及び嫡孫）との位階差は一階で、庶孫との差は更に一階となっている。選叙令の規定では四・五位の孫への蔭位は無い。だがよく見れ

ば、從四位（從五位）の嫡子の蔭位は、（贈三位以上の場合に準じて考えれば）正四位（正五位）の庶子及び嫡孫の蔭位と同じである。庶子の蔭位は同様に庶孫の蔭位に等しい。このことは四・五位の嫡孫庶孫に与うべき蔭位を、孫には与えずに、その代りに正從の別を設けてふり分けた、ということになる。これは三位以上者と以下者に対する大きな差であるが、蔭位の設計そのものは本来誠に整然としたものであると云えるだろう。

次に横の関係をみると、一位から贈三位にいたる蔭位の階差はどこも一階以下であるのに対し、贈三位と正四位の差は二階となっている。從四位・從五位の蔭位をそれぞれ、正四位・正五位の孫のものとして仮定してみると、四位と五位の蔭位の階差は四階となる。

成選結階の加叙が行われるか否かは、この蔭位表そのものの構成にかかっているのではないだろうか。蔭位というものは祖父や父の功績によって与えられるという性格のものであり、その功績は大切にされた。六考成選の結階数が加叙されるにしても、下位の蔭位資格者が上位者のそれに並んだり、追いこしたりすることの無いように配慮されていたと思うのである。今毛人ほどの人物が三階の加叙にとどまっているのは、蔭位に加叙できる限度が五位者の子の場合には三階が限度であったからである。であれば今毛人は最大の加叙を得たと云えよう。同様に考えれば、四位の子には一階を加叙できることになる。贈三位以上の蔭子孫に加叙の例を見いだせないのもこれによって説明できる。一階の加叙はたちまち上位者の蔭位に並んでしまうのである。ただひとつ贈二位と三位の蔭位が全く同じであるのは、位階の評価の上で両者は同格とされたのであろうと推測しておく。

以上のことから、慶雲三年格が出されて、六考が必要となったにせよ、それが全貴族へのものであったかどうか疑問が残る。ことは位階という、貴族にとっては最大の関心事である。位階にとって不利な方向に動くことには抵抗があるのではなからうか。いまこれを解くことはできないが、三位以上者とこれ以下のものでは、その扱いに大きな差があり、両者を同一レベルで考えることはできないという点は確実なことと思う。

表(一)は令規定の蔭位を授つてから、その蔭位から直ちに従五位下に昇つた人たちを集めている。この表で最も注目すべきは、全員が令規定通りの蔭位を授つており、ただの一階も高くないし又低くもないという点である。

藤原房前・紀男人への蔭叙は慶雲三年格の出される前であり、武智麻呂同様の別勅即叙であったと考えられる。

豊成の場合、彼の従五位下は二十一歳のときであり、従つて内舍人兼兵部大丞は二十歳のときと推測される。二十歳で正六位下に蔭叙されたのは、養老七年十月の白亀の瑞祥のおりに、慶祝の蔭叙が出されたからと推測される(7)。(ここで留意したいのは彼は二十歳以前で出身していることである。慶祝の蔭叙においては、二十歳蔭叙が常であり、貴族の出身年齢は二十歳以前というのが一般的であったようだ。武智麻呂にしても豊成にしても、その授けられた位階は令通りのものであり、加叙され

ていないという点は忘れてはならない。

宇合は二十三歳のとき既に正六位下で遣唐副使の任に就いた。任務をそれなりにこなすには多少の政治経験も必要とされたであろう。彼も二十一歳初叙ないしはこれに準ずる扱いを受けたと考えられる。その弟の麻呂も兄宇合の場合と同様であったらう。

縄麻呂(11)は、勝宝元年春に二十一歳で正六位上初叙、同年四月の産金特叙で従五位下、と考えられる。

藤原永手(12)、石上宅嗣も二十一歳で初叙されたと思われる。年齢不明の乙麻呂(13)・広嗣(14)を除き、表(一)の全員が二十一歳以前初叙と考えて良いであろう。

表(二)は贈三位の庶孫以上の蔭位資格者を集めている。従五位下に昇つた年齢の若い順におおよそ配列した。表(一)との違いは、令規定の蔭位より一階以上昇位した上で、従五位下に到達しているという点である。

家依の場合、彼の二十一歳時の蔭位は従六位上であるが、父永手は宝字八年に従二位となり、家依の蔭位は正六位下となる(15)。そして同年の仲麻呂事件の特叙で一階を加えられ、正六位上となつたと推される。野村氏は仲麻呂事件の特叙で二階の昇位を想定されるが、私のように蔭位スライド一階+特叙一階、とも考えられよう。家依のように蔭位を授かつたのちに父や祖父が昇位し、自動的に蔭位が昇つた例と考えられる者に、吉備泉、藤原八束、大中臣諸魚らがいる。

泉の場合、彼が二十一歳の時には父真備は正四下の位階であったので、二十一歳で初叙されたかどうかは疑問である。六考期間中の無位であったらう。しかるに翌年（宝字八年）真備は従三位となる。三位の嫡子の蔭位は従六位上で、泉は勞せずして三階上の蔭位を授かることになる。泉が二十一歳で正七位下の蔭位を叙せられたとしても、真備の従三位とともに、泉も従六位となったと思われるのである。真備は更に翌神護元年に正三位となり、更に二年に中納言から大納言へ、そして右大臣に就任している。このような昇進ぶりは稀なことで、補任の神護二年條には「中納言大納言右大臣一年中拜任」と注記している。景雲元年九月には従二位と、めざましい出世ぶりをみせている。二位の嫡子の蔭位は正六位下で、従って泉は何の苦もなく、ここまでは昇れるのである。泉が従五位下となった時期は不明だが、景雲二年には既に従五位下に昇っていた。泉が初叙された時期は、父真備が三位に昇ったとき、即ち泉の二十二歳時であったと推測される。

藤原八束の場合、二十一歳時の蔭位は祖父不比等の従六位上だが、天平九年に父房前が没し正一位を贈られたゆえに、蔭位は自動的に正六位下となる。大疫後の位階の大盤ぶるまいを考えれば天平十二年に従五位下に昇ることは奇異ではない。彼の場合も二十一歳初叙としてよい。

清河の場合、年齢に疑いがあるが、兄八束より若くして従五位下に昇っており、二十一歳初叙は間違いない所であらう。

魚名と清河は同母で共に母は房前異母姉片野朝臣女とされる。彼ら二人の扱いは法制上同格とみなければならない。同様のことは千尋についても云えよう。永手・八束・千尋は共に房前と牟漏女王との子で、三人は同格である。千尋も二十一歳初叙であったと思われる。

宿奈麻呂の場合、彼は天平十二年（二十五歳）の広嗣事件で縁坐し伊豆に流され、同十四年に罪を許され小判事となっている（16）。十八年に正六位下から従五位下に叙された。罪を許されたときは、正六位下に復位したとみるべきで、従ってこの正六位下は広嗣事件以前のものである。天平八年二十一歳で従六位上蔭叙、翌九年の大疫後の昇叙で正六位下になったと考えられよう。なお十八年の二階昇叙は、広嗣に代って式家の嫡子又は氏上の立場になったというような要素を含んでいるかもしれない。

浜足は薨伝に「略涉群書。頗習術數。以宰輔之胤。歷職内外。所在無績。吏民患之」と記され、政治的な手腕という点についてはかなり凡庸な人物であったらしい。ただ薨伝は川継事件の影響で悪く書いているふしもあり、無能力者と断ずることは危険かもしれない。彼の二十八歳での従五位下は、京家の嫡子として、他家嫡子とのバランス上のゆえであったかもしれない。南家豊成は二十一歳で、北家鳥養、式家広嗣も二十代なかばで従五位下に昇ったと考えられる。彼らにとっては一選限の結階などは問題ではなく、出自が最優先される。藤原四家の嫡子は二十一歳蔭叙と考えるのが良いのである。

慶雲三年格施行後、二十一歳初叙の例あるいはそう考えられる例について野村氏は全て別勅処分がなされたと考えておられる。出身即蔭叙ではなく、出身を条件としても、六考後蔭叙の立場をとる限

り、二十一歳での蔭叙は別勅処分によるということにならざるを得ない。無位から従五位下即叙の何人かは除外するとして、表にあげた二十一歳蔭叙と考えられる人々を全て別勅と考えて、蔭位制の適用の対象からはずしてしまつて良いものかどうか。別勅というものが、時の権力の在り処によつて左右され、そのときどきの都合や気まぐれで出されるものであるならば、そこには何の規則性もなく、従つて議論の対象にはならぬものである(18)。しかしながら、別勅が出される条件というものが定まっている場合には、令や格に現れていない慣習法による蔭位制の実施として、別勅処分を含んだ広い意味での蔭位制を考えてゆかねばならないのである。慣習法とは、例えば良家の分類基準・内外位設定時における氏族の分類基準・三位以上者でも参議とはなれない家筋などなど、極めて重要な所で政治を動かしている。蔭位制が現在残されている令や格の条文だけで運用されていたとは思えないし、又しきれるとも思えない。

慶祝の蔭叙及び蔭叙の实例から、二十一歳蔭叙が普通に行われていたと考えられる所から、出身後六考のうち蔭叙という図式は一面的であると考えられる。されば家持の蔭位正六位下は、彼の何歳のときに授けられたかという最初の問題に立ち戻ることになる。しかしながら令や格などの規定から、彼の二十一歳蔭叙を証する手段は今のところ無い。今まで述べてきたところと状況的なことがらとから推測する以外に方法はないのである。

まず大伴家の安麻呂 旅人の系統は、良家のうちに入り、内外位設定時にも内位コースであり、又宰相以上になれるとびきりの家筋であつたことを認識しておきたい。

当時三位以上を貴とし、四位以下とは大きな差があつたという点と、蔭位制において嫡子と庶子の扱いに差があつたという点を組み合わせて、三位の嫡子以上の蔭位資格者で、しかも本人が嫡子の場合に注目すると、彼らは六考を経ずに蔭叙されたと思われる傾向が指摘できる。これに該当する者は、藤原武智麻呂・豊成・縄麻呂・石上宅嗣・藤原広嗣・家依・黒麻呂・浜足・吉備泉・藤原鳥養それに大伴家持である。この内黒麻呂は乙麻呂の子で、その乙麻呂は勝宝二年、八幡大神の教えをもつて、正五位上からいきなり従三位に叙され大宰帥に任じられている。公卿補任は勝宝二年から九歳までずっと非参議として載せている。藤原の他家とは少し異なる性格をもっていたようである。宝字四年六月の薨伝には「武部卿従三位藤原朝臣弟麻呂薨」とあるが、黒麻呂薨伝には「参議兵部卿従三位乙麻呂第一子也」と記す。参議就任の記事は続紀には落ちていない。黒麻呂は右大臣従二位までになっており、参議になれないような家筋ではなかつた。彼の昇位の遅れは、勝宝年間の父乙麻呂の特殊な事情によるものなのかもしれない。ただ黒麻呂が二十一歳時の天平十九年にはそのような事由はなく、藤原他家の子たちと同様に初叙されたと見て差しつかえはない。三十五歳で従五位下というのは決して遅いものでも無いのである。この黒麻呂をひとまず除外してみると、その他の全員が二十一歳蔭叙およびこれに准ずる人たちと云えよう。家持はこのグループの中に居る。特に石上宅嗣の存在が大きい。石上家と大伴家を比べたとき、その歴史から云えば大伴家の方が上であろう。少くとも同等以上である。家持と宅嗣の間に蔭位制上の取り扱いの差があつたとは思えない。宅嗣が、二十一歳で蔭叙されている以上、家持も同様に二十一歳で蔭位を授つたと考えて良いと思われる。

蔭位制の適用の実態を知る手がかりは表(二)の人物中に存在していよう。いま三位の嫡子以上の蔭位資格者・嫡子ということを目安に考えてみたが、庶子であっても永手・八束・宿奈麻呂のごとく二十一歳で蔭位を授かった人たちがいる。家格や母の出自なども蔭位に影響していると思われる。正確に蔭位制の実態を解き明かせないのが残念であるが、蔭位の授与が出身後六考のケースのみではなく、出身を条件として二十一歳蔭叙が行われていたことは否定できないものである。家持への蔭位授与をどちらのケースとして処理するかの判断において、私はためらうことなく後者の中に入れるものである。

## 第二節 嫡子

今までは家持を旅人の嫡子として扱ってきた。従二位の嫡子の蔭位は正六位下で、庶子ならば従六位上である。嫡子か庶子かは重要な問題をふくむところであるのでここで検討しておく。

家持が庶子だとすると、では旅人の嫡子は誰なのかという単純な問題が生ずる。旅人の嫡妻が大伴郎女だったとして、家持が彼女の子ではないという意味では、家持は庶子である。ゆえに彼は従六位上の蔭位資格者となるが、しかし継嗣令に定めるところの嫡ないし嫡子という意味は必ずしも正妻の子たることを要しない。

### 継嗣令継嗣條

凡三位以上継嗣者。皆嫡相承。若无嫡子。及有罪疾者。立嫡孫。无嫡孫。以次立嫡子同母弟。

无母弟。立庶子。(後略)

### 継嗣令定嫡子條

凡定五位以上嫡子者。陳牒治部。驗實申官。其嫡子有罪疾。不任承重者。申牒所司。驗實聽更立。

令集解においては「嫡妻長子」や「嫡夫人之子」などの言葉がみえ、正妻の長子が嫡子として最もふさわしいと考えられていたようだ。このことは前節で揚げた表(一)の藤原繩麻呂及び表(二)の継繩、乙繩の関係からも証することができる。繩麻呂は豊成の第四子ながら、その母は房前の女であり、彼女が嫡妻で、従って豊成は繩麻呂を嫡子に立てた。一方繩麻呂の母違いの兄たち、継繩・乙繩の母は路真人虫麻呂の女であって、年齢的には繩麻呂よりも上でありながら庶子の立場に甘んじているのである。

嫡妻に子がない場合、あるいは子があっても罪疾のある場合には、嫡孫を以って嫡とする。嫡を承ける順序は以下、嫡子の同母弟、庶子、嫡孫の同母弟、庶孫という具合に定められている。そして定嫡子條にみるごとく、継嗣令上の嫡は、母の家筋あるいは出生順によって自動的に決まるわけのものではなく、治部省に陳牒しなければならなかった。つまり官文書で届け出る必要があったのである。治部省ではその内容のチェックがなされていたのである。

旅人の場合には家持の他に誰をもつて嫡子として届け出ることができた。書持も大伴郎女の子ではあるまい。嫡孫なく、嫡子の同母弟もないのだから、庶子を以つて嫡子に立てざるを得なかつたのである。従つて家持が継嗣令上の嫡子であつたことにまず疑いは無い。では庶子を以つて嫡子に立てたとき、その蔭位は嫡子のものか、あるいは庶子のものであるが、継嗣令集解に次の記事がある。

又以嫡孫立嫡者。不云嫡子。正不限嫡庶皆云嫡孫耳。又於庶子者稱嫡子耳。又以孫立嫡之曰。

不叙嫡子位。依上條。蔭及孫叙耳。

即ち、孫をもつて嫡とした場合は、その孫が嫡孫であろうが庶孫であろうが、嫡孫と呼び（嫡子とは呼ばず）嫡孫の蔭位に叙す。又庶子をもつて嫡子とした場合は、嫡子と呼ぶ（庶子とは呼ばず）というものである。そして蔭位については「依上條」とあり、これは選叙令五位以上條に規定する蔭位を指している。つまり家持は継嗣令上の嫡子であり、従つてその蔭位正六位下から出発したと断定してよいのである。

嫡妻と嫡子との関係について少し考えておかねばならぬことがある。普通は嫡妻の子つまり嫡子という方向で規定されるが、家持のように庶子が嫡子に立ったとき、家持の母はどのような立場になつたか、という点についてである。私は家持が嫡子に立ったとき、その母は嫡妻の立場になつたのではないかと考えている。即ち普通の場合とは逆に、子が母の資格を規定するということである。これ

の最も鮮かな例が光明と高野新笠である。

聖武と光明の間に基王が誕生したのは神龜四年閏九月のことであり、十一月には皇太子に立てている。基王は翌年九月に死没している。そして光明が皇后となつたのは天平元年八月であつた。光明が何故に皇后になれたか、これは皇太子の母であつたがゆえとされている。極めて当り前のことで、もともとは嫡妻でなくとも、その子が嫡子となつたゆえに結果として嫡妻の立場を得ることになるのである。

高野新笠は和乙継の女で、光仁天皇の妃であつた。出自からすると皇太后にはなり得ない血筋と云つて良い。しかし天応元年の桓武即位時には皇太夫人と記され、延暦八年の死没時には皇太后と書かれていた。これも嫡子たる桓武がその母の身分を規定した例と云えるであらう。

天応元年に家持は母の喪により解官されている。この母が誰であるのかは特定されていないが、家持の嫡母、つまり継嗣令上の旅人の嫡妻に当る女性となるのである。このことはその項で述べる。家持は継嗣令上の嫡子であり旅人の蔭位正六位下を授かるべきことに疑問の余地はないように思える。

### 第三節 軍防令

家持の内舎人としての出身を考察する文章において、あるいは年齢考察において、その根拠を軍防令五位子孫條に依る説は少なからず見受けられる。伝統的な考え方も云えるので少し書いておきた

## 軍防令五位子孫條

凡五位以上子孫。年廿一以上。見無役任者。毎年京國官司。勘檢知實。限十二月一日。

并身。送式部。申太政官。檢簡性識聰敏。儀容可取。充内舍人。三位以上子。不在簡限。

以外式部随状充大舍人及東宮舍人。

この規定を家持の内舍人としての出身に採用する説は、二十一歳に達したものを十二月一日を限って式部省へ送るのであるから、家持が内舍人として任官するのは、二十二歳になってからのことという論理を展開する。軍防令のこの條によつて内舍人となつたものの年齢考察の根拠としては正しい。しかしこれを家持の出身にあてはめるのは正しくない。内舍人として出身する手続として、この軍防令規定のルートが主要なものであつたとは考えられないからである。

もし内舍人がこの規定によつて出身するのが普通であつたとすると、「以蔭出身者。皆限年廿一以上」という規定とのかね合いはどういふことになるかである。つまり二十一歳で叙位された者でも、内舍人として登用するためには、軍防令の規定上、二十二歳ということになる。そしてその一年間は、散位として放つておかねばならない。なぜならば、「見無役任者」という規定に反し、内舍人として任用できないのである。このような馬鹿馬鹿しいことはあり得ない。位階相応の官職は官位令に定めら

れており、授位があれば相応の官職は予定されている。当時散位者が少なからず居たことは想像されるが、法律の構成といふことを考えた場合、三位以上の貴族の子や孫への授位のその最初に當つて、散位者を生み出すような令の仕組みがあつたとは、とても想像できるものではない。従つて軍防令の規定は、内舍人登用に関する一般的なルートではないと断じるべきである。この規定は二十一歳以上で役任の無い者をその対象としている。選叙令集解に「自進不仕隠居。至年廿一」と記すごとく、二十一歳になつても出身していない者を対象とした規定であり、家持はこの條文の適用からは外れる。慶祝の蔭叙が証するごとく、二十歳以前での出身が普通であり、都の高級貴族にとつてはこの規定はほとんど意味をなさぬものであつたと考えられるのである。

「軍防令」の軍と防とは「謂。軍者。軍士也。防者。防人也。」と記される。選叙令とはまるきり性格を異にする法律である。軍防令の前半部分では、軍団の編成・騎兵歩兵・戎具の簡閲・駄馬のあてがい・武具の規定・節刀のこと・衛士に関する規則などがあり、後半部分では、事力のこと・城門の開閉・三関の規則・防人に関する規則・烽などの条項が記されている。いま問題としている五位子孫條はちよつとこの中間に、内六位條・帳内條などと共に置かれている。

内六位條は、内六位以下八位以上の子を大舍人・使部・兵部・兵衛へ徵発するための規定で、帳内條は、六位以下の子及び庶人を帳内として徵発するための規定である。そして帳内として徵してはならない地域として、三関國・大宰部内・陸奥・石城・石背・越中・越後を挙げている。軍防令の性格やこの辺りの規定を考えると、内六位條の適用対象者は諸國の有位者であることがわかる。二十一

歳以上で役任の無い者のチェックを行う京国官司とは、大和国を含む諸国の国庁を指している。諸国から式部省へそのリストは届けられたのである。

郡司の位階は通常の場合、六位までで、よほどのことがない限り五位に昇ることはない。大領・少領・主政・主帳などの任につく地方有力者の子が二十一歳以上でしかも役任の無い場合に舎人などとして、又六位以下の子を帳内にとるときの規定が、これら条項の根幹なのである。従って五位子孫條は京域の高級貴族にとってはほとんど意味をなさない。この条文が置かれているのは、内六位條でこのような徵発規定を設けたゆえに、法律的な整合性を保つ意味をもって、五位以上の子孫に関する規定をも記すことが必要とされたのであろう。但し全く無意味なものかと云うとそうは云い切れない。例えば内舎人の任務のひとつに次の如きがある。公式令諸王五位條は

凡諸王五位以上。諸臣三位以上。致仕身在畿内。每季。五位以上。毎年。並令内舎人一巡問。奏聞安不。

と記している。この規定から、致仕者で三位以上の者が畿外にも居たことが予想される。だから五位以上者の子孫が地方に居ただろうことは十分に考えられる。五位子孫條の規定は従ってこれらの人を対象としているものかもしれない。畿内にあつても病などのため二十一歳になつても出身できない者もいただろう。このような人の管理をも併せて法の目的としたのかもかもしれない。五位以上者で中央か

ら地方へ赴任する場合には国守以上の役職をもつ。彼らの多くは同格の氏族の女性を娶るのが普通であらう。だが赴任地でその地の女性との間に子をなすということは容易に考えらるし、又その実例もある。笠麻呂（沙弥満誓）は造寺使として筑紫に下り寺家女赤須と交り、清貞・貞雄・宗主を生ませたとある。しかし三人の子は賤の身分に置かれ、解放されたのは貞観八年のことである。生れた子は父の姓に従う方が有利なのであるが、どうも生まれ放しであつたようだ。従四位下山前王の女だつた栗前枝女は、母方の姓に従つて未だ王名を蒙らず、奏上して池原女王の名を得、従五位下に叙された例（宝龜十一年八月七日）があるし、又家持も越中で子を為し、その子を越中に残したまま帰京したとの云い伝えをもつ（19）。これらをもみても、男が高位者であつても、卑姓の女性や賤の女性との間の子は、母方の子として扱われるのが一般的であつたようだ。

従つて五位以上者の子孫は、地方にはそう多くは居なかつたのではないかと考えられる。たとえ居たとしても蔭の特権を生かし、出身したであらうから、軍防令五位子孫條のもつ現実的な意味は乏しいと思われるのである。

家持の生年及び内舎人任官について项目的に考えてきたが、ここで私見を整理しておく。

家持は旅人の継嗣令上の嫡子で、正六位下の蔭位資格者である。当時蔭位を授かるためには出身の後六考が必要とされたにせよ、家持は六考を経ずして二十一歳で初叙される特別の貴族の列に入つて

いた。十七歳で出身できる資格があったゆえに、十七歳で自進出身し、そして二十一歳で蔭位 正六位下を授かり、内舍人に任じられた。天平十二年の赤坂頓宮での特叙で正六位上に昇り、天平十七年に従五位下に昇った。公卿補任と大伴系図の記録から家持の没年齢は六十八歳で、従って養老二年生れとなるが、特にこの年齢に疑わしい点はみられない。

私は以上のように考えるものである。書き残している点は次節で、諸家の説を検討しながら触れてゆくことにする。

#### 第四節 内舍人任官に関する諸説

(一)

藤田寛海氏(20)は結集宴歌を天平十年のものとはみないとする契沖説を支持される。そして家持の内舍人任官については、「天平十七年正月従五位下たるためには、天平十六年七月三十日までに満四年を経過していたとせねばならず、これによって逆算すれば、正しくは彼の内舍人初任は天平十二年八月以前となる。然も天平十二年八月以前ならば天平十年にても内舍人初任は可能とする考え方は、事実上の『任限四年』の解釈より成立しないと思う」「彼の内舍人任官は天平十二年初期に属するこ

と考えるのである」とされる。この藤田氏の説には林田正男氏(21)や山本健吉氏(22)も従っておられる。藤田氏は天平十年任官説に対する疑問として次の点を挙げられる。

- A 天平十年任官ならば四考を満した天平十五年には何らかの遷代ありとせねばならない。
- B 天平十年任官ならば、その前年に手続が必要で、彼は天平九年には二十歳で内舍人の候補たりえない。
- C 家持の内舍人としての歌は、天平十二年十月以降に特に多く、天平十二年初期の任官を首肯させるように思われる。
- D 結集宴歌の内舍人云々の注記について、
- D 1 大宝公式令には「六位以下。去姓名」とあり、当時六位であった家持に大伴宿祢家持と姓を明記していることは何らかの解決を要請する。
- D 2 契仲説の援用

以上のごとくであるが氏の論旨には蔭位制への言及が全く無く、この点はいささか物足りぬものではある。

Aは考限と任期との混同である。一般的に云って、ある官職の任期と考限とは歩調を一にするもの

であったとは予想される。しかし現実には、両者が一致するとは限っていない。たとえば内舎人の任期が四年であったとしても、その四年が過ぎたとき改めて内舎人に任命すれば、何年でも内舎人に置くことができる。逆に半年や一年で他の官職に遷すこともできる。後者の例はいくらでも挙げうるし、又前者の例として家持の越中守が挙げられる。家持は越中守として五年間を過ぎた。これは国守が内長上扱いで考限が四年という規定から外れている。しかも越中国は上国であり従五位下相当官である。しかるに家持は勝宝元年に従五位上となったのであるから、国守ならば大国の守とならなければならぬ。しかし越中守にそのまま据え置かれているのである。官位令に違反していると言ってみてもはじまらない。そうなっているのだから仕方あるまい。又、仲麻呂の近江守や中衛大将（これには特別な政治的配慮があったと思われるが）、巨勢堺麻呂の紫微少弼、佐伯浄麻呂の左衛士督など、考限を越えて任官していた例も比較的容易に拾うことができる。要するに人事権というものは、何時でも自由に行使できるものであり、四考の内長上官だから、四年間その任にあるというものではない。考限令内外初位條には、長上・分番の官職が入り交った場合の上日の計算方法が定められている。つまり官職は考限とは関わりなく異動するということが、大宝令制定のその当初から予定されている。在職期間と考限とは基本的に異なる概念であり、両者を混同してしまつてはならない。考とは位階に関する事であり、官職の遷代にかかわることではない。ただ成選の結果、昇位した場合に、官位令の定める所により官職の変化があることは認められる。藤田説のごとく四考ののちは遷代があるべきと考える必要は全くないのである。

Bは内舎人の出身に軍防令を適用する考え方で、前節で述べているので省略する。

次にCの内舎人としての作品の数の問題であるが、これは藤田氏の指摘のとおりである。天平十二年十月以降、内舎人としての官職名を記した作品は、十二年十月の河口行宮でのもの（6 1029）、十三年四月の恭仁京での作（17 3911～13）、天平十五年の恭仁讚歌（6 1037）、八束宅での宴歌（6 1040）、十六年二月の安積皇子への挽歌（3 475～480）などにみることができ、これに対して十二年以前では、結集宴歌の一ヶ所のみである。従つてこれを天平十二年以降のものとする、内舎人としての作品は全て天平十二年以降のものとなり、十二年内舎人任官説にとつては都合の良いものとなる。そして氏は「想うに、内舎人任官の如きは少くとも少壮なる彼の生活に一つの新生面を展いたとも考えられ、それに伴つて継起する環境の変化が彼の歌情を刺激したとも見られ、一面、恋愛に情熱を傾け初めた彼は、他面また、内舎人としての自己の地位が自ら切実になつてきたでもある」として、天平十年より満二年間の作品は何ら内容的にも求めうべきものがなく、この点を天平十年内舎人任官と考えるときに生ずる疑問とされる。しかしながら天平十年・十一年の家持作品は残されており、内容的に求めうべきものが無いとは断じて云えない。氏が云われるのは、内舎人という肩書きを記した作品が無い、ということなのである。これは確かにそうであるのだが、相聞往来・独詠歌・亡妾への挽歌など私的な作品については官職を付ける必要がなかったまのでことではないだろうか。十二年以降の内舎人としての肩書きのある作品中、書持への三首を除け

ばあとは公の場での作品である。公の場の歌には肩書きを付し、私的な歌には肩書きをつけないということが傾向として認められる。天平十二年以降、内舎人であったことが確実である期間に於いても、内舎人の肩書きをつけぬ作品は何首かある。

天平十年・十一年の作に内舎人の肩書きを持つ作品が見られない（結集宴歌を除く）ということをもって、家持が内舎人でなかった証にしようとするの無理であろう。氏の説にしても、家持の内舎人任官を天平十二年初めのこととされていながら、十二年十月以降の歌数を問題にされている。十二年初期の内舎人任官が家持の新生面を展いたのであれば、内舎人としての家持の作品はなぜ十二年初期から始まらず十月以降のことになっているのか。氏の説はこの数ヶ月間を埋める作業を怠っていると云わざるを得ない。

天平十二年十月以降に内舎人としての作品が多いのは、やはり広嗣事件に端を発した東国行幸とこれに続く政治事情が影響している。天平十年から十二年までの行幸記録を調べると、天平十年は記録無し。十一年には二度の甕原行幸。十二年五月に諸兄の相楽別業への行幸がある。しかし事件の大きさをや行幸の規模から云ってそれらは十二年十月のものとは比較にならない。内舎人の任務は、職員令中務省條に

掌帯刀宿衛供奉雜使。若駕行分衛前後

と記されており、家持は内舎人としての任務を忠実に果さなければならなかった。平城を出て恭仁京・紫香楽への遷都、又難波への行幸は、家持の官人としての自覚を促す一方で、旧都平城への望郷ともなつて表われる。十年から十六年まで内舎人であっても、このような事情を考慮するとき、内舎人という肩書きを持つ作品が十二年十月以降に片寄るのは極めて自然な現象としなければならぬ。

萬葉集は編集された歌集であり、そこには作品の取捨選択が行われていよう。萬葉集に歌が無いから歌わなかったとは断じて云えない。家持が従五位下となった天平十七年には歌が残されていない。又宮内少輔としての作品もない。これらは萬葉集編集時期の問題ともかわつていようが、天平十二年までに内舎人としての歌が無いゆえに内舎人でなかったと考えるのは、宮内少輔としての歌が無いゆえに宮内少輔にはならなかったと云うのと同じである。歌数の多寡をもって内舎人任官の時期を推測することは出来ないと思われる。

次にD1についてであるが、なぜこのようなことが問題となるのか私にはよく分からない。氏の挙げられる公式令授位任官條は

凡授位任官之日喚辞。三位以上。先名後姓。略。六位以下去姓稱名。略。

と記される。これは授位任官時の呼び方に関する規制であつて、萬葉集の書き方に関する規則ではな

い。これに依る書き方をしていることもあるし、そうでない場合もある。六位以下者に姓を付している例はいくつも挙げられよう（大伴宿祢百世・県犬養宿祢人上・田辺史福麻呂他）。家持に宿祢姓を付したところでそう不思議にも思えない。これよりも結集宴歌の題詞に、橘朝臣奈良麻呂とあり、左注に右大臣橘卿とある矛盾が重要と思える。「巻八は天平十八年、越中赴任以前、彼によって整理されたのは現今の通説である」ことをひとまず認めるにしても、奈良麻呂が橘朝臣の姓を付されている所から、朝臣賜姓のあった勝宝二年以降に編集者の手によって題詞等の書きかえが行われたことに疑いは無い。であれば巻八は整理された後に、編集されたことになり、藤田氏はこの整理の段階で、家持は整理当時の官職に従って「内舍人」と記載したと考えられる。題詞や左注で示される官職名が作歌当時のそれとくい違うことのあるのは藤田氏指摘の通りである。しかし結集宴歌の場合にもこれが当てはまるかどうかは疑問であろう。題詞左注の書きかえは橘宿祢と書くべき所を、橘朝臣と書き換えているのみと見るべきだろう。官職名の書きかえが行われていないことは右大臣橘卿と記されていることでもわかる。藤田氏の説くごとく巻八整理当時の官職名「内舍人」を付したのだとすれば、何故巻八のこの結集宴歌にのみそのような付け加えがあったのか。巻八には家持の作品が多く収録されているが、他のいずれの作品にも内舍人の肩書きは無い。この結集宴歌にのみ後の肩書きを加えたと考える方が不思議である。結集宴歌の生原稿に内舍人となっており、同時に橘宿祢となっていたが、巻八編集段階で橘家への敬意のゆえに、宿祢姓を朝臣姓に変えたとする方が自然であろう。最後にD2の契沖説であるが、まず作品を引用しておく。

橘朝臣奈良麻呂結集宴歌十一首

手折らずて散りなば惜しと吾が思ひし秋の黄葉をかざしつるかも 8 1 5 8 1  
めづらしき人に見せむともみち葉を手折りぞ吾が來し雨の零らくに 8 1 5 8 2

右二首橘朝臣奈良麻呂

もみち葉を散らすしぐれにぬれて來て君が黄葉をかざしつるかも 8 1 5 8 3  
右一首久米女王

めづらしと吾が思ふ君は秋山の初もみち葉に似てこそありけれ 8 1 5 8 4

右一首長忌寸娘

奈良山の峯のもみち葉取れば散るしぐれの雨し間なく零るらし 8 1 5 8 5

右一首内舍人縣犬養宿祢吉男

もみち葉を散らまく惜しみ手折りきて今夜かざしつ何をか思はむ 8 1 5 8 6

右一首縣犬養宿祢持男

あしひきの山のもみち葉今夜もか浮び行くらむ山川の瀬に 8 1 5 8 7

右一首大伴宿祢書持

奈良山をにははす黄葉手折り來て今夜かざしつ散らば散るとも 8 1 5 8 8

右一首二手代人名

露霜にあへる黄葉を手折り来て妹とかざしつ後は散るとも

8 1589

50

右一首秦許遍麻呂

十月しぐれにあへるもみち葉の吹かば散りなむ風のまにまに

8 1590

右一首大伴宿祢池主

もみち葉の過ぎまく惜しみ思ふどち遊ぶ今夜は明けずもあらぬか

8 1591

右一首内舍人大伴宿祢家持

以前冬十月十七日集於右大臣橘卿之舊宅宴飲也

この宴が催された時期と諸兄の旧宅の場所について契沖は次のごとく説く。

此哥共八天平十三年十四年兩年ノ間ナリ。其故八十三年二久邇京二定リテ奈良八故郷トナレル

ニ、哥二平山トヨミ、今橘卿之舊宅ト云ヒ、又橘卿八十五年五月二左大臣二轉セラレケルニ、今

右大臣トアレハ、右ノ兩年ノ間ノ事ナリトハ知レリ(23)。

天平十三年の恭仁遷都により恭仁京の諸兄宅を新宅として、平城京の今までの諸兄宅を旧宅と契沖は考えるわけである。たしかに恭仁遷都後であればそうなたはずである。しかし彼の論は弱いように思える。まず諸兄の右大臣就任は天平十年正月のことであり、諸兄を右大臣と書くことは、これ以

降天平十五年の左大臣就任までは適切であり、結集宴歌の左注の天平十年十月はその期間のなかに入っている。次に歌に平山とあるゆえに奈良は故郷となったとする点であるが、これはどういふことなのか少し判り難い。奈良山を平山と表記した例は、1585・1588の作品の他に29・2487・3237がある。契沖が平山の表記のゆえに奈良を故郷と考えたのは恐らく「空にみつ大和をおきて青丹よし平山を越え」(129)の近江荒都歌が念頭にあったものと思われる。たしかに都が大津京にあったとき大和は故郷であった。宴が十三、四年のものであれば彼の説は正しい。だがこの例を論拠に、平山の表記が、奈良を故郷とし恭仁を今の都であることを示すとまではとても云えないと思う。平山を越えるという場合には、大和から奈良山を越えて山背の地に出ることを指すことが多い。平山を越えて山背の諸兄旧宅に皆が集って催された宴とする方がまだしも私には考え易い。

諸兄旧宅が奈良か山背かを推測するためには結集宴に先立つて催された右大臣橘家の宴の場所との関わりで考えねばならないだろう。巻六に「秋八月廿日宴右大臣橘家歌四首」(6 1024~27)巻八には「右大臣橘家宴歌七首」(8 1574~80)として載せられている作品群である。この中に「雲の上に鳴くなる雁の遠けども君にあはむとたもとほり来つ」(1574)や「秋の野の尾花が末をおしなべて来しくもしるくあへる君かも」(1577)があり、平城から離れた地での宴であるように感じられるところから、山背にある右大臣邸、相楽別業あるいは井手の邸で催されたものと推測されている。しかしながら歌意から宴の場所を決める訳にはゆかない。「此の里は繼ぎて霜や置く」(4268)の此の里とは、大納言仲麻呂邸であるし「律はふ賤しきやど」(4270)も「松陰

51

の清き濱邊」(4271)も左大臣橘邸である。これらの歌意は右大臣橘家の場所がどこにあるのかといったような所とは全く関わりを持っていない。饗宴の場における文雅の遊びとして作品を理解しなければなるまい。

それに全く理解できないことは、右大臣橘家が山背の地にあったとする発想である。題詞はいずれも右大臣橘家と記している。決して別業とも何とも記していない。平城に都があるのだから、時の最高権力者たる右大臣橘諸兄の家は必ず平城に無ければならない。相楽にも綴喜にも諸兄の邸があったかもしれない。しかしそこで行われた宴なら題詞にはその旨が記されたであろう。単に右大臣橘家と書かれた場合、平城京内の橘家以外を想像することはできないのである。

さて奈良麻呂の結集宴が催された旧宅とは、右大臣橘家を新宅として、これに対する旧宅であろうと考えられる。即ち旧宅とはもとの大納言橘家ではないかと思われる。北山氏もこのように考えておられる(24)。天平十年一月十三日、大納言従三位であった諸兄は正三位となり右大臣に昇進した。大納言と右大臣では格も待遇も全く異なる。食封は左右大臣二千戸に対して大納言は八百戸(25)、帳内は二百人に対して百人(26)である。諸兄は右大臣に就任して、右大臣にふさわしい土地を給され新しい邸を営んだのではないか。宅地面積は位階などを基準に定められていたが、平城京については直接資料がなく、前代の藤原京や奈良時代の難波京の例から類推するしかない(27)という現今の状況らしいが、このうち宅地面積が明らかなのは右大臣藤原不比等や大師藤原仲麻呂の田村第が四町、従三位紀勝長宅が一町であったと記される。持統五年十二月賜右大臣宅地四町。直廣貳以上二町。大

参以下一町とあり、右大臣に四町というのは平城京においても変っていないかたようである。諸兄は三位であったが、同じ三位の紀勝長が一町であったことは諸兄の右大臣という地位が大きく作用しているからであろう。諸兄にしても最初から四町の宅地を与えられていたはずはない。位階の昇叙と官職の昇進にともない最終的に四町の宅地が与えられたのであり、何度か新邸の造営を経ていよう。諸兄の右大臣としての宅地が正月に与えられ、八月までに新邸がなりそこで宴が催されることは十分に可能である。

私は旧宅・新宅を以上のように考える。旧宅・新宅とも平城京内にあり従ってどちらの宴も平城京内にて催されたものとなる。旧宅と云っても旧大納言諸兄宅であり少くとも一町の広さをもっていた。その敷地内に山泉を模した庭園があったとしても不思議ではあるまい。結集宴歌に詠まれる奈良山は庭園内の山泉としてもよいし、庭園から眺められる現実の奈良山を考えても良いのである。

右大臣就任とともに宅地が支給され新宅・旧宅の関係が以上の如くであれば、諸兄旧宅での結集宴はその左注通り天平十年十月に催されたと考えて良いことになろう。旧宅という書き方は旧諸兄邸の帰属がまだ決っていない状態を示しているとも考えられる。旧宅を奈良麻呂が引き継いでいたとすると、左注は旧宅と書かず奈良麻呂宅と書いただろうし、諸兄の別邸として使っていたならそのように記したであろう。そうではなく旧宅と記しているのは、新宅が出来たのちも諸兄の管理下にあったことを物語る。契沖が云うように結集宴歌が天平十三・四年のことであれば、旧宅の帰属も既に決っており、これに即した左注の書き方ではないかと思うのである。

以上藤田氏の出された天平十年内舍人任官説への批判は決定的なものではないと考えられる。又氏の説かれる天平十二年内舍人任官説は、正六位上から従五位下に昇るために必要とされる四考のみを対象としており、家持が初叙されるべき蔭位正六位下から正六位上への過程には言及されておられない。更に四考で必ず一階上るといふ保証のないことは既述のとおりである。

(二)

佐藤氏(28)は「家持は(従二位旅人の子として、先ずは自進出身の無位内舍人として出仕し初め、六考(官人見習期間)の後、有位内舍人(または兼官)に進んだ」と推定される。又「蔭位制の実例の検討からも、又令制上の十七歳(中男下限)の持つ意味からも家持の出身は、自ずと十七歳(天平六年)と推定されよう」と説かれる。そして旅人の蔭位を正六位下として、天平十三年の春頃に六考考満による蔭位授与、但し天平十二年の広嗣乱後の特叙一階をプラスし、正六位上に叙されたと考えられ、その後四考を経て天平十七年の従五位下昇叙に結びつけておられる。

出身 六考 蔭叙は野村氏説に依り、この考え方と天平六年出身とを結びつける限り、天平十三年蔭叙とする理解は正しいものである。氏の説は現在かなり有力のようで、橋本達雄氏(29)や中川幸廣氏(30)も賛同されている。しかし氏の説には大きな疑点がある。氏が蔭位制の実例として挙げたのは、豊成・仲麻呂・伯麻呂・魚名・浜成の五名にすぎず、精密さを欠いている。しかも豊成の場合

を除いては、全員に令規定の蔭位に特別加叙をすること一階乃至二階を想定されるのである。その加叙のし方も、例えば家持の場合、天平十二年に赤坂頼宮で特叙があつたが、この時点では家持はまだ六考を経ぬ無位の状態であつたため、特別加叙の権利(加叙資格)は保留されて、翌十三年に自己の蔭位を授かるときに、前年の加叙資格により一階を加えられ正六位上に初叙されたと考えられるのである。このようなことが本当にあつたのだろうか。特叙にあずかる資格の無かつた人が、後年になつてその資格を得たとき、過去の特叙をさかのぼつて授かり、蔭位に加算されるというようなことは信じ難いのである。赤坂頼宮での特叙は大規模なものであつたらしく、五位以上に叙された人々の記録が載せられている。即ち特叙は直ちに実施されており、例えば諸兄は従二位から正二位へ、智努王らは正四位下に昇位している。特叙とはその時のみに有効で、将来にわたつて権利が持続するものではない。既述のごとく、蔭位の授与に当っては令の規定が厳格に守られており、三位以上の蔭位資格では、蔭位を越えた位階を初叙された例を検出できないし、又慶祝の蔭叙においても同様である。表(一)の人物全員が令どおりの蔭位を授つたことを無視すべきではない。蔭位以上の位階を初叙されたのは今毛人ひとりであるが、彼は従五位の子であつて、三位以上者の子孫とは同列に扱ふことは出来ないのである。又佐藤氏は赤坂頼宮で、慶祝の蔭叙が出されたと思定されているふしがみえる。慶祝の蔭叙は二十歳以上の無位者に対してなされるものであるから当時二十歳であつた家持は当然その対象者であり、この時点で六考の途中ながら蔭位を授つたことになつたはずである。

特叙の権利は保留され、後年その資格が生じた時に蔭位に加算されると想定するその根拠を氏は示

されていない。このような想定をすれば何人かの昇叙例について説明が可能だという程のものと云わざるを得ない。加叙資格はどのくらいの期間有効なのか、加叙資格が二度あるとき（仲麻呂の場合の靈龜瑞祥及び光明立后時）の扱いはどうなるのか、又加叙資格の確かな実施例等々、氏はその論理の基礎をまず固める必要があると思われる。

赤坂頓宮での特叙はまず間違いなく家持にも及んだらうと私も考えている。天平十二年十一月の続紀は

詔陪從文武官。并騎兵及子弟等。賜爵一級。但騎兵父「官」者。雖不在陪從。賜爵二級。

と記す。内舎人として陪從していた家持も一級を賜ったはずで、私はこのとき、正六位上に昇ったと考えている。

さて佐藤氏が、天平十三年に家持が正六位上に初叙されたと考えられる背景には、十七年に従五位下となるまでに四考の期間が必要とされるゆえである。十二年八月から十六年七月の四考の期間を満たした上で、翌十七年の昇叙があったとされる。この点については、結果としては私も同様である。しかしながら四考期間をそう前面に押し立てて論じる必要は無いと思われる。氏の論法は、十七歳出身 六考 蔭叙 四考 叙位 というものであるから、二十四歳で蔭叙されたのちは四年単位で昇位しなければならなくなる。即ち年齢でいえば、28・32・36・40……という年齢で叙位される

ことになる。これを外れた場合には必ずその説明をしなくてはならなくなる。例えば仲麻呂の場合に限っては、その出身年齢を十八歳とされるのであるがこんなのはどう説明されてもフェアなやり方ではない。

蔭叙までに六考が要るとし、その後は四考ごとの昇位とする論理の基本的な方向は誤っていない。だが表(一)(二)の人たちに選叙令遷代條があてはまるかどうか、じっくりと検討して頂きたい。特に表(一)の人たちには、四考を経て一階昇るといふ常識が全く通用しないことが了解されるであろう。彼らは四考を満了することなく、一階ないし四階昇叙されて五位ラインに達している。彼らは特別中の特別と云われるかもしれない。まさしくその通りで、特別中の特別の例を多くみるということが、令や格の運用上のひとつの特徴なのである。表(一)の人達は昇位の早い例であるが、遅い例としては黒麻呂・楓麻呂・継縄・乙縄らを指摘することができる。遷代條などの規定は被管理者の官人つまり下級官人層へのものではないか、という感触があるのだが、ここでは触れずにおく。

表(一)(二)の人たちについて何年間で何階昇ったかを調べても規則的な傾向は出てこない。彼らの事例を四考考満の例外とするよりも、はじめから四考という原則は適用されていないとした方がまだしも考えやすい。「其五位以上者。無結階之法」であり、五位以上者への叙位は奏聞別勅によるものであった。しかし六位以下であっても、とびきりの子孫たちへの扱いはこれに準ずるものがあったのではないかと思われるのである。権力を握るものにとって都合の良い者は早く昇位させるが、そうでない者は遅らせる、という極めて人間的な欲望が、奈良時代にもあったことは容認できるである

う。家持の場合、たまたま四考を満たしたように見えているだけなのではないだろうか。

(三)

神堀氏(31)は、家持が十七歳で出仕を要請される特殊な事情として、天平九年の疫瘡を考えられ、天平十五年七月末で(内舍人として)考満、十六年の春初叙位正六位上に叙され、翌十七年に従五位下に昇ったと説かれる。家持の生年は養老六年とされる。

氏の説の内、出仕を要請される事情という考え方に魅力を感じる。既述のごとく、内舍人は良家の子を選んで任命するのがそもその原型であり、氏の説はこの線に沿うものであるからである。但し、要請されて出仕した天平十年に十七歳であった保証はない。藤原諸子の例からひとまず十七歳と推定される程度のことである。天平十年に出仕し、十六年の初叙であれば、内舍人として五考を経ているが、その内一年は妾が亡くなった等の事由のために一考の遅れがあったと考えられる。従って基本的には、内舍人出身 四考蔭叙という手続きを考えておられるわけである。このことは延暦十四年官符の内容に抵触するものである。又家持の初叙位を正六位上とするのは、前項佐藤氏の場合と同じく、赤坂頓宮での加叙資格の加算とされる。さらに「五位昇叙が二十代前半と確認しうる官人は、五位昇叙の時点での前官位が初叙である可能性が極めて濃厚である」(7)との野村氏の説に依り、家持の初叙位は正六位上であつたとされる。氏の説の内、延暦十四年官符・加叙資格については既に述べて

いるので省略する。野村氏説の援用について記すと、これは論証の方向が逆だと思われる。即ち、家持の従五位下が二十四歳の時であつたとの前提のもとで、野村氏説をあてはめても何の意味もないのである。それに野村氏は「可能性がきわめて濃厚」と注意深く記されている。五位昇叙が二十代前半というのは表(一)の人物と表(二)の内の、家依・泉・清河の場合である。野村氏の意見は表(一)の人たちに妥当する。しかし表(二)の三人には当てはまっていないのである。この三人は令規定の蔭位から一階以上昇ってから、従五位下に達しているとみるべきである。「可能性が濃厚である」と含みのある記し方の意味を無視すべきではない。

神堀氏は、天平十六年に初叙され十七年に昇叙されたことには何も触れられていない。初叙位を授けられるまでは上日数の推定までされ、四考を守る立場をとられながら、正六位上から従五位下への昇叙は一考のみであるにかかわらず疑問さえも記しておられないのはどういっわけなのだろう。

なお氏は、家持と伯麻呂とが同年であり得ない(家持の方が若い)という附記を以って家持の年齢を引き下げることの傍証とされる。家持の蔭位は正六位下、伯麻呂のそれは正七位上(初叙位はそれぞれ正六位上、従六位下とされる)。両者には三階の差があり、一階昇るのに四年かかるとして、年齢差は十二年。伯麻呂への特叙を考えても、二人の間には位階面で九年以上の差があったと考えられるが、五位到達時点の年齢差は五年しかなく、従って彼らの実年齢は四・五歳開いていたとされる。そして家持は伯麻呂より四歳下の養老六年生れと推測されるのである。

しかしこれは今まで何度か書いたように、貴族たちへの授位は、能力や考課成績が最重要視される

のではなく、その時々々の政治状況や他の要因が優先するものであり、年数計算などはあまり意味がない。例えば、藤原縄麻呂と継縄・乙縄の場合は母の出自又は嫡庶の別が関係している。位階差と年齢差との関係は単に四考計算のみから言及できることではない。伯麻呂が家持よりも早く昇位しても不思議では無い、そういう理由があったのだと考えておくだけで十分である。

(四)

川口氏(32)は「家持従五位下は、天平十七年正月であった。そして旧制適用の立場からすれば、天平十七年正月に従五位下たるためには天平十六年七月末日までに満六年を経過したとせねばならない。これによって逆算すると何のことはない、びたりと天平十年 橘家宴席歌の年 となるのである。前年十二月に《検簡》され《式部銓擬申官而乃補任》の手續を経て、十年八月一日に正式の発令をみたのであろう」とされる。即ち天平九年に二十一歳、翌十年二十二歳で内舎人就任、そして正六位上に叙されたと考えられる。

氏は内舎人が六考であったことを前提としており、これが誤りであることは藤田氏(20)や佐藤氏(28)が指摘されるとおりである。氏は六考制の実例として、家持の越中守が四年で終わっていない点をあげるが、これは無理である。又内舎人の官職に長く就いていた人の例として眞犬養吉男・石川広成をとり上げるが、事実関係は不明である。

氏の説入の疑問はさらに蔭位の問題がある。氏は家持を庶子として、蔭位は従六位上であるべきなのに二階を加算されたとされる。しかし氏自ら「豊成の例(令通りの蔭位が授けられていること筆者)もあり、この点は問題が残る」と書かれるように、誠に大きな問題が残されているのである。

(五)

小野氏(2)は萬葉集や公卿補任などの資料をできるだけ生かそうとする立場をとられている。結集宴歌の年次についてはその前後に配例されている作品群の左注の考察や、官職名の記載の考察から天平十年のもので、このとき家持は内舎人であったとされる。同じ天平十年説の私にとっては有難い説である。

家持の年齢については、公卿補任と続日本紀との対照チェックにより、補任の記事の正確さを確認し、宝龜十二年條の年齢記事を大切にされている。氏の成果をそっくり引用させて頂く。

「公卿補任」に享年が記されていて「続日本紀」にも記載のあるものは十九例であった。その中で合致しないのは吉備真備一例のみであった。真備は「続日本紀」は八十三歳と記し、「公卿補任」には八十二歳とある。他は「続日本紀」の記事で修正されているのであろうか。しかし例えば大中臣清麻呂は天平宝字七年から宝龜六年まで十三年間連続して年齢を記し、その後記さぬ

まま宝亀十二年致仕して七年後延暦七年没したが、その享年の記載は「続日本紀」と合致している。これなど、「公卿補任」は独自の確かな資料に基いて年齢を記していたように思われる。「続日本紀」の享年から逆算して記したとは思えないからである。家持は「公卿補任」に生年と年齢を一ヶ所ずつ記すのみである。生年記録は、前記調査の範囲で二十七人にあるが、年齢と合致するのは僅か十一人分で、正確度は約四十パーセントである。

と記される。氏によると、補任の年齢の記録はほぼ信頼できるが、生年の記録は四十パーセントの信頼度しかないという結果となる。即ち、宝亀十一年の補任の家持の生年の記録「天平元年己巳生」は捨てて良いし（事実どの人も捨てている）、宝亀十二年の六十四歳という記録は信用してよいということになる。私は補任や大伴系図の記録を信用し、彼の生年を養老二年と考えるものであるので、氏の説には大いに力づけられる。

これらのことから氏は、天平十年二十一歳で内舍人任官。その前年の九年十二月一日に内舍人候補に選ばれたとき二十歳で、令の規定より一年早かったと説かれる。そしてその理由は神堀氏と同様に、疫瘡の流行を挙げ「令の規定では内舍人は二十一歳以上となっているが、天然痘で人員の減った内舍人を補充すべく、三位以上の家柄の子弟は一年ぐらい早い者も選ばれる可能性が大いにあるだろう」とされる。氏は内舍人出身に軍防令を考えておられるし、又位階への考察が欠けているなど残念なところがある。しかし資料を大切にしておれば大きく誤ることは無いということ、当然のことながら改めて肝に銘じておくべきことではある。

以上の諸説の他にもさまざまの方々の考えがある。しかし軍防令に依る出身を考える説が多く重複するので省略しておく。又家持の年齢や出身に言及している著作は多いが、内容的に深く掘り下げたものではないので、これらも省略する。

#### 注

- ・ 萬葉集作品の引用は特に断らぬ限り澤瀉久孝「萬葉集注釋」（文中「注釋」と略記する）による。
- ・ 続日本紀・日本後紀・続日本後紀・日本記略・令義解・令集解・延喜式・公卿補任は国史大系（吉川弘文館）による。

・ 古事記・日本書紀・日本書紀・日本書紀・懷風藻は日本古典文学大系（岩波書店）による。

- (1) 「大伴系図」 続群書類従巻百八二第七輯下
- (2) 「大伴家持研究」 小野寛
- (3) 「家伝下」 群書類従第五輯
- (4) 「古代官僚の世界」 野村忠夫
- (5) 「藤と貢奉との関係」 林陸朗 続日本紀研究会S35
- (6) 「上代学制の研究」 桃裕行

- (7) 「律令官人制の研究」 野村忠夫
- (8) 「令の官吏の任用制度とその後」 喜田新六 中央大紀要532
- (9) 正確には嫡庶不明。人足が今毛人の才幹を見抜いていたとすれば彼を嫡子に立てたであろう。
- (10) 今毛人の出身が十七歳でなくなぜ二十一歳前後なのかについては論がない。十七歳で出身できるのはあるいは高位者の特権であったか。
- (11) 豊成の第四子ながらその母が房前女であり嫡子の扱いを受けている。
- (12) 房前の第二子。嫡子かもしれない。
- (13) 武智麻呂の第四子。第二子仲麻呂より二歳下と仮定。従五位下となったのは三十歳以下の年齢となる。
- (14) 宇合の長子。第二子宿奈麻呂より一歳上と仮定。
- (15) 遷叙令集解考満心叙條六記に「未考満間。父得五位者。」とあり、父が昇位したときの子への配慮はなされてきたと考えられる。
- (16) 統紀宝龜八年九月良繼薨伝
- (17) 房前の第一子。房前は子が遅く、次子永手は房前の三十四歳のときの子である。鳥養を永手より十歳年長としても、彼が従五位下となった天平元年は二十六歳の時のこととなる。鳥養の子の小黒麻呂は天平五年生れ。鳥養のことはこの後記録にみえず、あるいは天平九年に死没か。
- (18) 表から除外した奈良麻呂や緒嗣などの場合がこれに当る。ただ別勅処分によっても従五位下を限度とした慣習法が存在が予想され、その意味ではやはり蔭位制の枠内で考察すべきことなのかもしれない。橘奈良麻呂・文室波多麻呂については、父が皇籍から臣籍へ下る際に、その子に配慮された位階という面からの考察が必要であろう。
- (19) 「越中家持伝説」 山口博（大伴家持と越中萬葉の世界）
- (20) 「萬葉歌人の研究」 藤田寛海
- (21) 「大伴家持管見」 林田正男（国文学昭和四五年二月号）
- (22) 「大伴家持」 山本健吉
- (23) 「萬葉代匠記」 契沖全集
- (24) 北山茂夫氏は「諸兄が右大臣になったのでその権貴にふさわしい新邸を営んで移り、旧宅を長子にゆずったのではないか」とされる。（大伴家持）
- (25) 令義解禄令食封條
- (26) 令義解軍防令給帳内條
- (27) 「古代を考える 奈良」 直木孝次郎
- (28) 「萬葉集中の国守たち」 佐藤美知子 萬葉百十二号
- (29) 「大伴家持作品論攷」 橋本達雄
- (30) 「大伴家持 人と作品」 中川幸廣（中西進編）
- (31) 「大伴家持と坂上郎女」 神堀忍 萬葉集研究第二集
- (32) 「大伴家持」 川口常孝

## 第二章 持節征東將軍の死没地

### 第一節 陸奥への赴任と帰還

家持の死没地が陸奥であるのか都であるのかについて、陸奥と考える説が圧倒的ではあるが実は確定されていることではない。死没地がどこであっても、それは偶然的なことで人物論の形成や歴史への考察に影響をもたないと考えられるかもしれない。しかし家持の場合は違う。種継暗殺事件の解明や延暦年間初頭の陸奥政策に大きな関わりをもつものである。歴史の中枢に居た家持のその死没地を考察することは歴史そのものを考察することにつながる。私自身は家持の持節征東將軍は在京のもので、従って死没地は当時の都、長岡京であったと考えている。

家持は延暦元年六月十七日に陸奥按察使鎮守將軍に任命された。延暦四年四月の奏上文の肩書きには、中納言従三位兼春宮大夫陸奥按察使鎮守將軍とあるので、按察使鎮守將軍の任はこのときまで続いていたことがわかる。死去においては、中納言従三位とのみ記す。家持は中納言のままで没したとみて良い。

持節征東將軍には延暦三年二月に就任した。これも没日までの任務であつただろう。これらのことについては諸家の意見は一致している。だが家持がいつ陸奥に赴き、いつ帰京したかという赴任時期や帰京時期の考え方については大きく意見が分れる。これをどのように理解するかによって、家持の死没地が異なることになり、更に種継暗殺事件と家持との関わりに大きな影響をもたらすこととなる。種継暗殺事件において家持が演じた役割の解明それ自体はこの稿の目的ではない。それを考えるための基本的な条件を確定することを目指している。

家持が陸奥で死んだとすれば、彼は事件との関わりから解放される。しかし彼が都で死んだとなると、彼は所領を没収され、死後、名を除かれるほどの役割りを演じたということになる。家持の死没地の考察は、家持にとっての事実を追うという面のみならず、種継暗殺という歴史的な事件の解明を左右するものと云って云いすぎではないのである。ところが死没地の推定は、実は容易なことではない。続日本紀・日本記略・公卿補任などの資料をつき合わせて検討してみると、死没地を陸奥としても都としても、内容的に矛盾する点が出てくる。つまり資料の伝える内容のうち少くとも一つを、真実でない記録として棄てざるを得なくなる。たとえば陸奥死亡説を採る場合には、紀略の記事中「故中納言大伴家持相謀曰云々」と自供した継人や高成の言葉は虚偽として棄てねばならなくなる。家持が陸奥に在っては、種継の暗殺の相談などは不可能である。一方、死没地を都と考えた場合には、公卿補任に記されるところの「在陸奥」の三文字は誤りとしなければならなくなる。どちらの考え方を採るにせよ、資料相互間に矛盾が生じることとなり、従ってどれかを切り捨てるか、あるいは新しい解釈をもつて、全てを説明し尽くさなければならなくなる。結論から云つと、私は長岡京での死亡

説をとる。従つて補任の「在陸奥」の三字を棄てる立場である。

さて、後々の便宜のために、主要な記録を次に列挙しておこう。

- A 天心元年八月二十五日。陸奥按察使正四位下藤原朝臣小黑麻呂。征伐事畢入朝。特授<sup>二</sup>正三位<sup>一</sup>。
- B 延暦元年六月十七日。春宮大夫從三位大伴宿祢家持爲<sup>二</sup>兼陸奥按察使鎮守將軍<sup>一</sup>。
- C 延暦二年十一月十二日。常陸介從五位上大伴宿祢弟麻呂爲<sup>二</sup>兼征東副將軍<sup>一</sup>。
- D 延暦三年二月己丑。從三位大伴宿祢家持爲<sup>二</sup>持節征東將軍<sup>一</sup>。
- E 延暦三年六月十日。(造長岡宮使を任命。)
- F 延暦三年十一月十一日。天皇移<sup>二</sup>幸長岡宮<sup>一</sup>。
- G 延暦四年二月十二日。從五位上多治比真人宇美爲<sup>二</sup>陸奥按察使兼鎮守副將軍<sup>一</sup>。國守如故。
- H 延暦四年四月七日。中納言從三位兼春宮大夫陸奥按察使鎮守將軍大伴家持等言。(多賀・階上の飯の郡を真郡にと言上)
- I 延暦四年八月二十八日。(家持死伝)中納言從三位大伴宿祢家持死。祖父大納言贈從二位安麻呂。父大納言從二位旅人。家持天平十七年授<sup>二</sup>從五位下<sup>一</sup>。補<sup>二</sup>宮内少輔<sup>一</sup>。歷<sup>二</sup>任内外<sup>一</sup>。寶龜初。至<sup>二</sup>從四位下左中弁兼式部員外大輔<sup>一</sup>。十一年拜<sup>二</sup>參議<sup>一</sup>。歷<sup>二</sup>左右大弁<sup>一</sup>。尋授<sup>二</sup>從三位<sup>一</sup>。坐<sup>二</sup>氷上川繼反事<sup>一</sup>。免移<sup>二</sup>京外<sup>一</sup>。有<sup>レ</sup>詔宥<sup>レ</sup>罪。復<sup>二</sup>參議春宮大夫<sup>一</sup>。以<sup>二</sup>本官<sup>一</sup>出爲<sup>二</sup>陸奥按察使<sup>一</sup>。居無<sup>レ</sup>幾拜<sup>二</sup>中納言<sup>一</sup>。春宮大夫如故。死後廿餘日。其屍未<sup>レ</sup>葬。大伴繼人。竹良等殺<sup>二</sup>種繼<sup>一</sup>。事發覺下<sup>レ</sup>獄。

案<sup>二</sup>驗之<sup>一</sup>。事連<sup>二</sup>家持等<sup>一</sup>。由<sup>レ</sup>是追除<sup>レ</sup>名。其息永主等並處<sup>レ</sup>流焉。

J 延暦四年九月七日。齋内親王向<sup>二</sup>伊勢太神宮<sup>一</sup>。百官陪從。至<sup>二</sup>大和國堺<sup>一</sup>而還。

K 延暦四年九月二十三日。中納言正三位兼式部卿藤原朝臣種繼被<sup>二</sup>賊射<sup>一</sup>斃。

L 延暦四年九月二十四日。車駕至<sup>レ</sup>自<sup>二</sup>平城<sup>一</sup>。捕<sup>二</sup>獲大伴繼人<sup>一</sup>。同竹良并黨与數十人。推<sup>二</sup>鞫之<sup>一</sup>。並皆承伏。依<sup>レ</sup>法推斷。或斬或流。其種繼參議式部卿兼大宰帥正三位宇合之孫也。神護二年授<sup>二</sup>從五位下<sup>一</sup>。除<sup>二</sup>美作守<sup>一</sup>。稍迁。寶龜末。補<sup>二</sup>左京大夫兼下總守<sup>一</sup>。俄加<sup>二</sup>從四位下<sup>一</sup>。遷<sup>二</sup>左衛士督兼近江按察使<sup>一</sup>。延暦初。授<sup>二</sup>從二位<sup>一</sup>。拜<sup>二</sup>中納言<sup>一</sup>。兼<sup>二</sup>式部卿<sup>一</sup>。三年授<sup>二</sup>正三位<sup>一</sup>。天皇甚委<sup>二</sup>任之<sup>一</sup>。中外之事皆取<sup>レ</sup>決焉。初首建<sup>レ</sup>議。遷<sup>二</sup>都長岡<sup>一</sup>。宮室草創。百官未<sup>レ</sup>就。匠手役夫。日夜兼作。至<sup>三</sup>於行<sup>二</sup>幸平城<sup>一</sup>。太子及右大臣藤原朝臣是公。中納言種繼等。並爲<sup>二</sup>留守<sup>一</sup>。照<sup>レ</sup>炬催檢。燭下被<sup>レ</sup>傷。明日斃<sup>二</sup>於第一<sup>一</sup>。時年卅九。天皇甚悼<sup>二</sup>惜之<sup>一</sup>。詔贈<sup>二</sup>正一位左大臣<sup>一</sup>。

M 延暦四年十月八日。遣<sup>二</sup>中納言正三位藤原朝臣小黑麻呂<sup>一</sup>。大膳大夫從五位上笠王於山科山陵。治部卿從四位上壹志濃王。散位從五位下紀朝臣馬守於田原山陵。中務大輔正五位上當麻王。中衛中將從四位下紀朝臣古佐美於後佐保山陵。以告<sup>下</sup>廢<sup>二</sup>皇太子之<sup>一</sup>状上。

N 延暦四年十一月二十五日。詔立<sup>二</sup>安殿親王<sup>一</sup>爲皇太子。

(公卿補任、延暦四年条家持の項より)

P 八月庚寅日斃。廿餘日其骸未葬。大伴繼人竹良等射殺藤原種繼。事發覺下獄。案驗之。事連家持。由是追除名。其息永主等並處流。中納言從三位兼行春宮大夫。陸奥按察使。鎮守府將軍。在陸奥。

Q 延暦四年八月二十八日。中納言大伴家持死。後事發覺。追奪<sub>二</sub>官位<sub>一</sub>。今此不<sub>レ</sub>書<sub>レ</sub>薨。恐乖<sub>二</sub>先史之筆<sub>一</sub>。歿後廿餘日。其屍未<sub>レ</sub>葬。大伴繼人竹良<sub>二</sub>致<sub>二</sub>種繼<sub>一</sub>。事<sub>二</sub>反逆<sub>一</sub>。發覺下<sub>レ</sub>獄。案<sub>二</sub>驗<sub>一</sub>。事連<sub>二</sub>家持等<sub>一</sub>。由<sub>レ</sub>是追除<sub>レ</sub>名。其息永主等並處<sub>レ</sub>流。

R 延暦四年九月二十三日。中納言兼式部卿近江按察使藤原種繼被<sub>二</sub>賊襲射<sub>一</sub>。兩箭貫<sub>レ</sub>身薨。

S 延暦四年九月二十四日。車駕至<sub>二</sub>自平城<sub>一</sub>。云々。種繼已<sub>レ</sub>薨。乃詔<sub>二</sub>有司<sub>一</sub>搜<sub>二</sub>捕其賊<sub>一</sub>。云々。仍獲<sub>二</sub>竹良并近衛伯耆桴麿。中衛牡鹿木積麿<sub>一</sub>。勅<sub>二</sub>右大弁石川名足等<sub>一</sub>。推<sub>二</sub>勦<sub>一</sub>之。桴麿歎云。主稅頭大伴眞麿。大和大掾大伴夫子。春宮少進佐伯高成。及竹良等同謀。遣<sub>二</sub>桴麿木積麿<sub>一</sub>害<sub>中</sub>種繼上。云々。繼人高成等並<sub>レ</sub>歎云。故中納言大伴家持相謀曰。宜<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>唱<sub>二</sub>大伴佐伯兩氏<sub>一</sub>以除<sub>中</sub>種繼上。因啓<sub>二</sub>皇太子<sub>一</sub>。遂行<sub>二</sub>其事<sub>一</sub>。窮問<sub>二</sub>自餘黨<sub>一</sub>。皆承<sub>レ</sub>伏。於<sub>レ</sub>是。首惡左少弁大伴繼人。高成。眞麿。竹良。湊麿。春宮主書首多治比濱人同誅斬。及射<sub>二</sub>種繼<sub>一</sub>者桴麿木積麿二人斬<sub>二</sub>於山崎椅南河頭<sub>一</sub>。又右兵衛督五百枝王。大藏卿藤原雄依。同坐<sub>二</sub>此事<sub>一</sub>。五百枝王降<sub>レ</sub>死流<sub>二</sub>伊豫國<sub>一</sub>。雄依及春宮亮紀白麿。家持息右京亮永主流<sub>二</sub>隱岐<sub>一</sub>。東宮學士林忌寸稻麿流<sub>二</sub>伊豆<sub>一</sub>。自餘隨<sub>レ</sub>罪亦流。

T 延暦四年九月二十八日。詔曰。云々。中納言大伴家持。右兵衛督五百枝王。春宮亮紀白麿。左少弁大伴繼人。主稅頭大伴眞麿。右京亮同永主。造東大寺司次官林稻麿等。式部卿藤原朝臣<sub>平</sub>致之。朝廷傾奉。早良王<sub>平</sub>爲<sub>レ</sub>君<sub>止</sub>謀<sub>氣利</sub>。今月廿二日夜亥時。藤原朝臣<sub>平</sub>致事<sub>尔</sub>依<sub>言</sub>。勦賜<sub>尔</sub>申<sub>久</sub>。藤原朝臣<sub>平</sub>在<sub>不</sub>安。此人<sub>平</sub>掃退<sub>尔</sub>止<sub>言</sub>。皇太子<sub>尔</sub>掃退<sub>止</sub>仍許<sub>言</sub>訖。近衛桴麿。中衛木積麿二人<sub>平</sub>爲<sub>言</sub>致<sub>支</sub>止<sub>言</sub>申<sub>云</sub>々。

是日。皇太子自<sub>二</sub>内裏<sub>一</sub>歸<sub>二</sub>於東宮<sub>一</sub>。卽日戌時。出<sub>二</sub>置乙訓寺<sub>一</sub>。是後。太子不<sub>二</sub>自飲食<sub>一</sub>。積<sub>二</sub>十餘日<sub>一</sub>。遣<sub>二</sub>宮内卿石川桓守等<sub>一</sub>。駕<sub>レ</sub>船移<sub>中</sub>送淡路<sub>上</sub>。此<sub>レ</sub>至<sub>二</sub>高瀬橋頭<sub>一</sub>。已<sub>レ</sub>絕。載<sub>レ</sub>屍至<sub>二</sub>淡路<sub>一</sub>。葬<sub>云</sub>々。至<sub>三</sub>於行<sub>二</sub>幸平城<sub>一</sub>。太子及右大臣藤原朝臣是公。中納言種繼等並爲<sub>二</sub>留守<sub>一</sub>。種繼照<sub>レ</sub>炬催檢。燭下被<sub>レ</sub>傷。明日薨<sub>於</sub>第一。時年卅九。天皇甚悼<sub>二</sub>惜<sub>一</sub>之。詔贈<sub>二</sub>正一位<sub>一</sub>左大臣。又傳<sub>二</sub>桴麿等<sub>一</sub>。遣<sub>レ</sub>使就<sub>二</sub>樞前<sub>一</sub>告<sub>二</sub>其狀<sub>一</sub>。然後斬<sub>決</sub>上。

U 延暦四年十月八日。告<sub>二</sub>山科。田原。佐保山陵<sub>一</sub>。以下廢<sub>二</sub>皇太子<sub>一</sub>之狀<sub>上</sub>。延暦四年十一月二十五日。詔立<sub>二</sub>安殿親王<sub>一</sub>爲皇太子。

長々と引用したが、さて家持の陸奥への赴任、京への帰還はどのように考えられているか、まず諸家の説をみておきたい。併せて疑問点も記すものである。

北山茂夫氏(1)は「家持が任命(陸奥按察使鎮守將軍 筆者)の直後ただちに東北への征旅にのぼったかどうかはわからぬが、七八四年(延暦三年)二月に持節征東將軍に任命された。」「続日本紀には彼の死場所を明記していない。公卿補任を見るとただ『在陸奥』と書かれているだけである。これはこのとき持節征東將軍として現地にいたはずで、とくに帰京せねばならぬという状況にはなかった。したがって家持はその任所の陸奥国多賀城で没したとすべきであろう」とされる。氏はその後「兼陸奥按察使鎮守將軍として、多賀城に赴任し、そこにおいて、中納言、ついで、持節征東將軍を

拜命した。その間、一時的にせよ、帰京などは考えられない」(2)とされ、陸奥按察使鎮守將軍に任じられてからは、家持は陸奥に居たと断じられる。氏の説と軌を一にするのに小野寛氏(3)、川口常孝氏(4)、扇畑忠雄氏(5)、橋本達雄氏(6)の諸説がある。

そして種継暗殺事件との関わりにおいては、紀略の記事Sの自供内容の真実性を疑っておられる。即ち「継人らの陳弁の信憑性にきわめて強い疑念を抱いている。いな、むしろこれは政府による捏造にほかなるまいとしたい。桓武のがわでは、種継暗殺事件は謀叛の企てをからませるといふフレームアップによって、死せる大伴家持と大伴氏に痛打を浴びせ、同時に早良親王を皇太子の地位から退けたのである。」と考えられる。「これは要するに、「家持はすくなくとも延暦一年以来遠く陸奥の任地に居て、かれらと《相謀る》ことは不可能であった」ゆえである。

陸奥死亡説の最大の欠陥がここに現れている。即ち、種継暗殺の日よりさかのぼって、一年六ヶ月の間、都に居ない家持は種継の暗殺を相談することはできない。従って継人らの陳述を虚偽として棄てざるを得なくなる。そしてその辻褄を合わせるための説明に、桓武側の謀略をもち出すのである。この論旨の大筋は、陸奥死亡説を採る諸家に共通する。

しかしながら、長期間都に居なかった家持に、首謀者の疑いをかけ得るかどつか。北山氏は、「死せる大伴家持と大伴氏に痛打を浴びせ」と説かれるが、既に死んでいる家持に痛打を浴びせて何の意味があるというだろう。それにまた、当時大伴氏が藤原氏に比肩しうるほどの勢力をもっていたと

は考え難い。大伴古慈斐は宝龜八年に、伯麻呂は延暦一年にそれぞれ没した。家持が死んでも、家持に代る参議は大伴家から選ばれていない。大伴氏に痛打を浴びせねばならぬ理由もまた見つけれないのである。

桓武側の謀略という点については次のことが指摘できよう。つまり、長期間都に居ない家持を罪することは、都の官人たちの納得を得難いだろうということである。一年半も陸奥に居る人間を、事件の首謀者として除名することは不可能であろう。仮にそうしたとすれば、目的のためには手段を選ばぬ天皇として、かえって信頼を失う結果となろう。策士でなくとも、このようなことには注意を払うものである。家持を罪に陥れるためには少くとも相謀るための状況が無ければならない。継人は左少弁として都に居たのであるから、家持も都に居たとしなければならぬ。そうでなければ政府による捏造など出来ようはずはないのである。

氏は継人たちの陳弁の信憑性を疑っておられる。だが事件関係者への勘問は、奈良麻呂事件の折りにみるごとく、「各置別処一一勘問」であり、一人ずつ個別に勘問しただろうことを考え合わせれば、Sの記事中「窮問自餘黨。皆承伏」はひとり継人のみのものではないと考えられる。高成をはじめ、事件に関係した者全員が認めたということである。

私は継人の陳弁を信じている。彼はかの古麻呂の子である。唐において新羅と席次争いをし、鑑真を連れて帰国、奈良麻呂事件では杖下に死んだ男の息子である。又継人自身も、宝龜九年、唐より帰国の途中、小野岩根ら多数が死ぬ嵐に遭い、帆柱が折れやがて中断した船の舳に乗って天草に漂着し

たという経験の持ち主である(7)。生死の境を眼前に見て九死に一生を得て帰ってきた男。その継人が、このような折りに嘘をつくとはどうしても考えられない。

都に居ない家持を、継人の口をもって罪に陥れようとしたなどとするのは、まず無理な考え方である。継人たちは真実を述べたのであり、フレイムアップがあったとすればそれは紀略SとT、および続紀Iの記事の差の中にあるとするのが良いのである。

加倉井氏(8)は、「家持を追い立てるように陸奥按察使鎮守將軍として春宮大夫兼任のまま出発すべき運命が待っていた。中略 延暦二年秋七月、中納言兼春宮大夫のポストが与えられて、家持は帰還してくる。翌延暦三年二月、家持に持節征東將軍の命が下された。略 奥州遠征の途に出立する六十八歳の老將軍家持、何処が終焉の地であるのかは詳でない。略 尚、公卿補任に《陸奥按察使鎮守將軍。在陸奥》との記載は尊重すべきであると思う。五月に百濟王英孫が陸奥鎮守副將軍として赴任した時点において、或は家持に疾病など徴候があつて、代行可能な人物の派遣を求めたのではないか。家持が佐保に還っていたのであれば、継人や竹良による種継暗殺事件はあのような形で行われることは無かつたと思うのである。」という具合に述べられる。

つまり現地への赴任・帰京について、按察使鎮守將軍に任じられて出征し、中納言となつて帰京、持節將軍に任命されて又任地に赴き、終焉の地は定かではないとしながらも、公卿補任の記事から、陸奥死亡説に傾いておられる。

氏は延暦三年五月の乙訓郡長岡村への視察、および六月の造長岡宮使の任命Eに、家持の名がみえぬこと、延暦四年の奏上文Hなどをひく。そして二人の按察使Gの問題については家持の健康状態が、按察使の激務に耐えられぬため臨時の二人按察使であるとされる。そしてIの死伝において、死と記したのは、後の上意打ち、即ち誅殺ではなかつたかとまで想像を逞しくされる。

種継暗殺事件との関わりにおいては、「少数者の暗殺計画を、計画的クーデターであるかのごとくファブリケエトされた、大伴一族抹殺計画だからこそ、一網打尽的に解決されてしまったのではなかつたかと思つ。それにしても種継の死亡は誤算であつたらう」と説かれる。

大伴一族抹殺計画と扇情的に書かれるが、いったいそんなものがあつたのかどうか。大伴弟麻呂や潔足は事件後、殺されも流されもしていない。実に突飛な考えである。抹殺計画があつて、たまたま種継暗殺事件が起り、これを利用して一網打尽にした、ということになるが、当時台閣に影響力があつたのは家持ひとり、しかもその家持は事件当時には死人なのである。とても信じ得る説ではない。

又氏は紀略の記事には全く触れられていない。二人の按察使が同時に存在したことについては、家持の健康状態をもつて説明しようとする。これはこれで良いのだが、按察使の激務に耐えられぬゆえに、多治比宇美の就任を見たのであれば、家持はもう陸奥に居る必要はなくなるのではないだろうか。それ以上に不審なのは、按察使の激務に耐えられなかつた家持は、持節征東將軍の任にも耐えられないはずなのだが、家持にかわる征東將軍の任命は無かつたことである。氏はこの辺りのことをどう考えておられるのか。論理の粗さが目立つと言わざるを得ない。

現地赴任の時期については、素直な受け取り方をされている。中納言に就任して帰京したという点は、死伝Ⅰの記述に合致するものである。

中納言になって帰京したという点では川崎氏も同意見である。「家持の陸奥按察使鎮守府將軍の新任は、このときは特別に彼を辺境に追おうとする意味はなかったらしく、翌二年にはそのまま中納言に陞って、春宮大夫も故のごとしとされている。…中略…家持は持節征東將軍に任じられ中略…その後はずっと征東將軍としての任務に専念しているようにみえた」(9)とされる。

村尾氏(10)は「家持は中納言、春宮大夫が本官で、陸奥按察使、鎮守將軍を兼ねていた。京都と奥州とは空間的に兼務は無理であるが、彼はもちろん中納言として廟堂の大政に参じ、一方皇太子宮の長官をやっている、それだけでも二官の兼任であるから、陸奥の方は副長に委せて在京していたのである。つまり在京按察使であり、在京將軍であつたわけだ。家持は延暦三年の正月に持節征東將軍に任命されるが、彼が実際に奥州に下つたのはこの時であり、半年ぐらいで征東將軍の任を解かれて帰京したあとは、またもとの在京按察使になつたのである。」と説かれる。そして家持の言上Hは、明らかに在京按察使として、現地の要望をとりついでたものである。いままではこの陳情を家持が陸奥から出したと解釈したために、家持が陸奥で死んだという説まで生れることになつたと述べられる。

この村尾氏説には山本健吉氏も従つておられる。村尾氏が家持の死場所を、平城が長岡が、とにかく都で死んだとされるのに対し、平城京佐保邸においてであつと、とする差がある程度である。

氏の説によると、家持の陸奥赴任は、持節征東將軍としての約半年だけということになる。中納言に就任するまでの按察使鎮守將軍も在京と考へておられる。注目すべきは征東將軍の期間を半年とされる点であるが、どこからこのようなことが云えるのかは不明である。後に疑点として批判されることになる。又按察使であつた全期間を在京とする点は、死伝の記載様式から考へて容認しがたい(後述)。

種継事件について氏は次の如く記される。「早良親王は種継の強引を嫌悪し、家持を敬愛した。家持が冷遇のなかにあつて春宮大夫の地位を失わなかつたのは、皇太子が彼を手ばなさなかつたことによるのであろう。こうして春宮殿の内部には自然に反種継の険悪な空気がかもし出され、次第に直接行動の気配がもりあがつていった。しかし延暦四年八月、事件発生の少し前に、家持は六十七歳を一期として心の安らぎを得ないままにこの世を去つた。桓武天皇が齋宮見送りのために平城に行幸された四日後のことである。清浄潔斎の期間であくまで凶事を忌んだから、家持の喪儀は齋宮の伊勢入り完了までは執行を遠慮しなくてはならなかつた。中略 継人や竹良は家持の死去によって一層悲壮となり、いわば家持のとむらい合戦のつもりで決起した。」と考へられる。

氏の説の内、家持の葬儀の遅れについての言及は大いに注目される。死伝の終り部分「死後廿餘日。其屍未葬」となつていた原因を、伊勢齋宮との関わりにおいてとらえられる。ここは非常に重要な所である。家持の葬儀が遅れたことと種継事件とは全く関係が無いのである。この当然のことが時として紛れることがあるので十分に認識しておかねばならぬ。このことはなお節を変えて詳述する。

伊藤氏(12)は、「家持は兼陸奥按察使鎮守將軍に任じられた。遙任にちがいないが、この任命を受けたとき、家持は早晩、征東將軍として陸奥に派遣されることを見通したものと思われる。中略予感通り征東將軍を命ぜられて陸奥に去ったのでなかったか。」とされる。氏の考察は萬葉集の編集時期をテーマに論じられているものであるが、按察使を遙任とする点でさきの村尾氏説に共通する。ただその論述は簡単に過ぎるようだ。

以上の所論に私見をあわせて、家持の陸奥への赴任と帰京に関する考え方を整理すると次のことくなる。

私見	期間	
	按察使 鎮守將軍	中納言
北山説	赴任	赴任
加倉井説	赴任	在京
村尾説	在京	在京
伊藤説	在京	在京
私見	赴任	在京

家持が按察使に就任してから没するまでの期間を、中納言就任・征東將軍就任の二つの時点を境に

して、三つの期間を赴任か在京かと考えた場合、その順列組合せは八通りとなる。上にはほぼその半数が出揃っている。四氏の共通点は、持節征東將軍として家持は出征したという点である。村尾氏はその期間を半年とされている点での相違はある。そしてこの差は当然のことながら、家持の死場所の相違となり、種継事件の理解に大きな影響を及ぼしている。それにしても全員が、征東將軍として家持は出征したとされている点に興味を覚える。調べてみれば、家持の場合、持節將軍としての出征記事も帰還記事も記録されていない。持節征東將軍は必ず出征しているという常識的な見方があるが、朝廷の陸奥政策は常に同じであつたわけではない。この点の検討は後に行つ。

ともかくこれほどまで意見が分れる、ということにまず驚かされる。極端に云えば、家持按察使就任以降、彼の没日までの期間を在京と考えるも、赴任と考えるも、それなりの理由づけが出来る、ということであろう。乱暴な云い方のようなのだが、ここに引用した諸説には、さほど理論的な裏付けはなされていないのである。

## 第二節 陸奥赴任説とその問題点

一、川口氏説

宝亀以降の家持の官職、特に陸奥関係のそれについて詳しく述べている書物は、川口常孝氏の「大

伴家持」である。千三百頁をこす労作であり、敬意を払いつつその所論を手掛りにさせて頂く。この書物のうち「家持死没考」(13)が発表された。家持の死没地について、旧著「大伴家持」中の何ヶ所かの誤りを正し、論述を補強せんとするものである。双方合わせて氏の考えを追つ。

氏は北山説を踏襲し、延暦元年六月十七日、陸奥按察使鎮守將軍に任じられてから、家持は一度も都に帰ることなく、陸奥の任所で没した、とされる。従って都での死亡説である村尾氏説への批判も多く入ってくる。

家持が按察使になつてから一度も帰らなかったとされる大きな論拠は、死伝文中の、

以本官出爲陸奥按察使。居無幾拜中納言。

という記録様式である。

家持が《出》て陸奥按察使になり、その出た場所にずっと《居》たとし、出為の用例を挙げられた上で、「《出》《居》の二文字などは絶対に見落すわけにゆかず、ある意味では、家持評伝における決定的な文字だとさえいえるだろう。本稿は、この死伝の文字によつて家持在京説を否定するものである」とされる。そして延暦四年四月の言上を、他の三十一例の言上・奏上文を検討し、取りついてものではないことを証明しようとされる。更に二十八名の將軍・大使についての出征・帰還などの記事を調査し、家持の鎮守將軍や征東大使が決して在京のものではなかった、とされるのである。

次に家持の死没地を多賀城とした上で、死伝の「死後廿餘日。其屍未葬」の解明をされる。氏は死伝には二つの問題点が含まれているとし、死後二十余日も屍を葬ることが許されなかったのは何故か、種継暗殺事件に家持は関係あつたのか、そしてこの両者は直接に関係するのか、という問題提起をされる。前者について、埋葬が許されなかったのは、斎宮潔斎の期間のゆえでなく、葬儀差し止めの命を受けて、遺骨として拘束されていたから。又後者については、都における大伴・佐伯・多治比・紀などの守旧派雄族の遷都をめぐる動きが、藤原氏のキャッチするところとなつていたのである。それにしても腑に落ちないのは、死去と差し止めの命令との間に存在すべき馳駅(飛駅使)の往復の日数が確認されない点である。八月二十八日に死亡して、普通であれば二・三日(多くて四・五日。夏場であるから二・三日としよう)のうちに葬儀を行うはずであり、それが差し止められたからには、この二・三日の間に家持死去のことが中央に報告され、折り返して葬儀停止の命令が来たとするしかない。しかし二・三日ないし四・五日を仮りに七・八日にしたところで、この僅少の日数に、京・多賀城間の馳駅の往復は実際として不可能である。」と記される。そして「その実体を推測せしむべき紀文の記載はいまいで家持死伝の任免の記事が至極秩序立っているのに《死後廿餘日》以下の筆が、ある種のもたつきを

見せることはおおい得ない」と説かれる。

これは完全に誤っている。死後二・三日で葬るのが普通だったとすると、都から葬儀差止の命令が達したときには、既に葬った後、ということになる。考え方の根本から間違っている。「家持死没考」では、当然のことながらこれら誤りの訂正がなされようとしている。

死没考では死後二十余日たつてその屍を未だ葬らないときに、大伴継人・竹良等による種継射殺事件が起り、その一部始終が発覚して彼らは獄に下った。これを案驗すると、事件は家持に係のあることがわかった。そのため家持を死後除名処分にし、息永主らも流罪に処したと、ただ順直に事実記載を認めるべきとされる。これは死伝を当り前に読むということ、これで良いのである。妙な読み方をして迷路に入ったものが、改めてスタートラインについたということである。

種継暗殺事件との関わりにおいては次の如く訂正される。「種継が射殺されたとき、家持は平城京にも長岡京にも居なかった。そして、陸奥赴任以来すでに三年の歳月が経過しているのであるから、《故中納言大伴家持相謀りて曰く》などということは、事実上、あり得ない。守旧的な大伴氏が、時の権勢の中心的人物であり、かつ長岡奠都の当面の責任者であった中納言従三位藤原種継に強い反感を抱いたであろうことは容易に想像されるし、仮に家持在京中にもそうしたことが話題にのぼったとしても、またさらに仮に、家持自身もそうした感情をいだいていたとしても、事の決行時に家持が主導権をにぎるなどということはその地理的隔離の実際から見ても不可能である。だいいち事は家持没後一ヶ月足らずにして起っているのである。だから家持の死去が、一味の決起の導火線になったと判ず

るのが、もっとも自然な受け取り方であろう。言ってみれば、氏の長者家持が、自（大伴氏）他（藤原氏）によって、その首魁に仕立てあげられていったというのが、ことの顛末の真相であろう。」「と考えられる。これは陸奥死亡説をとる他家の考え方と似たりよったりで、家持を陸奥に置く限り、およそそのような理解のし方にならざるを得ない。

氏の論がここまでなら、私は、これはこれで認めることができる。しかるに氏は、「死後廿余日未葬であった理由を、家持薨ずの報告に対して中央政府の然るべき沙汰がなかった。それが《死後廿余日未葬》の状態を招いたのではないか、という考えを、わたしは今なお捨てきれずにいる。略 家持の死去が報告されたころ、京ではすでに、二つの勢力の角逐による不穏な空気が醸成されつつあったのではないか。種継射殺は家持没後に起つてくるのであるが、その前にすでに、近き将来に《未葬》を強いるとき暗雲の低迷が、彼らの動向を支配しつつあったのではないか。そしてこのような推察内容は、どのような反射を多賀城にもたらしたのであるか。こうして《多賀城を中心とする現地のがわ》に思いを致さなければならぬことになる。しかし、その具体的状況は今のところ不明である」と書かれるのである。

これは氏自らの旧説の延長上にある考え方で、私には全く理解できない。家持の没後一ヶ月して起った事件により、家持の葬儀が遅れたなどと云われると、私はほとんど気が狂ってしまう。将来から過去に働きかけることなど絶対に不可能である。

京で二派の対立があり、そこへ家持の死が報ぜられたのであれば、種継側はすぐに手厚い葬りを用

意すべきなのである。死者を犯すことには何の利益もない。かえって自らの評判を落とすことになる。厚葬は対立を柔げるための有効な方策であろうから、中央政府から然るべき沙汰がこなかった、などと考えるのは非現実的である。それに未葬を強いる程の暗雲があったとすれば、種継側が大至急行つべきことは、その暗雲をとり除くこと、即ち継人らの検挙なのである。死者へのことなどどうでも良い。死者は暗殺者たり得ないのであるから。まず生者をとらえねばなるまい。しかし種継は殺された。種継が、暗殺計画を知っていたとすると、おめおめと殺されるわけは無いのである。

種継事件と葬儀の遅れとは全く関係がない。我々は事件の結果を知っている。しかし、その結果から、過去へ言及することは間違っている。種継事件が家持の葬儀の遅れに作用したと考えることが、いかに非合理的なものであるかが知れよう。

## 二、潔斎期間

勝宝八歳五月二日にひとりの男が死んだ。そして彼が葬られたのは五月十九日であった。川口氏流に書くと、死んで十七日間も葬られなかったということになる。だが彼の場合、官による葬儀差止ではないし、葬儀が遅れたわけでもない。又決して放置されていたのでもない。なぜならこの男は聖武であるからである。

死亡日から葬り日までどの位の期間があったのか、続紀の記録を次に拾ってみる

元明	養老五年十二月七日没。	十三日葬（但、不要喪儀。由遺詔也）
基王	神龜五年九月一日没。	十九日葬。
元正	天平二十年四月二十一日没。	二十八日火葬。
宮子	勝宝六年七月十九日没。	八月四日火葬。
聖武	勝宝八歳五月二日没。	十九日葬。
光明	宝字四年六月七日没。	癸卯日葬。
称徳	宝龜元年八月四日没。	十七日葬。
光仁	天応元年十二月二十三日没。	延暦元年正月七日葬。
乙牟漏	延暦九年閏三月十日没。	二十八日葬。

喪儀不要と詔した元明の場合でも葬儀は没後六日目である。元正の場合も短い。大略二・三週間ほどの日数があるようだ。このころの葬制については良くわかっていないが、まだまだ殯の遺習が強く残っていたように思える。殯について大化薄葬令は

凡王以下、及至庶人、不得營殯

と記す。この令は墓制についてはある程度その影響力があったとされるが(14)、殯の禁止についてはその実効性は疑わしいらしい(15)。萬葉集にみえる天智の大殯・日並皇子・高市皇子の殯は、彼らが親王以上の身分であるので、もとより薄葬令の対象外ではある。しかし、「殯は」人の死後喪屋を作つて食事をたてまつり、故人にゆかりある人々が歌舞泣哭することでこの変形が今では通夜の習俗として現代になお残されている(16)という意見に出会つとき、風俗というものはそう簡単には絶えないことを知るのである。喪葬令の規定に、

凡京官三位以上。遭祖父母父母及妻喪。四位遭父母喪。五位以上身喪。並奏聞。遣使弔、殯歛之事。並從別式

とあり又三位者が没した時に給う殯歛の調度は、

輜一具。鼓卅面。大角廿口。小角卅口。幡二百竿。金銀鏡鼓各一面。

と定められている。二百本もの幡を立て、楽器を打ち鳴らして葬儀を行う。薄葬令が施行されてもこれによって習俗が変えられるということにはなかつたと思われる。喪葬令贈物條は

凡職事官薨卒。贈物。略 正從三位。絶廿二疋。布八十八端。鐵六連。略

と記す。仮に家持が陸奥で死んだとしても

凡官人從征從行。及使人所在身喪。皆給殯歛調度。

の規定(17)により、殯歛の調度はひとしく給わることになる。家持の死亡報告に対し、中央政府からの沙汰が無いということは考え難い。家持が陸奥で死に、葬儀を行おうとしたのが陸奥であつたすれば、死後二十余日の未葬は、陸奥と都との旅日を考えると、当然必要とされる日数とせねばならない。

私たちは中納言從三位の家持を蔑つてはならない。当時の台閣にあつては、右大臣是公・大納言繼繩・中納言小黒麻呂・中納言種継について五番目の人物である。位階の序列は五番だが入閣の順で云えば三番目である。小黒麻呂と種継は家持より後である。かかる重要人物の葬儀を没後二・三日でそくさを取り行つと考える方がどうかしている。それなりのキチンとしたものであるべきはずである。次に茶毘であるが、これが行われていたことは近年の太安万呂の墓の調査から明らかにされている。

「太安麻呂は(養老)七年七月六日に卒し、同年の十二月十三日にこの地に埋葬されている。池田

次郎氏による火葬骨の調査結果では、死後間もなく茶毘に附されたものであることが知られる。火化された安麻呂の遺骨は骨蔵器に納められ、埋葬までの数か月間《殯の期間》、喪屋とも云うべき施設に安置されていた<sup>(18)</sup>との論がある。死体を焼いてしまってから殯というのはどうか、と考えるが、現代においても遺骨を墓に収めるのは四十九日を過ぎることである。川口氏は死体が腐敗するという点にわずらわされて、家持の場合も茶毘に付されたと考えられる。しかし、茶毘が腐敗という実際的な問題と密接な関係があるとするならば、腐敗の問題が無くなれば、また茶毘という方法をとる必要もない、ということになる。喪葬令墓條には

凡三位以上及別祖氏宗。並得營墓。以外不合。雖得營墓。若欲大藏者聽。

と記される。太安麻呂は四位者であった。しかし氏宗(氏上)であつただろう。大きな墓を営まなかつたのは「若欲大藏者聽」の規定によつたと思われる。集解古記には「若以骨置墓。亦任其意也」とある。骨を墓に置くか、屍を墓に置くかは自由であつたのである。骨を置く墓と屍を置く墓とは規模が違つてくることは容易に想像できよう。

家持は三位者であり、しかも氏上であつたから当然墓を営む。喪葬令の

凡墓。皆立碑。記具官姓名之墓。

の規定により、墳を築き碑を立てようとしたらう。柩に収められた死体は、殯に準ずる期間を経たのち柩ごと墳に置かれたのである。大化薄葬令による墓の規模は、内の長さ九尺・濶さ五尺。外域は方七尋高さ三尋となつている。延暦のこの時代に薄葬令の規定のままであつたかどうかは知れないが、ともかく当時は五百人を使役して五日で造つたのである。又「棺は實際に漆ぬること三過」(19)と記される。際会とは板と板との接するところ。そこに漆を塗り密封してしまえば腐敗は問題とならない。殯は死体を柩に入れた状態でなされていた。決して遺骨ではない。そしてその殯の期間を終えたのち、死体は柩ごと墳に葬られるのである。

家持は八月二十八日に死んだ。そして二十余日間未葬の状態であつた。皇族の例でも、二・三週間で葬られており、家持の二十余日はやはり長すぎると思われる。従つてその原因は殯的な要因の外に求めなければならない。これは村尾氏が説くごとく、齋宮の潔齋期間であつたから、という理由が当ていよう。

延喜式では忌詞として、死を奈保留、病を夜須美、墓を壤と称すなどの記事(20)があり、死病哭血打穴墓の字は忌詞とされた。また

凡齋王將入太神宮之時。自九月一日迄卅日。京畿内。伊勢。近江等國。不得奉燈北辰。及擧哀改葬。(21)

とあり、家持の葬儀の遅れは、齋宮の潔齋期間のゆえと云う理解は正しいものと思われる。延暦四年八月二十四日の続紀は「天皇行幸平城宮。先是。朝原内親王齋居平城。至是齋期既竟。將向伊勢神宮。故車駕親臨發入」と記し、更に九月七日のJの記事がある。家持の死はまさにこの期間にあるわけである。

村尾氏は、伊勢入り完了まで葬儀を遠慮しなければならなかった、と説かれるが、延喜式をみる限り、九月一日から末日まで禁止されていたのは、「奉燈北辰、擧哀改葬」であり、葬儀そのものへの禁止条項はなかったようにも思える。

北辰祭とは妙見菩薩信仰(22)で、延暦十二年、この祭で男女が群衆歌舞して風俗を乱したのでこれを禁じた(23)とある。三月と九月に御灯を北辰に献ずる儀式である。

拳哀は葬式又は納棺後、棺側にあつて哭声を放つ礼。死者を祭るため哭泣する礼(大漢和)とされ、発喪・哀哭・発哀・奉哀なども同意とされる。家持は三位であつたから拳哀の儀礼を一日行つたのちに葬られるはずであつた。拳哀は当然鼓吹を伴つ。従つて、北辰祭も拳哀も騒々しいという点では変わらない。伊勢神宮は神社であり、葬儀は寺の範囲である。又北辰祭は妙見菩薩祭である。葬儀は禁止しないものの、騒々しい鼓吹・拳哀は、齋宮の伊勢入りの時期においては、太神宮への礼を失すと考えられていたのではないだろうか。

拳哀は三位以上の者に許される特権的な儀礼である。八十伴緒の長たる家筋として、その栄光と誇りを示さねばならない。大伴家が斜陽であつたからこそ、その拳哀をせねばならなかつたのではない。文室浄三の場合、「薄葬不受鼓吹」(24)と記録されている。鼓吹を受けぬ薄葬が、当時としては稀なことであつたから、特に続紀に記されたものである。従つて一般的には、その資格のある者は、鼓吹を受けるのが通例であつたと断じ得よう。大伴家の人々にとっては鼓吹を受けずに葬るなどとは考えられぬことではなかつたか。しかし齋宮の潔齋期間に障るゆえに、ひたすら九月が終るのを待っていたのである。その期間は殯に準ずる儀礼を行っていた。死伝において「其屍未葬」と記される「其屍」の二字がキーポイントとなる。其屍とあるのだから、家持の死体は焼かれていない状態にあつたとみななければならない。大漢和には、屍の字に骨という意味は記載されていない。「海行かば水浸く屍山行かば草生す屍」の屍である。野に果てて結果として骨となることはある。しかし屍は遺骸、死体の意味が本来のものである。死して二十余日、殯に準ずる儀礼を行っていた所に、種継暗殺事件が起きた。種継の暗殺はおそらく生前の家持の意思であつただろう。継人たちだけでは、大蔵卿藤原雄依・右兵衛督五百枝王を仲間にするには困難であつたと思われるからである。

家持の葬儀の遅れの原因を私は以上のように考える。「死後廿餘日。其屍未葬」という個所に、この文を書いた人の同情の念が読みとれるような気がする。まだ葬られもしていないのに名を除かれたと。ここまででは私の読みすぎかもしれない。だがそういうニュアンスが感じとれるのである。

家持の死伝工は「出爲陸奥按察使鎮守將軍。居無幾拜中納言」と記している。この文をどのように理解するかが、家持の現地赴任の有無についての考察に大きな影響を及ぼす。

いま「出爲 居」及びこれに準ずる記録様式をもつ薨伝・卒伝を続紀から拾うと次のようになる。

宝字六年九月三十日 石川年足

天平七年授從五位下。任出雲守。視事數年。

神護元年十一月二十七日 藤原豊成

到難波別業。稱病不去。居八歲。仲滿謀反伏誅。即日復本官。

神護二年三月十二日 藤原真楯

天平末年出爲大和守。勝實初授從四位上。拜參議。累遷信部卿兼大宰帥。

宝龜二年二月二十二日 藤原永手

神護二年拜右大臣。授從一位。居二歲轉左大臣。

宝龜三年四月七日 弓削道鏡

爲太政大臣禪師。居頃之。崇以法王。

宝龜六年五月十七日 大津大浦

大浦知其指意於放逆謀。恐禍及己。密告其事。居未幾。仲滿果反。……俄兼安藝守。卒於官。

宝龜六年十月二日 吉備真備

(広嗣) 出爲大宰少貳。到任即起兵反。

宝龜八年八月十九日 大伴古慈斐

左降土佐守。促令之任。未幾。勝實八歲之亂。便流土左

宝龜八年九月十八日 藤原良繼

除姓奪位。居二歲。仲滿謀反。

宝龜十年十二月十三日 藤原繩麻呂

式部卿百川薨後。相繼用事。未幾而薨。

宝龜十一年三月二十二日 紀広純

寶龜中出爲陸奥守。尋轉按察使。

天応元年六月二十四日 石上宅嗣

寶龜初。出爲大宰帥。居無幾遷式部卿。拜中納言

延暦二年七月二十五日 藤原魚名

次當輔政。拜爲内臣。未幾。有勅改号忠臣。……延暦元年。坐事免大臣。出之任所。至攝津國。

病發留連。有勅聽便留別業。以加療焉。居二年。召還京師。

延暦四年七月十七日 淡海三船

尋補東山巡察使。出而採訪。事畢復奏。昇降不愜頗乖朝旨。有勅譴責之。出爲大宰少貳。  
遷刑部大輔。

延曆五年正月七日 坂上苺田麻呂

實龜初。加正四位下。出爲陸奥鎮守將軍。居無幾徵入歷近衛員外中將丹波伊豫等國守。

延曆七年六月十日 石川名足

出爲大宰大貳。居二年徵入歷左右大弁。

延曆九年十月三日 佐伯今毛人

五年出爲大宰帥。居之三年。年及七十。上表乞骸骨。

薨卒死伝が一般氏族のもので比較的詳しく記されるようになるのは、宝字年間に入ってからである。それまでは、僧侶の遷化や一部皇族のものには詳しいものが見られるが、おおよそは簡単なものである。たとえば「参議左京大夫從四位下梶犬養宿祢石次卒」のごときであり、これに続けて誰々の子と記していたり、喪事についての記事があったりする程度である。宝字以降、続日本紀全体の記述の充実に伴い、死伝なども充実してくる。宝字五年の巨勢堺麻呂の薨伝は、従来の簡単な記述につづけて、「頻歴顯職。遂拜参議云々」という具合に、経歴を記すようになってくる。そしてその記述のし方のいくつかは様式化してゆくのである。

「出爲」という書き方はその一例であり、現地赴任を伴った場合の外官の記述を薨伝に載せる場合にはこのような表現がなされる。

豊成の場合、員外帥として左降され、病と称し難波別業に留ったのが宝字元年七月。仲麻呂謀反が宝字八年九月で、豊成の右大臣復帰は九月十四日である。居八歳は足掛け八年であり、実質は丸七年あまりとなる。

真楯の場合、大和守就任は統紀にみえない。又参議となった時期も不確かである。從四位上となったのは勝宝六年のことで、勝宝のはじめという薨伝とはくい違いをみせる。公卿補任は彼の参議就任を天平二十年のこととしているが、不明という他はない。又補任は同年の参議就任者に、石上乙磨・多治比広足・石川年足を記すがこれも不確かである。しかし翌勝宝元年の四月及び七月に台閣の大巾な異動があり、この年の補任の記事は信用しても良いと思われる。真楯の参議就任は勝宝元年のこととするのが穩当であろう。出でて大和守となり、参議となって中央に帰ったのである。

永手の場合、右大臣就任は神護二年正月のことで、左大臣は同年十月である。「居二歳」という記事とは矛盾する。位階と官職の記載の順序も狂っており、從一位となった後左大臣となったように記されているが、彼の從一位は景雲三年のことである。大納言から左大臣となるまでの期間が二年余りである。薨伝の記述が、正二位右大臣・正二位左大臣・從一位左大臣、という位階と官職とを紛らせたものと考えれば、正二位から從一位となるまでの期間は二年余りですまず辻褄は合う。どのような誤りがあったのか、なおよく考えるべきことだろう。

道鏡の場合、太政大臣は神護元年閏十月。法王就任が神護二年十月でその間約一年。「頃之」と記

される期間である。

大浦の場合、仲麻呂の叛意を知ってから、事件が起るまでの期間を居未幾と記している。宝字八年九月に正七位上から何と従四位上に叙せられた。仲麻呂の叛意が何時で、又その吉凶を大浦に占わせたのも何時かは知れないが、事件前一年ぐらいいのことであるうか。

真備覺伝における、広嗣に関する記事で、広嗣はまさしく大宰府に赴き、そこで乱を起している。「出馬」の様式があてはまるのである。

古慈悲の場合、土佐守は勝宝八歳六月十七日以降のこと。任国へ流されたのは翌宝字元年七月である。「未幾」のいくばくの期間は約一年である。

良継の場合、良継事件で姓を除かれ位を奪われた状態で居ること二年。そして仲麻呂が謀反する。良継事件は宝字七年の始めごろ（第六章参照）のことであり、仲麻呂謀反は八年七月であるから、その間一年半ほどの期間である。

繩麻呂の場合、参議兼式部卿であった百川が没したのが宝龜十年七月で、その式部卿を継いだのが、繩麻呂自身も十二月に没した。この間五ヶ月ほど。未幾で示される期間である。

紀広純の場合、宝龜八年五月に、「陸奥守正五位下紀朝臣廣純爲兼按察使」との記録がある。これより先陸奥介であったが、守就任の時期は不明である。彼は伊治城において殺害されている。出馬はもちろん現地赴任を意味している。

石上宅嗣の場合、大宰帥は宝龜元年九月に任官。翌年三月には百川が大宰帥となっており、宅嗣は

式部卿となった。大宰帥は六ヶ月間であり、無幾の示す期間である。

魚名の場合、宝龜九年三月三日に内臣、同日三十日に忠臣と改められる。「未幾」は一ヶ月未満の期間である。事に坐したのが延暦元年六月。発病して別業にとどまるが、勅あつて帰京することを許されるのが延暦二年五月。この間一年足らずであり「居二年」とある薨伝とは合わない。老病ゆえに実際に帰京したのは一年を越えてからのことでもあったのだろうか。「出之任所」の記事は、大宰帥として現実に出立したことを示している。

三船の場合、「出而採訪」は東山道巡察使として赴任したことを示す。問題を起し、任を解かれた記事がある。大宰少弐は家持とともに任官したもの。宝龜二年に刑部大輔として帰京している。

苅田麻呂の場合、宝龜元年九月に鎮守將軍となり、翌一年閏三月に中衛中将兼安芸守となっている。この間六ヶ月余りである。

名足の場合、大弐任官は宝龜六年七月で、同八年十月に造東大寺司長官に就任。右大弁は九年になつてからである。居二年は、二年三ヶ月ほどの期間である。

今毛人は延暦五年四月に大宰帥となり、同八年正月に骸骨を乞つて許されている。居ること三年足らずである。

以上薨卒死伝の例を挙げてきたが、「出馬」の記述様式をもつものは、現地への赴任を伴ったと断定してまず間違いはないと思われる。現地赴任を証明できない例もあるが、だからといって在京が証

明される例もないのである。

「出爲」という書き方について川口氏は、「たしかに《出でて…居る》は慣用的表現であるが、上記の人々が《出でて》任地に《居た》ことが明記されている以上、慣用的表現であるからといってその事実まで無視することは許されなはずである」と述べられる。これはこの通りである。慣用的表現とは、この表現にあてはまる事実があったときには、この様式を用いて書くという性質のものであり、あてはまる事実の無い時には使用しないものである。慣用的表現を優先させて、ありもしないことを記述することは無いであろう。即ち家持死伝に「出爲」の慣用的表現があるからこそ、彼の按察使としての陸奥赴任は事実として積極的に断定して良いのである。

家持の按察使鎮守將軍は現地赴任を伴ったということまでは、私は川口氏説と同意見である。しかし中納言拜命以降の考え方については、全く反対の立場である。これは「居無幾拜中納言」という文をどのように理解するにかかっている。

氏は、陸奥按察使鎮守將軍となって陸奥に出でて、居ること幾ばくもなく中納言になったが、しかし中納言就任後もずっと陸奥に居つづけた、と理解されるのである。一方私は家持は中納言になって帰京したと考えるものである。

日本語の普通の書き方として、出でて、居ること何年、と続けば次に記されるべきは帰京記事である。先の薨伝の例でもそうになっているものが多い。川口氏は、家持が中納言となっても帰京しなかつたといつことを、家持死伝と同じ様式をもつ二人の例を挙げて証明しようとする。即ち、

居無幾。遷式部卿拜中納言。 (宅嗣)

居無幾。拜中納言。 (家持)

居無幾。徵入歴近衛員外中將。 (苅田麻呂)

の三例から、家持の場合は「遷」あるいは「徵入」の文字が無く、これがないことは、家持に遷任または召還の事実がなかったことを裏づける有力な証左となる、とされる。しかしながら死伝に、「遷」「徵入」の字が無いことを以って家持が現地に居つづけたと断定するわけにはゆかない。

まず第一に出でて居るの次の状態は帰るといふことであり、慣用的表現という性格を考えれば、特に遷などの字が無くとも、帰京記事として読んで良い、と思われる。居ることに続く文は状態の変化を示している。年足の場合、出雲守として事を視ること数年であり、その後、東海道巡察使・陸奥守・春宮員外亮などの経歴をもつ。居数年でなく、視事数年となっているが、遷や徵入の字を伴わぬものの、出雲守として決して居つづけているわけではない。真楯の場合も、帰京記事は欠いているものの勝宝四年に右大弁であり、間違いない帰京しているのである。川口氏の説に従えば、家持の幾ばくの期間は、家持が按察使となつてから、中納言を拜命するまでの期間のみを示すといふことになる。しかし他の用例においては、その職にあった期間、もしくは任地にあった期間を示している。家持の場合だけに例外的な読み方をするのは当たらないと思われる。遷・徵入などの字がある場合は確実に帰

京したとは云える。しかし無い場合は帰京していないと断ずるわけにはゆかないのである。

第二に「拜中納言」の拜の字の使われ方である。参議・中納言・大納言・左右大臣などへの就任記事は、続紀の任官記事としては、一般官職のものと同じく「爲」という字を使用する。「従三位大伴宿祢家持爲中納言」である。しかし薨伝における記述では「拜」を使う場合が最も多い。遷参議・遷中納言といったような書き方は管見では知らない。拜参議・拜中納言であり、かいつまんで記すときは至中納言である。他には任中納言（宅嗣）・補参議（良継）があり、為参議も散見できる。二・三例を挙げておこう。

爲参議中衛大將。任中納言。俄轉大納言。拜右大臣。 （真備）

拜参議、拜中納言。轉大納言兼近衛大將。爲右大臣。 （田麻呂）

拜中納言。轉大納言兼東宮傳。拜右大臣。 （清麻呂）

他にもいろいろあるが、薨伝における参議以上の就任記事に「遷」の字を使う例は見出せない。一方「拜」の字は他の官職への就任記事中に多見できる。又大宰帥及び八省卿以下への就任に遷を多く使用している。「右大臣より左大臣にのぼり、少領より大領にうつる類、順序によつて進むのを転任といい、諸司の官から諸寮の官にうつり、文官から武官にかわり、地方官から京官になる類を遷任といふ」と官職要解（25）にあるが、薨伝を記す場合にはこの原則から外れることがあつた。いま、外地

にある者が参議以上に任じられて帰京し、このことが薨伝に記されている例を挙げえないのは残念だが、萬葉集には旅人が大宰帥兼任で大納言となつたことがみえ、「大宰帥大伴卿被任大納言」（3890）、あるいは「兼任大納言」（966）と記され、やはり「遷」の字は使われていないのである。

参議以上への就任を薨伝に記すとき、遷参議などの記述が無いということは、当時そのような書き方をしなかつたから、と考えるのが合理的であろう。拜参議と書くのが一般的で、家持の場合も、拜中納言という普通の記述に従つたまでのことと云えよう。遷あるいは徴入などの字が無いのは、中納言への任官に当つてはそのような書き方をしなかつただけのことであり、これをもって家持が帰京しなかつたことの証左とする理由は無い。

以上の二点から私は、家持死伝を次のように読む。家持は陸奥按察使鎮守將軍として陸奥に赴き、その後幾ばくもなく中納言に任じられて帰京した、と。

又薨伝においては、死場所の明記をしていることがある。高位者は都で死ぬのが普通と考えられていたふしがあり、薨伝はこの点案外に親切なのである。長岡は河内で死んだのではなく第に還つたと記述し、大浦は安芸で、広純は任所で、又浜成も大宰府で死んだと記録されている。家持の場合はそのような記事はない。中納言として都で死んだとして良いことの傍証とはなるう。

最後に「居」につづく期間を示す言葉の検討をせねばならないが、既述のごとく、永手・魚名の場合には少し厳密さを欠いているようだ。いま「幾」に関してのみ記すと、道鏡の「頃之」が約一年。

大浦の「未幾」が不明。古慈悲の場合が一年。縄麻呂は五ヶ月ほど。宅嗣と苅田麻呂の場合が約半年

という期間になっている。魚名の場合は一ヶ月足らずである。居二年、居三年などの記述に対する「居未幾」なのであるから、当然予想されることながら、「幾」の期間はおよそ一年位のことという結果となっている。家持の按察使就任から中納言拜命までの期間は一年と一ヶ月であり、「無幾」と書くにはやや長い印象がある。按察使就任と出発日との間にずれがあり、陸奥に居た期間が一年未満であったからかもしれない。無幾・頃之・居二年という三つの書き方には少し整理されていない部分がある、と考えるのが良いようである。

### 第三節 陸奥政策の変換点

#### 一、陸奥の状況

家持が持節征東將軍に任じられても、彼の陸奥への出征は無かったと考える私の最大の論拠は、当時の陸奥政策の変化におくものである。歴史的にみて、陸奥鎮東將軍・持節征夷將軍などの派遣は、陸奥での騒乱に対して、鎮庄に向うという性格のものであった。ところが紀広純殺害に端を発した騒乱が収まってからは、騒乱が起ってから鎮庄軍を出すという後手に廻る政策から、積極的に陸奥を平定しようという計画的な政策に変わる。延暦期の政策はそれまでのものとは根本的に変化するのであり、家持の持節征東將軍は、その積極政策による第一号の將軍の任命と云うことができる。

このことは次項において詳述することとします紀広純が殺害された後の陸奥の状況を記しておく。

宝龜十一年三月二十二日、陸奥按察使參議紀広純が伊治城において殺害された。伊治公皆麻呂の反乱である。二十八日朝廷は直ちに藤原繼縄を征東大使、大伴益立・紀古佐美を副使とする征夷軍を編成し進攻させた。しかし繼縄は何の戦果も上げぬまま更迭され、九月二十三日には代つて藤原小黒麻呂が持節征東大使となった。そしてこの小黒麻呂が帰京したのは翌天応元年八月二十五日のことであった。事件発生から鎮庄まで一年五ヶ月が費されている。そしてこの間、戦況を記す記事は比較的多く、苦戦を強いられる征東に朝廷は焦立ちと怒りをみせている。たとえば

・入賊地期。上奏多度。計已發入。平珍狂賊。而今奏。今年不可征討者。夏稱草茂。冬言襖乏。縦横巧言。遂成稽留……宝龜十一年十月二十九日

・蜂屯蟻聚。首爲亂階。攻則奔逃山藪。放則侵掠城塞。而伊佐西古。諸絞。八十嶋。乙代等。賊中之首。一以當千。鼠迹山野。窺機伺隙。畏我軍威。未敢縱毒。今將軍等。未斬一級。先解軍士。事已行訖。無如之何。但見先後奏上。賊衆四千餘人。其所斬首級僅七十餘人。則遺衆猶多。何須先獻凱旋。早請向京。……天応元年六月一日

などがある。征東軍の戦意の問題も大きかっただろう。地理に精通した蝦夷側のゲリラ戦法に悩まされている様子がよくわかる。

しかるに小黒麻呂らは八月二十五日に入京し彼は特に正三位を授けられている。九月には紀古佐美らに征夷の労ゆえの授位授勳が行われているのである。蝦夷の征伐が成ったわけではない。陸奥平定に成功するのはずっと後のことである。だが小黒麻呂らが入京し、褒賞を受けるためには、それなりの戦果がなければならぬ。それは六月一日の勅の最終部分に

宜副使内藏忌寸全成。多朝臣犬養等一人乘驛入京。先申軍中委曲。其餘者待後處分

とある所の、軍中の委曲を朝廷が承認したからということである。軍中の委曲は、少くとも朝廷を納得させるものでなくてはならない。私は消極的な成果があったものとみている。即ち、紀広純が殺される前の状態にまで戻すことに成功したのである。天応元年九月二十六日条は

初征東副使大伴宿祢益立。臨發授從四位下。而益立至軍。數々僭征期。逗留不進。

徒費軍糧。延引日月。由是。更遣大使藤原朝臣小黒麻呂。到即進軍。復所亡諸寨。

と記している。これによれば益立が総指揮者で、征東大使継縄の出征は無かったような印象がある。このことはともかく、小黒麻呂は失った諸寨を回復したことがわかる。この点が朝廷の評価を受け、征夷の労に対する褒賞となったわけである。陸奥は紀広純が殺害される前の状態にもどり、ひとまずの平安はとり戻されたのである。そしてこの平安は決して一時のものではなく、比較的に安定的に持続している。これ以降の陸奥に関する記録を挙げると次のようになる（任官記録は除外）。

天応元年十月十六日。尾張。相模。越後。甲斐。常陸等國人。総十二人。以私力運輸軍糧於陸奥。隨其所運多少。加授位階。又軍功人殊等授勳六等一等……

延暦元年五月十二日。陸奥國頃年兵亂。奥郡百姓並未來集。勅給復三年。

延暦元年五月二十日。陸奥國言。祈禱鹿嶋神。討撥凶賊。神驗非虛。望賽位封。勅奉授勳五等封二戸。

延暦二年四月十五日。如聞。比年坂東八國。運設鎮所。而將吏等。以稻相換。其穀代者。輕物送京。苟得無恥。又濫役鎮兵。多營私田……

延暦二年四月十九日。自頃年夷俘猖狂。邊垂失守。事不獲已。頻動軍旅。遂使坂東之境恒疲調發。播殖之輩久倦轉輸。念茲勞弊。朕甚愍之。今遣使存慰。開倉優給……

延暦二年六月一日。出羽國言。寶龜十一年雄勝平鹿二郡百姓。爲賊所略。各失本業。彫弊殊甚。更建郡府。招集散民。雖給口田。未得休息。因茲不堪備進調庸。望請。蒙給優復。將息幣民。勅

給復三年。

延暦二年六月六日。夷虜亂常。爲梗未已。追則鳥散。捨則蟻結。事須練兵教。卒備其寇掠。今聞坂東諸國屬有軍役。每多尪弱全不堪戰。卽有雜色之輩。浮宕之類。或便弓馬。或堪戰陣。每有徵發。未嘗差點。同日皇民。豈合如此。宜仰坂東八國。簡取所有散位子。郡司子弟。及浮宕之類。身堪軍士者。隨國大小。一千已下。五百已上。專習用兵之道。並備身裝。……

延暦四年二月七日。授陸奥國小田郡大領正六位上丸子部勝麻呂外從五位下。以經輕戰也。

延暦四年四月七日。(家持言上文)

以上の陸奥関係の記事からは、緊迫した戦闘の状況は想像できない。これらは戦後処理であり、又近い将来予想される戦いに対する備えである。疲弊した国に対する租税の免除・軍事教練や徵発のこと・私力で軍糧を運んだものたちへの加叙・行政区面の整備等々であり、どれをみても戦闘状態をうかがわせるものはない。陸奥の騒乱は、天応元年八月の小黒麻呂の入京をもつて一応の結着をみたと考えねばならない。伊治皆麻呂を討ったかどうかは知れぬし、ましてや陸奥を征伐したわけでもないが、陸奥における朝廷の威信は広純殺害前の状態に戻った。陸奥では緊張を保ったままであっただろうが、それでもそれなりの安定が確保されていた時期と云えるのではないか。このような状態は、延暦七年十二月の征東將軍紀古佐美の出征時期まで続く。蝦夷の方からは攻めてこない、又鎮守府の方からも攻めてゆかない。どちらかから攻撃があれば、ただちに戦いになったであろうが、とりあえず

は平安であった時期と思うのである。

征東將軍としての家持の出征を考える方々は、陸奥がほとんど戦闘状態であったと想定される。少くとも征東將軍の派遣が必要とされた状態であったと考えられる。しかし仮にそうだとすると戦況報告が続紀にあるはずであるし、又家持の死は、彼にかわる征東將軍の任命につながるはずであろう。しかしそんな記事は何も無い。陸奥の安定は確保されており、征東將軍が任地に居る理由は無かったのである。家持が在京であったからこそ、彼の死は陸奥に何らの変化ももたらさず、代りの將軍を任命する必要もなく、征東軍の組織は自然消滅することになったのである。

家持の征東將軍が、緊迫化した状況を受けて組織されたものでないことは、特に副將軍の任命の仕方からも推測できる。家持が持節征東將軍に就任したのは、延暦三年二月だが、その前年の十一月に征東副將軍として大伴弟麻呂が任命されている。即ち副將軍の任命が先にあつて將軍の任命はその後のこととなっている。このことは、延暦七年三月、多治比浜成・紀真人・佐伯葛城・入間広成を征東副使に任命し、七月に到つて紀古佐美を征東大使に任じた例に似ていよう。これらの人事は翌延暦八年に予定されている蝦夷征戦のためのものであった。従つて十分に準備をし、又人選にも時間をかけてゆくりと行うことができたのである。家持の場合も同じであつたと考えられよう。陸奥が緊迫しており、任命後直ちに出征しなければならなかつたとすれば、まず征東將軍を任命しなければならぬのである。副將軍の任命が先にあり、その後三ヶ月ほど経過してから將軍の任命をみているのは、

古佐美の場合と同様、出征を予定している時期までにはかなりの時間的余裕のあったことを示すものがある。

弟麻呂は副將軍となったが本務は常陸介である。又家持の將軍就任と同時に副將軍となった文室与企は、その翌月に相模介から守に昇進している。一方陸奥には内蔵全成・人間広成・安倍猿嶋墨繩が居た。三名とも陸奥の事情に詳しい人物であって、征東將軍の任命をみるまでも彼らの力によって陸奥は安定的に維持されていたのである。この時点において征東將軍の緊急な出征が要請される事情は存在しなかった。これらの点からも、私は征東將軍の出征自体を疑っている。即ち、家持の征東將軍は、来るべき陸奥征戦への準備もしくは、陸奥に於ける万一の騒乱に備えた組織作りにとどまっているのではないかと思うのである。

陸奥問題をこのような形で一時保留しておきたいという朝廷側の事情も考えられよう。何よりも長岡遷都が予定されていた。遷都と征戦という大きな事業を並行的に行うには経済的な負担が大きい、という点は既に指摘されている所である。又陸奥征伐の何回もの失敗は朝廷に反省を強いることにもなっただろう。さまざまの状況を考えて、当面の陸奥政策は、現状維持あるいは専守防衛という考え方であったと思われる。

弟麻呂が常陸介であり、与企が相模守というのも、陸奥へ送る軍需物資の供給国として当を得た人選である。延暦四年に入って、正月に多治比宇美が陸奥国守となり、二月には国守のままで、按察使鎮守副將軍となっている。内蔵全成は陸奥守を離れたものの副將軍として陸奥に残っている。五月

には権副將軍として百済王英孫が任じられている。征東將軍の出征はないが、現地の人容は強化されていっているのである。

## 二、征東の計画性

持節征東將軍として家持は出征しなかったという私の考えに対して予想される最も強力な反論は次のとおりである。

川口氏は持節征東將軍の出征の有無について、林陸朗氏の所説を引用される。即ち「一般的に見て、征東使・征東大使・征東將軍という名称の肩書の人には赴任しなかったらしい人もいるが、持節征東將軍・持節征東大使・持節大使など『持節』を冠する使節・將軍には赴任しないで都で指揮をとったという前例は皆無である。『持節』というのは、天皇から節刀を賜い、それを奉持して任務を遂行すること、使節一行の生殺与奪の大権を天皇から一時委譲されているのである。遣唐大使や征夷將軍は普通その形をとるが、そうした持節という特権は赴任するものに下賜されたのである」(26)を引き、これを踏まえて川口氏は、持節の名称をもつ、多治比原守・安倍駿河・藤原宇合・藤原麻呂・藤原小黒麻呂の例を検討して、在京指揮官は一人も居ないということを明らかにし、「大伴家持多賀城に死すは大きな後ろ楯を得たことになる」と記しておられる。この限りにおいては在京指揮官はひとりも居らず、私見はあとかたもなく崩れそつである。

しかしながら持節將軍などの事例の羅列だけではなお皮層的であり、歴史というものに少し踏み込んで考えてみると、持節の名をもちながら在京であった將軍の始めての例として家持が居たとして良いように思えるのである。いま持節將軍の例及びその任命の原因となった事由を記すと次のようになる。

〔1〕 和銅二年三月五日

以左大弁正四位下巨勢朝臣麻呂爲陸奥鎮東將軍……因授節刀並軍令。  
(三月五日。陸奥越後二國蝦夷。野心難馴。屢害良民。)

〔2〕 養老四年二月四日

以中納言正四位下大伴宿祢旅人。爲征隼人持節大將軍。  
(二月二十九日。大宰府奏言。隼人反殺大隅國守陽候史麻呂)

〔3〕 養老四年九月二十九日

以播磨按察使正四位下多治比真人臯守爲持節征夷將軍……  
以從五位上阿倍朝臣駿河。爲持節鎮狄將軍……即日授節刀  
(九月二十八日。陸奥國奏言。蝦夷反乱。殺按察使正五位下上毛野朝臣廣人。)

〔4〕 神龜元年四月七日

以式部卿正四位上藤原朝臣宇合。爲持節大將軍……

〔5〕 天平九年正月二十二日

先是。陸奥按察使大野朝臣東人等言。  
從陸奥國達出羽柵。道經男勝行程過遠。請征男勝村。以通直路。於是詔持節大使兵部卿從三位藤原朝臣麻呂……發遣陸奥國。

〔6〕 宝龜十一年三月二十八日

以中納言從三位藤原朝臣繼繩爲征東大使。  
(三月二十二日。陸奥國上治郡大領外從五位下伊治公皆麻呂反。率徒衆殺按察使參議從四位下紀朝臣廣純於伊治城)

〔7〕 宝龜十一年九月二十三日

正四位下藤原朝臣小黒麻呂爲持節征東大使

〔5〕の藤原麻呂の場合を除く他の全ては、陸奥や大隈で騒乱が起り、その鎮庄のために持節將軍が任じられている。しかもその騒乱は按察使や国守又は掾などが殺されるといふ大事件である。大げさに云えば、国家の存続そのものの危機である。こういった危機には直ちに征討軍が組織され、持節將軍の発遣をみることは云つまでも無い。

ここで考えておかなくてはならないのは、將軍の任命・発遣において、將軍は何時持節將軍になる

のか、という点である。軍防令節刀條には

凡大將出征。皆授節刀。辭訖。不得反宿於家。

云々の規定がある。この条文の理解から、節刀を授かるには出征が条件とされることとなる。將軍としての任命があるだけでは、まだ持節將軍とは称されず、その將軍に出征命令が下され、節刀が授けられてはじめて、持節將軍となる。即ち持節將軍が誕生するためには、基本的には二つの命令が必要なのである。一つは將軍への就任命でありいま一つは、その將軍に対する出征命令である。しかしこのことが統紀に於いては厳密には書き分けられていない。最も顕著な例は「3」の多治比県守・阿倍駿河の場合にみることができる。持節征夷將軍に任命した県守に対して節刀を授くという書き方をしている。節刀を授つた征夷將軍が持節征夷將軍なのであるから、持節征夷將軍に節刀を授くという書き方はナンセンスなのである。すなわち、誰々を持節將軍と為すという書き方は間違っている。正しい書き方は「1」及び「6」である。これは巨勢麻呂を陸奥鎮守將軍に任じ、そして節刀を授く、という本来の書き方をしている。

何故このような誤った書き方をされるようになったかを考えると、一般的に云って、国家の危機に當って征討將軍を任命する場合に、在京を予定するような人選は考えられない。出征の必要があつての任命であるから、現地へ赴くことは当然である。従つて將軍の任命は即ち持節將軍となることを意味している。それゆえに統紀の記述において、將軍の任命があつてまだ出征命令が下されていない段階においても、持節という名称を冠して記すようになり、持節將軍を任命するというように書かれるようになったと思われる。

「5」の藤原麻呂の場合を考えてみよう。大野東人からの言上は正月二十二日以前に朝廷に届いている。そしてこれが届いた時点で、麻呂を持節大使とする軍隊が編成され、同時にその出征の準備が始められた。準備が完了した正月二十二日出征命令が出され、麻呂は陸奥国に出発したのである。しかしここでも、持節大使麻呂へ發遣命令を出すという記し方である。つまり麻呂は出征する以前に持節大使であつた、と考えられていたということになるだろう。

このような記述の誤りが検出できるということは、持節という言葉に対する私たちの常識を変更しなくてはならないことではないだろうか。持節征夷將軍などという名称は、本来は節刀の授与を待つて実現される名称であるが、征夷將軍の任命と、出征命令はごく近接した日に行われることが多く、征夷將軍が持節征夷將軍となることが予定されていたがゆえに、征夷將軍即ち持節征夷將軍と考えられるようになり、右の諸例にみるごとく、県守や駿河・宇合・小黒麻呂を、持節將軍となす、というような記述に接しても、誰も不審に思わなかつたのである。

以上の持節將軍は、麻呂の場合を除いて、辺地でまず騒乱が起り、この鎮圧のために出征したものであつた。謂わば原状回復のための征討軍である。しかしながら延暦期に入り、対陸奥政策は大きな転換をみる。積極的に、陸奥を平定して版図に加えんとする政策がとられるようになるのである。従

つて、征討將軍の任命や物資の調達などの準備の面で、従来とは比較にならない計画性をみることが出来る。そしてまた、征東將軍の任命や発遣に関する続紀の記述は、元来の正しい書き方をするようになる。家持以降の三人の將軍の場合を記しておこう。

#### 紀古佐美の場合

延暦七年三月二日。軍糧三万五千斛仰下陸奥國。運収多賀城。……並爲來年征蝦夷也。

延暦七年三月二十一日。從五位上多治比浜成……爲征東副使。

延暦七年七月六日。參議左大弁正四位下兼春宮大夫中衛中將紀朝臣古佐美爲征東大使。

延暦七年十二月七日。征東大將軍紀朝臣古佐美辭見。詔召昇殿上賜節刀。

延暦八年九月八日。持節征東大將軍紀朝臣古佐美。至自陸奥。進節刀。

#### 大伴弟麻呂の場合

延暦十年七月十三日。從四位下大伴宿祢弟麻呂爲征東大使。

延暦十一年閏十一月二十八日。征東大使大伴乙磨辭見。

延暦十三年正月朔。賜征東大將軍大伴乙磨節刀。

延暦十四年正月二十九日。征東大將軍大伴弟磨朝見。進節刀。

#### 坂上田村麻呂の場合

延暦十六年十一月五日。從四位下坂上大宿祢田村磨爲征東大將軍。

延暦二十年二月二十四日。征東大將軍坂上田村磨賜節刀。

延暦二十年十月二十八日。征東大將軍坂上田村磨召進節刀。

右の三人の例では、將軍を任命するということと、節刀を授けるということが明確に意識され、節刀を授けた後において持節征東大將軍と記されている（紀古佐美）。もはや持節將軍を任命するといった書き方はされない。そして又弟麻呂や田村麻呂に到っては持節の字を冠せなくなる。これもまた、出征する將軍は必ず節刀を賜わるといふ観点からみると、けだし当然のことであろう。

征討のために十分な準備をして出征した紀古佐美の場合、翌年の出発のために前年の三月から準備をはじめている。前記の小黒麻呂までの場合などは全く性格を異にしていることは了解されるであろう。そして古佐美の場合の征東大使への就任は七月六日であるにかかわらず、副使の任命は既に三月二十一日に行われている。家持の場合も、副將軍の任命が先に行われた。このことは、家持の持節將軍も紀古佐美の場合に等しく、計画された征東という性格をもつものではないかと推されるのである。

家持が陸奥政策の変換点において、持節將軍に就任したということはもう疑問の余地は無いであろう。彼が出征したかどうかの判定は、ひとえに彼の持節將軍の性格の判定に他ならない。陸奥の騒乱を鎮撫するためのものとするか、計画的な陸奥平定計画の一環としてとらえるかである。私は後者の立場である。これまでに挙げた巨勢麻呂から田村麻呂までの事例において、その出征現地よりの報告

あるいは帰還記事の、そのいずれをも欠くのは、継縄と家持の二例のみである。継縄の場合は、出征を伴った征東大使ではなかったと推される。このことは十一年六月二十八日の勅が、副將軍大伴益立に対して出されていることや、天応元年七月二十六日に益立への叱責があることからそう考えられるものである。本来ならば征東大使藤原継縄に為されなければならぬことであり、結局のところ継縄は陸奥へは赴いていないらしいのである。この継縄は、征東大使であり、持節征東大使ではない。従ってはじめから継縄の出征は予定されていなかったのかもしれない。

持節將軍などに任命されながら、その任命の背景にある辺地の騒乱記事、あるいは出征中の現地からの報告又は朝廷からの命令、さらに持節將軍の帰還に関する記事、これらの全てを欠いているのは家持の場合だけである。持節將軍の派遣は国家的な出来ごとであり、家持が出征しておれば、他の人の例にみるごとく何らかの記事があるべきで、これが無いということからだけでも、彼の持節將軍は在京のものと推することは許されよう。

持節征東將軍に任じられた家持が何故出征しなかったのかについては、二つの場合が考えられる。第一には、藤原麻呂の場合の拡大である。つまり、持節征東將軍への就任命と、將軍への出征命令との二つの命令との間に、何らかの原因のため、大きな日数のずれが生じ、就任命を出したものの、遂に出征命令は出されなかった、と考えるものである。第二は、紀古佐美以降の征東將軍にみるごとく、近い将来に出征の予定が組まれており、そのための準備として、持節征東將軍の任命があった。

しかしながら遷都の問題などで、征東の為の準備は整わず、結局征東將軍の派遣は見送った、とするものである。

出征を予定していなかったと思われる継縄の場合には、征東大使とのみ記し、持節の二字を冠しておらず、家持の場合は、持節征東將軍と、持節を付している。このことから、家持の征東將軍は出征を前提とされたものとひとまず考えることはできよう。とすれば、家持が出征しなかった理由は前述の麻呂のケースに準じた扱いということになる。しかし征東將軍は即ち持節征東將軍という従来からの常識により、家持の場合にも持節の二字をつけたと解釈すれば、家持の持節將軍の就任は、延暦期以降に展開される陸奥征伐計画のその前哨となるものと見なしうるのである。

持節の二字を冠する將軍を調べて、彼らが全員出征しているゆえに、家持も出征したと断じることが誠に危険であるし、粗雑である。対陸奥政策の変化という歴史の流れを無視した単なる現象面のとらえ方でしかない。延暦期以降の陸奥政策は陸奥の平定を旨とするものであり、宝龜以前の、騒乱に対する鎮撫という後手に廻る現状維持的政策とは全く異なるのである。家持の持節征東將軍は、まさしく政策転換の継ぎ目に位置している。このことは常に意識して考察されねばならない。

家持に持節征東將軍任命の記事のみがあり、しかもこれに関わる他の一切の記事が無いのは、彼が出征していないから、と考えるのが最も自然である。陸奥死亡説の川口氏は、家持死伝に持節征東將軍の記事が落ちているのは、史官の重大な失態、と述べられる。氏は、「反逆者たる家持に節刀を

授けたといふことは、桓武がみずからの治政に大きな矛盾を印すことになるので死伝から、持節征東將軍が削除された」と考えられる。続紀の書き換えについては次節に述べるが、桓武の面子を云う川口氏説は面白い。しかし根拠は無い。私は次のように考えている。

持節征東將軍の組織はあつたが、その組織は機能しておらずいわば予備的なものであつた。征東將軍に出征の命令は下されておらず、任命から一年半が経過した時点、即ち家持の死没をもって征東將軍の組織も自然消滅した。家持死伝に持節將軍の記事が欠けているのは、持節將軍の実体が伴つていなかったからと。

皇嗣問題をめぐり貴族間に、安殿か早良かの争いが生じていた。家持は春宮大夫で早良側に立つ大物であつたと目される。家持を持節將軍に任じたのは、安殿を擁立する種継らの謀略とされる。うるさい人物を遠く外地に追いやる意図があつたと考えるわけである。これはこれで考えられることではある。だが、大伴家持を早良側から引き離すという目的は、家持を政治的に無力化してしまえば達せられることであり、現実に陸奥の任地へ追いやる必要は無い。家持を政治的に無力化するのは、まさに彼を持節征東將軍に任じたその時点で達成されている。種継にしてみれば、家持を持節征東將軍に就任させることに目的があつたのである。彼の出征のことは既に枝葉に属することと考えられる。しかしこれらのことは論証のできることではない。家持を無力化させる謀略などは、あくまで推測の域のことである。次節のむすびにおいて、種継の謀略を少し推測することにする。

#### 第四節 在京將軍

##### 一、二人の按察使

今までに述べてきたように家持の持節征東將軍が在京のものであることは確実と云つて良いと思われるが、更に在京説を裏付けるものとして、二人の按察使の存在が挙げられる。まず当時の陸奥関係の組織とこれに配された人々をみておく。かなり複雑に入り乱れるが次のごとくにならう。

持節征東將軍	大伴家持	延暦三年二月任官
副將軍	大伴弟麻呂	同二年十一月(常陸守兼任)
副將軍	文室与企	同三年二月(三月相模守)
軍監	入間広成	同三年二月
軍監	阿倍媛嶋墨繩	同三年二月
陸奥按察使	大伴家持	同元年五月
陸奥按察使	多治比宇美	同四年二月
陸奥鎮守將軍	大伴家持	同元年五月

副將軍	内蔵全成	天応元年五月（四年七月大蔵大輔）
副將軍	多治比宇美	延暦四年二月
権副將軍	阿倍猿嶋墨繩	同元年五月
権副將軍	百済王英孫	同四年五月
陸奥国守	内蔵全成	天応元年九月
	多治比宇美	延暦四年正月
介	人間広成	同元年五月

征東將軍・按察使・鎮守將軍・陸奥国関係は組織としてはそれぞれ別個のものであったと考えられるが、兼任者が多く認められる。

天応元年八月に当時の征東大使藤原小黒麻呂が帰京し、その翌月に彼らへの褒賞が為されている。小黒麻呂の持節征東大使及び按察使の組織はこのときに解散されたとみてよい。褒賞のあった時にみえる人物のうち内蔵全成・多治比宇美・百済王英孫・阿倍猿嶋墨繩・人間広成は、後の家持のときの組織にも入っており、彼らは陸奥での実務的な業務の遂行者であっただろうと考えられる。褒賞が行われた後、延暦元年二月に小黒麻呂が再び按察使となっている。従ってこの間六ヶ月ほどは按察使不在の時期である。小黒麻呂の按察使再任について川口氏は「小黒麻呂が都でにらみをきかしながら」と何故か、在京按察使の取り扱いをされる。同年六月に小黒麻呂に代って家持が按察使となるから、

その間約四ヶ月。按察使の就任期間としては短かすぎると感じられたからなのかもしれない。その当否はともかく、在京按察使の存在を認めているという点は重視しておきたい。

陸奥関係の組織の内、按察使に注目すると、陸奥按察使が二人居るといふ奇妙なことに気づく。家持と宇美である。家持は延暦元年五月に就任し、宇美は四年二月に就任している。宇美の就任をもって、家持の解任が行われているのならば問題はないが、しかし四年四月に、按察使鎮守將軍としての家持よりの言上文があるのである。これはどういふことなのか。宇美は延暦七年に鎮守將軍となったが、これは陸奥按察使との兼任であり、宇美の按察使はずっと続いていたとみられる。宇美は按察使就任の翌月に正五位下に叙せられているが、このときの肩書も陸奥按察使である。大伴家持という按察使の他に更に多治比宇美が按察使に任命されたと考え他はないのである。

それでは二人の按察使が同時に陸奥に居たと考えられるだろうか。そんなことは無いだろうと私は思う。按察使は管内国司の行政の調査・非違の糾弾・民情視察などをその任とする。陸奥にあつては対蝦夷関係の仕事が大きな比重を占めたであろう。多治比宇美は、延暦四年正月に陸奥守となっており、従つて陸奥守兼任の按察使鎮守將軍なのである。宇美は陸奥守就任とともに陸奥へ赴いたであろう。さすれば宇美の按察使は、彼が陸奥守として任国にあるときに拝命したと考えて差支えはない。このとき既に家持が陸奥に居て按察使の仕事をしていたとすると、家持の按察使は解官されるべきなのだが、そうはならず、二人の按察使が併存することになる。

宇美の按察使就任の理由について、家持の身体の衰えが著しく、按察使の任に耐えられなくなった

ため、と説明される。確かにこの年の八月に家持は没しており、身体の衰えがあったらうとは推測される。だから按察使の任に耐えられないということもわかる。しかし家持の任務は按察使だけではない。もっと大きな持節征東將軍の任にもあり、又鎮守將軍でもあった。按察使の任に耐えられない家持は征東將軍や鎮守將軍の任にも耐えられないはずであろう。家持が陸奥に居たとして、家持が身体の衰えを中央に訴えたとき、中央はまず持節將軍と鎮守將軍のカバーをなさねばならぬのである。そのカバーがなく、按察使として宇美が任じられているだけで済ませているという点は、どのように説明されるのだろうか。諸家は全て通りすこしてしまっているのである。

二人の按察使が同時に陸奥に居たと考えるのは無理で、ここはどうしても片方の按察使が在京であったとせねばならない。この問題に関し川口氏は、林氏が造長岡宮使について触れている箇所、「(佐伯今毛人は)小黒麻呂・種継とともに最初の長岡村視察に加わり、造長岡宮使の次官格(位階が種継と同等であるから他にも例があるように複数長官制かもしれない)」(26)を引用され、又更に野田氏の「ある具体的な任務が生じたとき、それをどのような人にもどのようなシステムで分担させていくかについては、律令制の用語を使って云えば、判官以下の実務担当集団は別として、責任者クラスは複数で任命されていたといえるのではないかと考える」(27)、という文を引用される。そしてその上で二人の按察使について「今の場合、補佐的な意味合いをもって宇美が同職に任命されたとしてもさして異とするには足らぬように思われる。……宇美は家持幕下で事に従ったのである。」と書かれる。

持節將軍・鎮守將軍の任に対する補佐がなく、按察使のみに補佐があるというのは奇異であろう。又川口氏は複数長官制とはどういふもので、按察使の場合には、それがどのように機能したのかなどの点には全く触れられていない。更に氏が引用された野田氏の所論は、主として天武持統朝を扱うものであり、これがそのまま延暦期にあてはまるとは考えられないのである。もし当てはまるとするならば、それは家持の在京を裏付けるものとなる。野田氏の所論は例えば天武四年三月

諸王四位栗隈王爲兵政長官。小錦上大臣連御行爲大輔。

という記事について、「天武朝は、一つの任務に諸王一人をふくむ二人のもの、もしくは複数のものたちが任命される慣行があった。そこに含まれる諸王は実権をにぎる者、あるいはその任務を実質上担う者もいたであろうが、皇親政治の慣行上諸王が少くとも一名任命されるのであって、実質的には任命されたその他の諸臣が、その実務能力を期待された。諸王四位栗隈王は皇親政治の一環として兵政官に任命され、具体的には栗隈王は実行実務の責にあつたものではなかったのではないかと述べてきた。これらのことから天武四年期に兵政官の任にあつたのは、大臣御行であると考へたい。」と述べられるものである。

このような天武期の皇親政治の考え方に基く複数長官制が、延暦期に妥当するかどうかまず問われなければならないだろう。妥当すると乱暴に考えた場合には、当然のことながら、位階の低い多治比

宇美が実務担当者であり、従三位の家持は実務を担当しなくてもよい立場に居たということになるのではない。按察使が二人同時に陸奥に居る必要はない。かたや中納言従三位であり、かたや正五位下になったばかりの按察使である。宇美は陸奥の事情に詳しい人物である。陸奥守として任国に居た宇美を按察使に任命したということは、翻って考えれば、按察使家持は陸奥に居なかったということになる。

延暦四年四月の言上文は、現地按察使の多治比宇美から、在京按察使の家持のもとに届けられ、家持は按察使として言上したという順になると考えられる。なお言上文の内容が、現地の事情に即した具体的なものである、ということをもって家持が陸奥から言上したものとする説があるが、これは全く無意味なものである。言上文は現地の要望を記したものであって、家持が陸奥に居ようが京に居ようが、そのようなことは全く関わりをもたない。現地で作成した文であるから、誰が言上しても、その内容が具体的であることには変わりがない。このようなことを以って家持の陸奥赴任を云々することは甚しう的外しているという他はない。

宇美が現地按察使で、家持が在京按察使であるならば、家持の持節征東將軍は在京であったことになる。持節將軍鎮守將軍として陸奥に居り、按察使としては都に居るということは不可能である。家持として身体は一つしかない。延暦四年二月、家持は都に居た。持節將軍は都に居たのである。

## 二、続紀と紀略

種継暗殺事件及びこれに関わる早良親王についての記事は、続日本紀よりも日本紀略の方が詳しい。紀略は続紀などの抄出文であるにもかかわらず、である。この点について林氏(26)は、日本後紀弘仁元年九月十九日の記事を解説して、「桓武天皇が早良親王と種継に関する記事を自らすべて削除されていたのを、薬子らは父種継についての記事が不備なのに不満を抱き、削除されていた部分を復活させた。父種継の立場を正当化するつもりであったのであろう。しかし桓武天皇の事業に忠実な嵯峨天皇は、この復活ということはけしからぬことであるとしてまたもこのように削除したというのである」と説かれる。従って現在の続日本紀は削除された後の本であり、日本紀略は削除されない前の続日本紀を抄出したものと云われる。従って種継事件に関わる記事は、続紀よりも紀略の方がくわしくてしかも正しい、ということになる。両書を精しく検討された林氏は、その差異について次のように述べられる。

(現行の)続日本紀に記載された事件の内容は(原本の続日本紀を)部分的に省略するなり削除したりしても、犯罪構成そのものを全く組みかえるというわけではなかった。

桓武が最も削除したい記事は、早良親王の罪を規定し、その憤死を招いた経過を示した箇所である。

早良親王の方では、天皇を襲撃して皇位を奪取する意思も計画もなく、むしろあるとすれば、天皇

の側で早良親王を皇太子から降ろそうとする考えであったろう。水鏡にいうようにすでに早良親王を遠ざけたということであれば、天皇の考えの帰結（わが子安殿を後継者にすること）は当然そこにゆく。そこでちよつと起つた種継暗殺事件が、早良親王追放の絶好のチャンスとなったのである。

氏の所論のうち最も大切な点は、桓武は早良を陥れた、という箇所である。その罪の意識が桓武をして、続紀の記事を削除せしめたのである。具体的に云えば、家持らが相謀つたのは、種継を除くことであつたのに対し、詔では式部卿藤原朝臣を殺し、朝廷を傾け奉り、早良王を君としてという具合になっている、でつち上げの部分である。もともと家持らは種継の排除だけを目的としている。桓武を標的にしたふしは全く認められない。桓武と種継が離れて別々の場所に居る機会をとらえて暗殺が行われている。それは標的が種継のみであることを桓武に悟らしめるための手段でもあつたろうし、又桓武への忠誠心の表現でもあつただろう。桓武への攻撃は全く行われていない。朝廷を傾ける意思もなかつたし、早良を君として即位させるつもりもなかつたのである。桓武が正史から除きたかつた箇所は、即ち此の部分なのである。何故なら、そこに虚偽があるからである。桓武の関心は早良にこそ在つた。正史の削除は、早良に関する記事に対して行われている。家持に対して行われているのは決して無い。

家持を事件の首謀者に仕立て上げることは桓武にとつては何の利益も無いことであろう。早良を廃し、安殿を皇太子に据えることが桓武の目的である。その為には事実を書きかえているのである。百の事実の中に一個の虚偽を混じえてこそ、その虚偽は本当らしくみえる。事件関係者の証言を、謀叛の意図ありとしてテツチ上げることは出来る。何故ならば訊問は、密室的状況で行われるからである。しかしながら首謀者として家持をテツチ上げたならば、少くとも一年以上も都に居ぬ家持を首謀者とするならば、もうそれだけで、虚偽は明白となる。家持が陸奥に居て、相謀ることの出来ない状態であることは、周知のことであり、隠しようの無いことである。家持について嘘を書くことは桓武にとっては全く無意味であるし、不利益をもたらすものでしかない。従つてこと家持に関しては、事実を記していると断定して良いのである。

継人などの陳述が虚偽で、家持は首謀者に仕立てあげられたとされる川口氏は、継人らへの喚問に彼らが答えた際に使用される「歎」の字義から、継人らの自供内容の信憑性を疑う手がかりにされる。つまり「桴磨歎云」「継人高成等並歎云」の歎の字である。氏の考えは完全に誤っている。氏は「歎」の字を受け答え 換問への応答 に使用しているのはこの箇所だけであるように思われる。とし、諸橋轍次氏の大漢和辞典からその語意を探られる。そしてその語意を不明とされたままで、「後代のわたしたちが、当該文字に即して、ある読み取りを行うことは、はなはだしい手前勝手に陥らないかぎり、許されてよいのではあるまいか。これを要するに《歎して云ふ》には単なる《曰く》などよりは、心の動きが垣間見えるということである。心のある種の動揺を押さえつつ《大伴家持相謀りて曰く》と答えた、ということである」と述べられる。(13) (即ち歎して云ふ、は嘘を云つてい

る継人たちの心の動揺を示す言葉と云われるのである。しかし続紀はそこまで記そうとしたであろうか。記そうとしたにせよ罪人の微妙な心の揺れを「歎」一字で書き表せるとは思えない。

まず歎の字は奈良麻呂事件の際に多用されている。第五章に引いた文中には、A「佐伯全成。歎云」、DE「歎云」がある。又宝字元年七月四日の東人への換問・安宿への換問・佐伯古比奈への換問の際にもみられる。多治比国人の場合は「所歎亦同」と記されている。又川継事件の際、大和乙人への推問があったとき、「乙人歎云」と記されている。歎の用例を精査していないと氏は記されるが、精査するまでもない。普通に使われている言葉と考えるとよいのである。次に歎の字義であるが、令義解獄令国断條は

謂。歎誠也。服レ罪輪ニ誠之書一。是爲ニ歎伏一。即伏辨亦同也。

と記している。つまり歎は誠ということであり、歎して云うは、罪を認めて誠を云う、という意味である。そこで大漢和をひくと、歎伏の項には、

一 罪人が自白して伏罪を申し出る。(北史辛公義傳) 罪人聞之、咸自歎伏。

二 王朝時代の法律語。罪人が服罪したときの謝罪状。伏辨。怠状。

と載っており、右に引用した令義解の同文が掲げられている。歎は罪人が服罪し陳述したときの書き方であって、罪人の心の動きを示すものでは断じて無い。「ある読み取り」を行うことがいかに危険

で実りがないものか云うまでもあるまい。

種継の暗殺後、早良や継人たちは何の行動も起していない。このことは彼らの目的が、種継を殺すということのみにあつた証拠と云えよう。おそらく早良には早良の信念があつたのだと思う。桓武に関わらぬ場所で種継を殺し、桓武に対し二心の無いことを示した上で、暗殺の理由を桓武に説き伏せる自信があつたのだらう。だが弁明は聞き入れられず、あるいは弁明の機会さえも与えられず、早良は乙訓寺に幽閉され、絶食という形で怒りを表現し、そして憤死した。正史の削除は早良に対して行われている。桓武の良心が痛んだゆえである。家持に関しては虚偽を記していない。なぜならば、桓武にとって虚偽を記す理由が無いからである。

### 三、むすび

最後に残されている問題について触れておかなばならない。その第一は公卿補任に「在陸奥」と記されている三文字についてである。長岡京での死亡説を採る私見とは全く相容れないものであり、従って私はこれを誤りとして排除する以外に方法は無い。さきに述べたように高位者は都で死ぬのが普通とされており、任地で没した場合には薨伝に記される場合が多く、家持にこれが無いことは都で没したことを推測せしめるものである。又宝龜以降、陸奥へ下った参議以上者で、陸奥で没した者は、

大伴駿河麻呂と紀広純の二人である。陸奥按察使の任を帯びたままで、しかも参議の地位にありながら現地で没したこの二人の例から、家持の場合も現地で死亡したと錯覚してしまったのではなからうか。公卿補任宝龜七年条の大伴駿河麻呂の場合には「於任所三月壬辰日薨」と記し、十一年の紀広純の場合には「三月廿四日被殺畢」と記している。家持の場合には「在陸奥」と文末に記すのみで甚だそつけない。今まで述べてきたことから照らしみて、補任の記事を誤りとして捨てるものである。

次に延暦三年二月に家持が持節征東將軍に任命されたのに、彼が在京將軍であったとすると、この時以降の続紀の記事中に、中納言家持としての記事がひとつも無いのはどういふ訳か、という疑問が湧く。特に遷都の問題にからみ、長岡村への視察・造長岡宮使の任命に際しても名がみえないのは何故か、といった点に答えねばならぬであろう。この点に関しては、紛れの無い文献を提出するわけにはゆかないし、又論理を展開して説明し尽くすこともできない。しかし又持節將軍としての記事も記されておらず、そういう意味では五分五分という所である。

物語り的な推測はあまりしたくないが、これに答える為に種継らの権謀という面から、少し記してみる。都に居ない家持を事件の首謀者にテツチ上げるといふ稚拙な仮説が堂々と述べられているのだから、少しくらい推測で物を云つことを許して頂きたい。私の考えは次の通りである。

現皇太子である早良親王および春宮大夫の家持を中心とする一派と、安殿親王を皇太子の地位に就

けんとする桓武・種継派との対立は激化していた。政治の実権をもつ種継派は、早良側の中心人物である家持の存在が邪魔になってきていた。しかし何の落度も無い家持を罪に陥れたり、左降したりすることは出来ず、家持の存在を無力化せんとして考えだした方法が、持節征東將軍への任命ということであった。当時の陸奥は小黒麻呂の活躍以降は小康状態を保ってはいたが、何時どのような事態が生じるかも知れぬ危険な面もあり、征東將軍を任命すること自体は奇異とされるものではなかった。家持は陸奥按察使でもあり、陸奥の事情にも精通している。その意味では適当な人事とは云えよう。しかしながら家持はすでに六十七歳の高齢であり、体力の衰えが目立ちはじめていた。だが高齢を理由に將軍職を辞退しても、駿河麻呂の例にみるごとく、出征を命じられれば出発しないわけにはゆかない。又持節征東將軍は征討準備が整い次第に出征するというのが過去の例であり、家持は出征命令が出されないような方策を至急に画さなければならなかった。その方法は多くは無い。家持は高齢による病臥という方法を探ったであろう。

一方種継側にすれば、長岡への遷都の予定があり、費用のかかることは避けたい時期であったし、又陸奥平定のためには周到な準備が必要とされることは過去の経験から思い知らされていた。反乱が起つてから鎮圧のための軍隊を出すという後手に廻ってきた政策から、十分な準備の上で陸奥平定の軍を出すという対陸奥政策の変更は青写真としては出来上っていたが、まだ一般的には、持節征東將軍の任命は遠からず出征命令が出されるといふ常識が支配していた。種継はこれを利用した。征東大使・征東將軍ではなく持節征東將軍に任じたことの意味はここにあるのである。持節征東將軍大伴家

持から、病臥の届けが出されたとき、種継らの謀略は完了した。即ちこの時点で家持の政界での自由は無くなったのである。遷都の問題は云々に及ばず、政治の場で積極的な活動をしようとするれば、たちまち持節將軍としての出征命令が出される状況が作り出された。家持は陸奥へ行かない為にはおとなしくするより他に方法は無くなった。種継たちは堂々と家持を無視し、疎外して政治を行えるようになったのである。これが京にあった家持が、政治に登場してこない理由である。種継らは家持の按察使としての任も解かず、陸奥国守として現地に居た多治比宇美を更に按察使として任命した。その言上文は宇美より家持に届けられ、家持は按察使として言上したのである。

家持たちの種継暗殺計画は皇太子の了解を得ていた。ただひとつ条件とされたのは種継だけを殺すことであつて、決して桓武を傷つけないということであつた。天皇に弓を引くことは家持の政治信条に反することでもある。天皇に二心の無いことを示すためには、種継と桓武が離れた場所に居る機会を待たねばならなかった。その機会を待っている間に家持は死んでしまったが、彼の意思は継人がひきついだ。継人は九死に一生を得て唐から帰還したが、位階は思うようには昇らず、この怨みもあつて家持に同調していたのであろう。やがて時は来た。桓武は平城へ行幸し、種継は新都造営のため長岡に残っていた。この機会を逃さず継人らは計画を実行に移したのである。桓武は早良に二心の無いことを知っていた。しかしこの種継暗殺を口実にして早良を廃し安殿の立太子に結びつけたのである。以上はもとより推測にしかすぎない。しかし家持の政治力を無力化する謀略としては、結構面白いと私自身は気に入っている。これが正しいとすると、家持を持節將軍に就任させるといふこのこと自

体に種継たちの目的があつたということになる。実際に出征させる必要は無かつたのである。決してあり得ない仮説ではないと思つているがいかなものであつたか。

乏しい資料をあこれと考えてきて、何か堂々めぐりをしてきた感じがする。家持の死没地は間違はなく長岡京である。奈良の佐保と説く方も居るが、政治の場が長岡である限り、中納言家持は長岡に居たとする方が自然であらう。

奈良麻呂事件において家持は天皇派の立場を固持した(第五章)。従つて奈良麻呂や古麻呂や池主とははつきりと敵対関係であつた。しかるに後年、良継・宅嗣・今毛人らと謀り、仲麻呂排斥事件を起こす。川継事件では縁坐し京外に移されている。そして最晩年には種継暗殺を計画し、死後官位を奪われることになるのである。これらの全てを家持にふりかかった縁坐として済ませてしまう説が多い。しかし私にはどうしてもそうは思えない。私には全て家持という男の意思が働いていると思えるのである。奈良麻呂に味方しなかつたこと、しかしその後の事件では権臣を排斥する立場に立っていること、これらは矛盾するようであるが、本当は一本の線でつながっているのではないか。家持は生涯を通じて一度も天皇に刃を向けたことが無い。彼の内兵意識は種継暗殺においても堅持されているのである。家持という人間の成長あるいは思想の深化によつて進歩してゆく人物像を私は信じている。生涯にわたつて変らずに持ちつづけた思想もあるだろうし、絶えず変化し揺れ動き深まってゆく思想もあつたはずである。萬葉集からの家持像は宝字三年で終つてしまふ。しかし萬葉集が閉ざされても、

家持は延暦四年まで歴史のなかを生きる。しかも後年は政治の中枢に身を置いた男として。

思えば壬申の乱は、天智の子と、天智の弟との争いであった。家持は夢をみたのではないかとふと思うことがある。衰退した大伴が復活した契機が壬申の乱であった。桓武の弟早良か、桓武の子安殿か、という選択は、家持が置かれた春宮大夫という立場上からの要因が大きいと思われるが、弟をとるということにはずいぶん昔の大伴の姿を仮託したのではなからうか、と。これはもちろん私の想像にかすぎない。しかしここには家持の夢が詰まっているような、そんな気がしてならないのである。

注

- (1) 「大伴家持」 北山茂夫
- (2) 「萬葉集とその世紀」下 北山茂夫
- (3) 「大伴家持の生涯」 小野寛(「萬葉集講座第六卷 大伴家持」)。小野寛「大伴家持」では、中納言拜命後の帰京の有無については定かではないとされているが、「大伴家持の生涯」においては中納言に昇進したが兼官はもとのままであったから、陸奥国多賀城に赴任していたはずとされている。
- (4) 「大伴家持」 川口常孝
- (5) 「大伴家持人と作品」 扇畑忠雄(中西進編)
- (6) 「大伴家持」 橋本達雄。一度も帰京しなかったとはいえないかもしれないが、とされながらも、按察使就任以降は陸奥にあつたとする説に傾いておられる。

- (7) 統紀宝龜九年十一月十三日條
- (8) 「大伴家持」加倉井只志
- (9) 「記紀万葉の世界」 川崎庸之
- (10) 「桓武天皇」 村尾次郎
- (11) 「大伴家持」 山本健吉
- (12) 「萬葉集の構造と成立下」 伊藤博
- (13) 「家持死没考」 川口常孝(帝京大文学部紀要十八号)
- (14) 「古墳」 未永雅雄
- (15) 「墳墓」 斎藤忠
- (16) 「葬儀の歴史」 芳賀登
- (17) 令義解喪葬令給殯歛調度條
- (18) 「万葉集の考古学」 森浩一編
- (19) 日本書紀大化二年三月二十二日條(大化薄葬令)
- (20) 延喜式卷第五 神祇五 忌詞
- (21) 延喜式卷第五神祇五 勢江州忌
- (22) 「日本靈異記」 第三十四頭注
- (23) 「日本歴史大辞典」 柴田実
- (24) 続日本紀、宝龜元年十月九日條
- (25) 「官職要解」 和田英松
- (26) 「長岡京の謎」 林陸朗

## 第三章 家持と諸兄

### 第一節 橘家の成立と性格

家持と橘家との親密な関わりは、ことあるごとに指摘され、いまや家持論をなす場合のひとつの与件と云いつるまでに常識化している。萬葉集に残されている作品の数々は両者の交流の深さを示すものであり、この点に疑いをもつものではない。しかしながら、家持と橘家との親交という観点が過度に押し進められ、家持は橘諸兄の庇護を求めた、あるいは庇護下にあったと主張されるようになってくると大きな問題となる。親交と庇護とは全く異った関わり方であり、庇護の関係を前提として家持を論じる文章を多見することは誠に苦々しいことである。親交という言葉には両者の対等性があるが、庇護という言葉は両者の上下関係あるいは従属性の意味合いを含む。

庇護ということを最初に云い出したのは誰か知らないが、尾山篤二郎氏(1)は次のごとく記されている。

年少にして弟書持とともに諸兄の長男奈良麻呂と親交があり、又乃父が諸兄の先輩であつた處

から、内舎人以降此人の積極的庇護を蒙るに至つたものと考えられるが、これは家持のみではない。大伴一族が殆ど親近したらしいのは後に起つた種々なる事実がこれを証明する。資陰を経て二十九才の年少にして従五位下に叙せられ、三十才で宮内少輔に、次いで越中守に任ぜられたのだが、三十才で上国の大守となるを得たのは、如何に家門の余慶があり、如何に亡父が大納言であつたに於てからか、当時の任官叙位からすると正に異常な拔擢の部に属するものである。諸兄の庇護が大いに與つて力のあつたのは云ふまでもない。

と考えられる。しかしまた「但し諸兄庇護云々は明らかに物に示されているのではない。萬葉集を見て、吾々がさういふ判断を下すだけである」と書かれ、萬葉集作品を引用されたうえで

諸兄及び其男奈良麻呂と青年時代の家持とは、非常に深い関係があつたものと考へねばならない。と結論つけられる。

氏の結論部分には賛成できるのだが、庇護という考え方には到底従えない。二十九歳で従五位下に叙せられることに、特に諸兄の力を考慮する必要はない。また従五位下に叙せられれば、位階相應の官職に就くことは官位令に定められているのであつて、これも当然のことである。越中守任官を以つて異常の拔擢とみることは全く当らない。逆に越中守の在任期間が長すぎることに、昇位が遅れたことほどのように説明されるのであろうか。又大伴一族のほとんどが諸兄に親近したことを証する種々たる事実とはいつた何なのかも説明されていない。恐らく奈良麻呂事件で罪された大伴の氏人たちのことを云っているのだろうが、罪を受けなかつた者も多く居り、氏の推測はかなり乱暴なものと断じざるを得ない。

萬葉集の作品をみる限りにおいて、家持は諸兄の庇護を求めたようすはない。左大臣の極官にあつた諸兄が、家持の昇位昇進に特に力添えをした形跡もみられない。家持は勝宝元年に従五位上になつてから、諸兄存命中の勝宝年間にはただの一階も昇位していないのである。

伝統ある旧族大伴家と新興の名家橘家との間には、お互いを尊重する尊敬の念こそあれ、庇護といふような従属的な関わりは無かつたが、では家持と橘家との交流の深さは何によるものかを考えてゆかなくてはならない。藤原勢力に対する橘家への接近といふ見方を私は採らない。なぜなら家持は藤原の人々と疎遠であつたわけではないし、まして敵対関係にあつたわけでもないからである。八束・宿奈麻呂・久須麻呂・南家の二郎など、彼と親しかつた藤原家の人々の名はたちどころに数え上げることが出来る。即ち家持にとつて藤原氏が橘氏かといふような問題ではない。家持の内部の何が、家持をして橘家へ接近せしめたのが問われなければならない。

家持が橘家へ寄せた尊敬の念は、勝宝元年の賀出金詔書歌の創作をもつて際立つたものになる。内兵意識の自覚に深く関わっている。そしてその思いが褪せてしまつたのが、諸兄の致仕をもつてである。このことは、橘家成立の天平八年以降、賀出金詔書歌の勝宝元年までは、福麻呂伝読歌への追和歌(4061~62)を除き、橘家への讃歌を見出すことができず、又諸兄致仕以降は、橘讃歌はおるか橘家宴歌すらも萬葉集に収録されていないといふ外見的な現象にも合致するものである。

結論めいたことはともかく、まず私は橘家の成立から見直してゆきたいと思つ。

県犬養橋宿祢三千代が死んで三年後の天平八年十一月十一日、葛城王らは橋宿祢の姓を乞い、許されて臣籍に降っている。その奏上文は次のとおりである。

「從三位葛城王。從四位上佐爲王等上表曰。臣葛城等言。去天平五年。故知太政官事一品舍人親王。大將軍一品新田部親王宣レ勅曰。聞道。諸王等願下賜臣連姓一供中奉朝廷上。是故召王等一令レ問ニ其状一者。臣葛城等本懐ニ此情一。無レ由ニ上達一。幸遇ニ恩勅一。昧死以聞。昔者。輕堺原大宮御宇天皇曾孫建内宿祢盡ニ事レ君之忠一。致ニ人臣之節一。創爲ニ八氏之祖一。永遺ニ万代之基一。自レ此以來。賜レ性命レ氏。或真人。或朝臣。源始ニ王家一。流終ニ臣氏一。飛鳥淨御原大宮御大八洲天皇。德覆ニ四海一。威震ニ八荒一。欽明文思。經レ天緯レ地。太上天皇内脩ニ四德一。外撫ニ万民一。化及ニ翼鱗一。澤被ニ草木一。後太上天皇。無レ改ニ先軌一。守而不レ違。率土清淨。民以寧一。于レ時也。葛城親母贈從一位縣犬養橋宿祢。上歴ニ淨御原朝廷一。下逮ニ藤原大宮一。事レ君致レ命。移レ孝爲レ忠。夙夜忘レ勞。累代竭レ力。和銅元年十一月廿一日。供ニ奉舉國大嘗一。廿五日御宴。天皇譽ニ忠誠之至一。賜ニ浮レ杯之橋一。勅曰。橋者果子之長上。人之所レ好。柯凌ニ霜雪一而繁茂。葉經ニ寒暑一。而不レ彫。与ニ珠玉一其競レ光。交ニ金銀一以逾美。是以汝姓者賜ニ橋宿祢一也。而今无ニ繼嗣一者。恐失ニ明詔一。伏惟皇帝陛下。光ニ宅天下一。充ニ塞八挺一。化被ニ海路之所一レ通。德盖ニ陸道之所一レ極。方船之貢。府无レ空レ時。河圖之靈。史不レ絶レ記。四民安レ業。万姓謳レ衢。臣葛城。幸蒙ニ遭時之恩一。濫接ニ九卿之末一。進以ニ可否一。志在レ盡レ忠。身隆ニ降闕一。妻子康レ家。夫王賜レ姓定レ氏由來遠矣。是以。臣葛城等。願賜ニ橋宿祢之姓一。戴ニ先帝之厚命一。流ニ橋氏之殊名一。万歳無レ窮。千葉相傳。

この奏上に対して同月十七日、

詔曰。省ニ從三位葛城王等表一。具知ニ意趣一。王等惜深謙讓。志在レ顯レ親。辞ニ皇族之高名一。請ニ外家之橋姓一。尋ニ思所執一。誠得ニ時宜一。一依ニ來乞一賜ニ橋宿祢一。千秋万歳相繼無レ窮。

という詔が出され、ここに橋家が成立したのである。三千代が死んだのは天平五年正月十一日のことで、「内命婦正三位縣犬養橋宿祢三千代薨。遺從四位下高安王等。監護喪事。賜葬儀准散一位。命婦皇后之母也」と記録されている。高安王は後の大原真人高安である。

三千代は県犬養家というそう高級でもない氏族の出身であり、その三千代が政治の舞台に登場するきっかけとなったのは、壬申の乱時に功績のあった県犬養大伴などとの関わりであったかとされている(2)。

日本歴史の上に大きな影響を与えた女姓であるにもかかわらず、いまなお多くの謎を残している。和銅元年の三千代への賜姓のいきさつは上表文のとおりである。天武から元明に仕えたその忠誠によるものであった。

三千代は元明不豫時の養老五年五月に出家入道。彼女の念持仏として橘夫人厨子が今に伝わる。彼女についてはおよそ悪評を聞かない。しかし、聡明・美人・貞節・篤心などの言葉を尽される彼女がその言葉通りの無欠の女性だったとも思えない。奇麗なことだけではゆかぬこともあっただろうと思うが、不比等の妻・光明の母ともなれば悪評があっても抑えるのが当然であろう。だが三千代への覚め言葉は嘘ではなく、稀有の女性だっただろうとの印象は抱いている。

三千代への賜姓時、杯に浮かべたのは橘の実であった。ミカンを浮かべうる杯はかなり大きく深いものであっただろう。宴の一場面が想像されて興味深い。このときの賜姓は三千代個人へのものであったらしく、梶犬養橘という複姓は他にみられない。結集宴歌での吉男・持男の姓も梶犬養橘宿禰であり、橘の字は入っていない。従って梶犬養橘宿禰の姓は三千代の死とともに消滅する運命にあり、葛城王らはこれを惜しみ賜姓を乞うたのである。三千代と美努王との間の子、つまり葛城王や佐為王が皇籍にある限り、梶犬養橘姓は消える。三千代と不比等の子たる光明は皇后であって継ぐことは論外である。葛城王らは橘の名を賜わることによって母三千代の全ての徳性を引き継ぐことになる。しかも光明皇后の実家としての橘家の成立である。藤原氏に比肩しうる由緒をもつ家の出現と云っても良いだろう。葛城王らは天武と同じく敏達系統の血筋である。もとより貴とされる身分ではあるが、三千代の子でなかったとすれば、天平八年時に従三位に昇り参議にまでなっていたかどうかが覚束ない。上本文中に葛城王自身が述べるように、母が三千代であるという事実は大きな重みを持っていたのである。

尾山氏は葛城王らが臣籍に下りた理由を次のように述べられる。

美努王家と藤原氏を結合させたのは三千代夫人の力に依るもので、其結果諸兄が参政ともなり得たのだが、然し其の母が亡くなつて了へば、後は可成り難儀なものである。現に大伴道足が失脚してゐる。台閣の主班は右大臣従一位武智麻呂で、義母のみた間は親戚でも根を洗へば赤の他人である。此儘では何時道足の後を追ふことになるか保證の限りでない。此處に到つて初めて臣籍に降り外家を繼ぐと云ふ手段に出て、母系橘氏を繼げば藤原氏一族はこれへ手が出せないから、どうしてもこの氏だけは樹てることになる、と先手を打つたわけで、其餘慶で身を全うしようと考へたものだらう。そして此處までは單に保身の策だけが關の山で、他に野心などは毫釐懐く者で無かつたらう(一)。

美努王家と藤原氏の結合とは、葛城王と多比能また房前と牟漏女王との結婚を指している。氏の云うように両家の結合は三千代の計らひであつた可能性は十分にあり、この点に関しては異存はない。しかし臣籍に降る理由は、論理をなしていない。そもそも道足は皇籍ではなく大伴家の人物である。臣籍の道足が追い落されたとするのに、葛城王らが臣籍に入ることが保身となる、と何故云えるのか。又大伴道足の失脚は、天平七年九月廿八日

坐不理訴人事。於是下所司。科斷。承伏既訖。有詔並宥之

と記される出来事に起因すると考えられるもので、道足はこのとき正四位下で参議右大弁の職にあった。道足が参議を退いたのは何時とは分らぬが、天平十一年の犬養牛養の参議就任をもってその下限と考えられる。葛城王らへの橘賜姓は天平八年のことであり、尾山説は一見妥当するように見えるが実はそうではない。上表文の冒頭に記されるごとく、葛城王らが最初に臣籍を乞ったのは、三千代が死んだその年の天平五年のことなのである。即ち道足が失脚するよりも前に賜姓を願い出ており、道足の失脚をみて保身のために賜姓を願い出るといふものではなかった。

上表文によれば橘賜姓までには次のような曲折があったと推される。

天平五年正月十一日 三千代死去

々々 葛城王らの最初の賜姓奏上

? 舍人・新田部両親王による賜姓奏上の理由調査

天平七年九月三十日 新田部親王死去

十一月十四日 舍人親王死去

天平八年? 臣籍に降りることに関する詔勅の発令

天平八年十一月十一日 葛城王らの二度目の賜姓奏上

十一月十七日 賜姓

この経緯からさまたまなことが推測される。まず大宝令のもとで、皇籍から臣籍に降るに当って、その取扱いに関する規定が不備であったことがわかる。もし規定が完備していたとすれば、両親王が「問其状」というようなことは不要である。又このことから、令制に於いて皇籍から臣籍に降りたのは葛城王が初めての例であったと推定できる。両親王による調査が何時行われたのか不明だが、天平七年の二人の死去により、葛城王らの賜姓奏上は途絶されたかに見えた。しかし天平八年（多分）に入って両親王の仕事は誰かに引き継がれ、その結果、皇籍から臣籍に降る際の規則が定められ詔勅の形で発令された。この詔勅に基づき葛城王らは二度目の賜姓奏上を行い、臣籍に入ることになったのである。「臣葛城等本懷此情。無由上達。幸遇恩勅」の文言が、このような経緯があったことを物語っている。

葛城王らが賜姓を願い出た政治的な理由は後に述べるとして、まず令制上の理由を考えてゆく。継嗣令は、

凡皇兄弟皇子。皆爲親王。女帝子亦同。以外並爲諸王。自親王五世。雖得王名。不在皇親之限。

と定める。そして選叙令陰皇親條で規定する蔭位は、

凡蔭皇親者。親王子從四位下。諸王子從五位下。其五世王者。從五位下。子降一階。庶子又降一階。唯別勅處分。不拘此令。

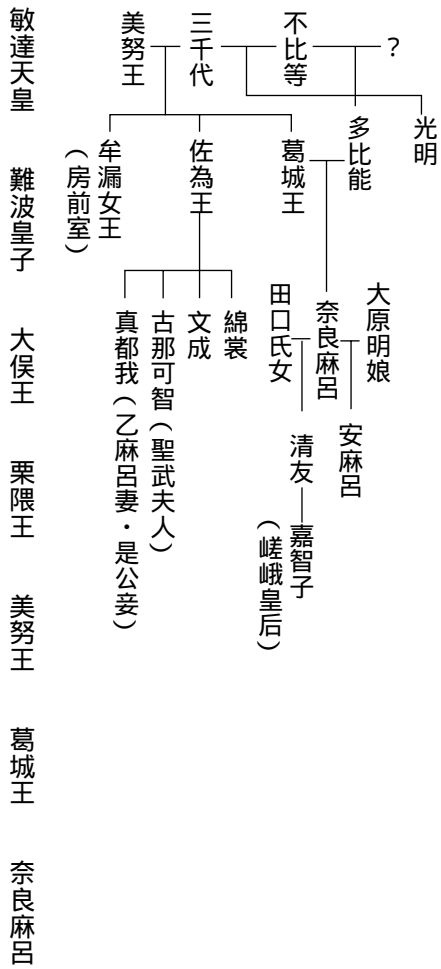
となつてゐる。令制では、五世王は王名を持ち從五位下の蔭位を授かるものの、皇親の籍には入らないということになる。六世王は王名を得られず、その蔭位は正六位である。ところで右の規定は慶雲三年二月の格（其七）で変更を加えられた。

准令。五世之王。雖得王名。不在皇親之限。今五世之王。雖有王名。已絕皇親之籍。遂入諸臣之例。顧念親々之恩。不勝絕籍之痛。自今以後。五世之王在皇親之限。其兼嫡者相兼爲王。自餘如令。

この格によつて五世王は皇親となり、その嫡子は王名を名乗れることになった。つまり令の規定より一世代くり下げたのである。六世王からは皇親に入らず、ただ五世王の嫡子のみが王名を得られる。庶子は王名を得られないということになる。但し蔭位は嫡庶子とも得られたのだろう。継嗣令集解は

五世僅得王名。至六世必賜姓成臣。不可得王名耳。

と記しており、王名を得られない六世王は姓を賜つて臣籍に入らねばならなかった。葛城王を中心とした系図は次のごとくである。



難波親王からの五世王が葛城、佐為、牟漏女王の世代に当る。六世王の世代は葛城王系に奈良麻呂、佐為王系に綿裳・文成・古那可智・真都我がいる。ただ文成は萬葉集（1014）の左注に少卿の子と記されているだけで、橘氏系図には落ちてゐる。諸兄を大卿として、少卿に佐為を当てて文成を佐為の子に比定するわけである。綿裳は綿裳枝王とも記される（橘氏系図）（3）。

葛城王を五世王と断じるには実は難がある。姓氏録（4）は栗隈王を難波皇子の子としている。こ

れが正しければ葛城王らは四世王で奈良麻呂らは五世王となる。しかし一方紹運録(5)、尊卑分脈では栗隈王は、難波皇子の孫・大倭王の子としている。どちらが正しいのかにわかに判断がつかない。奈良麻呂世代が五世か六世かの推測の手がかりは乏しいが、賜姓後の名前からわずかに次のことが考えられる。

臣籍に降りた場合、例えば佐為王は橘宿祢佐為、今城王は大原真人今城のごとく、王の字を除いてそのまま名前にするのが普通である。いま古那可智・真都我という名前は、もとは古那可智女王・真都我女王と云ったかと考えると、女王名としては少し馴染まない感じであり、彼女たちははじめから古那可智・真都我という女王名をもたぬ名ではなかったかと思える。一方綿裳は綿裳枝王という王名を持っており、橘賜姓後に橘宿祢綿裳となったものである。葛城王の場合は、橘宿祢賜姓時に諸兄という名を賜ったものとみてよく、橘宿祢葛城とはならず、橘宿祢諸兄となったのである。問題は奈良麻呂である。賜姓前は奈良麻呂王というような名ではなかったと思われる、王名を持っていたとすれば別の名だっただろう。同世代の綿裳が王名であったので、奈良麻呂も王名を持っていたはずである。奈良麻呂は父諸兄と同じく橘宿祢賜姓時に奈良麻呂という名をも賜ったものと考えられよう。古那可智・真都我が女王名をもたず、奈良麻呂・綿裳が王名を持っていたとすれば、彼らは六世の世代だったと推定することができる。即ち奈良麻呂・綿裳はそれぞれ諸兄・佐為の嫡子で、皇籍には入らないが、王名を持つことが出来たということになる。しかしながら、奈良麻呂の世代は全員が王名・女王名を持っていたと考えることもできる。古那可智・真都我が古那可智女王・真都我女王でなかった

とは証明できない。五世王か六世王かなお考えるべきであろう。

葛城王が五世王で、奈良麻呂がその嫡子の六世王であったとすると、奈良麻呂は王名を持つものの皇籍に入らぬ王となる。皇籍にある諸王と皇籍でない六世王との出身法上の取扱いおよび待遇面での相違など、現段階ではよく分かっていない。しかし令や格で明らかに両者を区別しているので、相応の差があっただろう。奈良麻呂が出身すべき時期はもうすぐそこに迫ってきており、諸王として出身できないならば、と考えることは自然の成り行きである。ただ臣籍に入るとは諸兄の世代である必要はなく、奈良麻呂が行えばよかったことである。従って葛城王らの賜姓奏上は令や格のみの規定による、というばかりではなく、政治的な要素が濃いと結論される。しかしその政治的な要素も以上のような令や格の規定とは全く無関係とは云えず、併せて今後の研究課題としておく。

皇籍から臣籍に下ることは特に蔭位の適用において不利になる。皇籍であれば親王の子は従四位下、五世王までは従五位下、六世王は正六位上を授かる。一方臣籍であれば従五位下の蔭位を授かるのは正一位の嫡子のみで、その差は非常に大きい。にもかかわらず橘賜姓以後、臣籍に下る例が多くなるのはそれなりの理由があったからに違いない。それは奏上文中の「恩勅」と記される勅の中に含まれていると考えられる。皇籍から臣籍へ下りた場合の身分的な取扱い、禄の問題、蔭位の適用などさまざまな規定が盛り込まれていただろう。皇籍より臣籍であった方が有利な内容があったと推される、それが何であるのかは今のところ解き明かせない。臣籍に下った実例を少し拾ってみよう。

天平十一年四月三日

大原真人高安王 門部王 桜井王。続紀は特に次のように記す。

詔曰。省<sup>二</sup>從四位上高安王等去年十月廿九日表<sup>一</sup>。具知<sup>二</sup>意趣<sup>一</sup>。王等謙沖之情。深懷<sup>レ</sup>辞<sup>レ</sup>族。忠誠之至。厚在<sup>二</sup>慇懃<sup>一</sup>。顧<sup>二</sup>思所<sup>一</sup>レ執。志不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>奪。今依<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>請賜<sup>二</sup>大原真人之姓<sup>一</sup>。子々相承。歴<sup>二</sup>萬代<sup>一</sup>而無<sup>レ</sup>絶。孫々永繼冠<sup>二</sup>千秋<sup>一</sup>以不窮。

詔の最後の部分は橘賜姓の際のものと良く似ている。高安王らの賜姓奏上は天平十年十月になされておられ許可されるまでに五ヶ月余りかかっている。高安王らへの賜姓が適当かどうかの検討期間であろう。高安王は

天武 長親王 川内王 高安王

という系図であり三世王である。高安・門部・桜井の諸王はそれぞれ、和銅六年・三年・七年に無位から從五位下に令規定のとおり叙されている。

家持と親しかった今城はこの三人の内の系列と思われるが、そうであれば彼は位階の上で大変な損をしたことになる。四世王なら從五位下の位階をいきなり授かるが、彼は正七位下の位階を経ている。今城の母は大伴郎女(4 5 19 題詞下注)であるが、彼女を坂上郎女と同人として、父を穂積親王(4 5 28 左注より)とする説もある。が、それならば今城は從四位下を授かるはずである。もし

そうだとすれば、高位の位階を捨ててなぜ臣籍になったのかその理由は今のところ謎というほかはない。坂上郎女は穂積に嫁いだが、今城が二人の子とは断定できない。彼の系譜等は後の問題として置いてゆきたい。

高安王らの他の息子の名が伝わっていないので、後世代の叙位関係は調べようがない。臣籍に入った後は臣籍の位階制によったと考えられるから、位階の上ではかなり損な目であったように思われる。

高安王らが乞うた大原真人姓は「出自謚敏達孫百濟王也」と姓氏録にある。敏達 彦人大兄 舒明天武と系譜は続くから、大原真人の姓を乞う理由はある。敏達系列という点では、橘宿祢家と同祖ということになる。高安王らの狙いはこの辺りにあったのかもしれない。天平八年に橘家が成立し、十年に諸兄体制になったのだが、その同じ年に臣籍に降る奏上をしている。高安王らが橘家と関わりをもつ形で賜姓を願いだした理由も分るような気がする。高安王らの奏上を検討し許可したのは諸兄であったらう。

大原家と橘家との深い関わりは次の点にもみられる。弘仁十二年七月、橘安麻呂が八十三歳で没して(6)いるが、彼は奈良麻呂の第一子で母は大原真人明娘とされる。安麻呂の生年を逆算すると、天平九年生れとなる。さて天平九年に生れるためには天平八年には婚姻が成立していなければならぬ。橘家の成立はこの年のことであった。両家の婚姻を政治的なものとする積極的な理由はないが、かなり微妙な時期に当たっている。橘家と連係して榮達を望もうとしたのは、大原真人家ではなかったかという感触を抱かせる。

なお賜姓の奏上文や許可の詔文が載せられているのはこの二家のみであり、これ以降は臣籍に降った事実のみが記録されるようになってゆく。皇籍から臣籍へ降りることが珍しいことではなくなっていくからであろう。

勝宝三年正月廿七日

淡海真人 无位御船王

三船王は、天智 大友 葛野 池辺 三船という系譜である。壬申の乱の敗者の家だが三船の父池辺王は神亀四年に従五位下を授けている。三船王は四世王でありいずれ従五位下を授かるはずで、位階の面から考えると今の時期に臣籍に下ることは不利になる。なお三船の卒伝には「宝字元年。賜姓淡海真人。起家拜式部少丞」とあり、続紀の中で矛盾を起している。

勝宝四年九月十二日

文室真人 従三位智努王 従四位上大市王

天武の孫、長親王の子で従って二世王である。大原真人高安らとは叔父・甥の関係となる。智努王・大市王は養老元年天平十一年にそれぞれ従四位下に叙せられている。宝龜十一年の大市薨伝に

「勝寶以後。宗室枝族。陷辜者衆。邑珍削髮爲沙門。以圖身全」と記される。宗室枝族とは天武皇統の王たちを指し、道祖・安宿・和氣・塩焼らの諸王を意味しているよう。大市らが臣籍に降りたこの時期には、まだ身の保全を計らなければならない状態ではなかったが、皇嗣問題は常に意識されていた。現天皇孝謙の後に争いが起こるのは十分予想されたゆえに、彼らはそこから身を避けたかったのかも知れない。智努王もまた信仰心の篤い男だったらしく争いを好まなかったものであろう。しかしこのようにしても皇嗣問題は大市王にふりかかったらしく、水鏡(7)には、大市を太子となすべき宣命を、百川・永手・良継がしめし合わせて、白壁王を太子とする宣命にすりかえたという話がある。真偽は分からないがともかく、時期と事情によっては、大市は皇位継承者たり得るといふことである。彼らが臣籍に降ったことは、皇位に野心の無いことを示すための行動であったのだろう。

なお彼らの子らへの叙位関係をみると、大よそは臣籍による蔭位授与が行われているようだ。皇籍であれば三世王になるゆえに従五位下に叙される。智努の子與伎は正六位上を経ている。しかし系譜関係は分からないが、文室波多麻呂が無位から従五位下に叙されている(8)。橘奈良麻呂の例もあり、このクラスの子には特別の配慮が働くという考え方の可能性は残しておかねばならないだろう。

勝宝七年六月二十四日

岡真人 和氣王 細川王

和氣王は舍人親王の孫、御原王の子で従つて三世王である。細川王は和氣王の弟。宝字三年六月、舍人親王を崇道尽敬皇帝と追尊した詔が出されたとき、当時正六位上であつた岡真人和氣に從四位下が授けられている。彼の死伝にはこのとき皇籍に戻つた、とある。彼への從四位下叙位の意味は、舍人親王を天皇に准じた場合、父の御原王は親王の扱いを受けることになり、従つて和氣王は親王の子としての蔭位從四位下という令通りの位階を授つたということである。臣籍に降つたものが皇籍に戻るといふ珍らしい例である。和氣王はこのち皇位への野心を抱いたようだ。神護元年八月に謀反に坐している。

これらのほかに天平十九年一月に高橋王が佐保真人に、又勝宝三年正月には奈良真人・三嶋真人・内真人・美和真人・春日真人。甘南備真人・志紀真人の家々が出来ている。又宝字年間に入って豊野真人・氷上真人・御長真人などの賜姓があるが省略しておく。

以上のように橘賜姓の後に臣籍に入る例が多出しているのだが、その一般的な規則性を見出すことは困難である。臣籍に入ることによつて得られる利益の内容が解明されない以上、その一般的な行動原理は説明できないが、次のような点がその利益のうち数えることが出来よう。

第一 皇位継承権を放棄することにより、これに関わる政争から無縁でいられること。さきに述べた大市王のケースがある。臣籍であれば原則的に継承権は持たない。

第二 長期に繁栄する家への期待。

### 第三 待遇面での利益。

第二の点は、王家が何代にもわたつて政界の中心的地位に就くことは無いという原則的な事柄である。これは天皇が変わるということに起因する。天皇が変われば、もとの天皇の系統は軽んじられ易くなり、現天皇の系統が重視されるようになるのは当然の現象であらう。王家の消長は天皇によつて左右されるゆえに、少し長い目で見た場合には、どのような王家も政治の中心に居続けることはできない。ところが諸臣の場合は皇室に仕えるという普遍のきまりのゆえに、天皇が変わつても、変わらず存在することができる。このことは大伴や石上・石川などいわゆる名族とされる氏の歴史の長さを考えれば了解できるであらう。もちろん氏族の消長もあり、これが天皇の交替に大きく影響されるのも事実である。しかし名族は名族であり得たし、やり方によつては第一等であり続けられる。その際立つた例が鎌足を祖とする藤原氏である。鎌足 不平等 武智麻呂 豊成といまや四代にわたつてトップの座を保持している。諸臣の籍であればこのようなことが出来る。だが皇籍にある限り、これは困難であらう。特に皇位継承権をもつ諸王は、現天皇からは危険視されよう。できるだけ政治の中心から離しておきたいという配慮が働く。だから皇籍から臣籍に降ることには十分の理由があるのである。

第三の点については具体的な内容は分らない。ただ一つ注目しておくべきは皇親たちへの蔭位の例である。選叙令蔭皇親條には蔭位の規定はあるものの、その授位年限については何も記していない。次に皇親への蔭位の例をあげる。続紀には数多くの王たちへの叙位記録があるが、年齢の分かるものが少く、誠に不十分な表である。(次ページ)

事項 名前	生 年	父の名	世 代	初叙されたときの			没年	年齢	備 考
				日 付	年齢	位階			
長屋王	684 天武12	高市皇子	2世	704 慶雲元・正.7	21	正4上	729 神亀6	46	46歳(補任), 54歳(懷風藻)
葛城王	684 天武12	美努王	4(5)世	710 和銅3・正.7	27	從5下	757 勝宝9	74	46歳(補任天平3)
智努王	693 持統7	長親王	2世	717 養老元・正.4	25	從4下	770 宝亀元	78	
栗栖王	682 天武10	長親王	2世	723 養老7・正.10	42	從4下	753 勝宝5	72	補任勝宝4年・5年条
白壁王	709 和銅2	施基皇子	2世	737 天平9・9.28	29	從4下	781 天応元	73	(光仁天皇)
大市王	704 慶雲元	長親王	2世	739 天平11・正.13	36	從4下	780 宝亀11	77	
山部王	737 天平9	白壁王	3世	764 宝字8・10.7	28	從5下	806 延暦25	70	[桓武天皇]
壹志濃王	733 天平5	施基皇子孫	3世	767 慶雲元・正.18	35	從5下	805 延暦24	73	
神 王	737 天平9	施基皇子孫	3世	767 慶雲元・正.18	31	從5下	806 大同元	70	
五百枝王	760 宝字4	市原王	5世	781 天応元・8.27	22	從4下	829 天長6	70	母・能登内親王

上の表は、聖德太子と五百枝王が破格の待遇を受けていることがわかる。だがその他は諸臣の陞位授与

年令に比べて、特に早いといつことも無い。時勢の主流にいる王たちとそうでない人との差には大きなものがあったことは続紀の記事から推測される。景雲元年正月十八日は

詔曰。今見諸王。年老者衆。其中或勤勞可優。或朕情所憐。故隨其狀。並賜爵級。宜告衆諸令知此意焉。(傍線筆者)

と記し、二十一名の無位の王たちに従五位下を授けている。この中に施基皇子の孫の壹志濃王もいるが、およそ老境に入った王たちが多かったと推される。そしてこれらの王たちは大舍人などとして奉仕していたらしい。

左大舍人廣野王賜池上真人姓 (宝字元年二月九日)  
左京人廣野王賜池上真人 (宝字元年十二月十五日)

この二つの記事は重複したものであろう。廣野王の系譜も賜姓後のことも、又年齢も不明である。不遇の王たちにはすべて授位もなく、大舍人などとして無位のまま奉仕していたと断定はできない。しかし景雲元年の詔では、高齢になっても無位の諸王が居たことを証している。主流をはずれた不遇

の諸王たちの存在は確実なのである。ここに賜姓を願い出る一つの理由がある。即ち諸臣となることによつて選叙令に基く叙位を受けよつとする動機である。陸皇親條が適用されないならば、臣籍に降つて考滿応叙條の適用を受け、位階を授かり相応の官職に就こうとするのである。天平八年の橘賜姓奏上文中の恩勅には、位階に関する規定や禄などのさまざまの規定がなされ、これらが皇籍から臣籍へ降る例を多出せしめた要因になつたのではないだろうか。

葛城王らが臣籍へ降つたのは、第二の動機に基くものと私は考えている。家というものの存在を、世代の継続という観点からみたとき、諸兄は既に五世王であり、いずれ皇籍から外れてしまふ。それならば臣籍に入つて、諸臣として仕え、藤氏のごとき繁栄をみた方が良く考えるのは自然のことである。それには普通の家ではなく、別格の家として成立する必要がある。天平五年、三千代が没したとき、三千代の徳性を全て引き継ぎ、忠誠の家として橘賜姓を願ひ出たのは誠に賢明であつた。皇統をひきしかも現皇后の母の家となると、血の貴賤では藤原氏を凌ぐ。橘賜姓の奏上が三千代の発案か葛城の発案かはしれないが、実に巧妙な考えで又それが最も適切な時期になされたといふべきであらう。

尾山氏は橘賜姓を保身のためと説かれた。しかし時は藤四子体制の政治的には安定した時期であつた。三千代顕彰を目的とした橘家と、藤原家が敵対する理由は乏しい。三千代や不比等を尊敬する家の成立なのである。仲麻呂と奈良麻呂の対立は後年のことであり、こと諸兄に限つて云えば、藤原家に対する橘家なのではなく、藤原家と同じ橘家なのである。橘家が奈良麻呂事件によつても滅びるこ

とがなかつたのはこのような家の性格によるものである。ただ橘家の成立に當つて、藤原氏の抵抗があつただらうことは想像できる。奏上文中の「志在盡忠」以降の文章は、詔文中の「志在顯親」以下の文と似通つている。「盡忠」の二字を「顯親」と改め、賜姓を許可するによつて顯親の要素を強めた印象がある。

諸兄の賜姓について横田氏は「諸兄は（皇族出身だけに實際権力と身分的特権をもつことが警戒されたのである。そもそも天平八年諸兄が橘宿禰の姓を乞つて臣籍に降つた理由は、五世王であるから、薄いとはいへ皇族としての身分的特権を放棄し、皇族では充分に実現し難い、臣下としての政治的権力を大いに伸長させようと意図したのではあるまいか」（9）と説かれる。臣籍奏上の天平五年時には諸兄は台閣中で五番目の位階であつた。天平八年時でもそうである。皇族とは云つても長屋王の場合とは全く異り、皇位継承権も無ければ、政治の実権者としての立場もそう強いものでもない。「皇族では充分に実現し難い政治的権力を、臣下として伸長させよつとした意図」といふのは、知太政官事などは、名目的な職ではなかつたか、と考える立場からのものだが、諸兄をやや過大評価しているようにも思える。やはり家としての継続を五世王としての立場から考えた結果とするのが自然と思われるのである。

ここで今一度、橘家の性格を整理しておこう。前出の奏上文では、三千代の忠誠を云うのに建内宿禰伝承をもち出している。即ち「孝元天皇の曾孫、建内宿禰、君に事ふるの忠を尽して人臣の節を致せり。創めて八氏の祖となり永く万世の基を遺せり」（10）と記す。そして三千代を建内宿禰になぞ

らえるがごとく、「上は浄御原朝廷を歴て、下は藤原大宮に逮るまで、君に事へて命を致し、孝を移して忠と爲す。夙夜勞を忘れ、累代力を竭せり」と記すのである。ここには三千代を建内宿祢と同列視する思考があり、建内宿祢の忠心を三千代のそれに置きかえている。

建内宿祢を祖とする氏族は多く、彼の子から波多八代宿祢・巨勢小柄宿祢・蘇我・石川宿祢などが生れ(11)、そこから又枝別れしている。「八氏の祖となり」という言葉は決して誇張ではない。建内宿祢伝承が全て真実であるかどうかは知れぬが、当時そのように考えられていたということは否定できない。

忠を尽して君に仕え、人臣の節を致した建内宿祢が、八氏の祖となり万代の基を遺した。同じく忠誠を以って仕えた三千代はその功により、橘宿祢の姓を賜った。ところで橘宿祢姓は継ぐものが無ければ絶える、というわけである。即ち、建内宿祢にもなぞらえた三千代の功業を、諸兄は全て引き継ぐことになる。和銅元年に三千代は忠誠心を賞せられて橘姓を賜った。諸兄はこの橘の殊名を後世に伝えようと云うのである。十七日の詔文では「志在顯親」と記しており、忠誠の証しの家として橘家は成立したのである。この「志在顯親」になっている点は、三千代没後に光明が行った、母三千代往生菩提のための行事と符号する。

ひとつは西金堂の建立でありひとつは写経である。西金堂は母三千代の一周忌を期して工事が始められた。福田敏男氏「日本建築史」(12)の研究によると、「この事業は光明皇后の属司である皇后宮職が主管し、皇后宮大夫小野牛養が長官となって、橘三千代薨去の日、天平五年正月十一日から十日

たった二十一日に始まり、翌六年正月九日に至る三百七十二日間に延人員五万五千百七人を要して行われたことが知られる」とある。写経はいわゆる五月一日経である。写経はそれまでからも行われていたが天平八年九月二十八日から僧玄昉が唐からもってきた「開元釈教目錄」による一切経五〇四八巻の書写の大事業が始まることとなるのである。この写経は父不比等と母三千代の菩提のためのもので、その願文の日付が、天平十二年五月一日であったところから、五月一日経と呼ばれている。

注意したいのは、五月一日経の写経が九月二十八日以降から始まり、諸兄らの賜姓奏上は十一月十一日と、かなり近い時期に行われていることである。これは恐らく無関係ではないと思われる。光明の信仰はかなりのものであったし、父母への供養も篤いものがある。諸兄への賜姓に「志在顯親」とあることは、光明の父母を思ふ心の現れと感じられるのである。

以上が妥当するとすれば、橘家は光明の実母の名を伝える家として、光明の信賴を得た家ということになるだろう。反藤原の家として規定することはとても出来ない。それどころか、光明を支える家、その光明の出身たる藤原家を支える家としての側面が大きい。

諸兄はこの家の性格に従って、忠誠ということを本分として生きた男であろう。天平九年の大疫後、藤原氏に変わって橘氏が政権を担当した。しかし諸兄は藤原氏の若手を疎外しようとはせず、逆に育てているのである。ところが奈良麻呂は父諸兄と違い野心の大きい男であった。藤原家にとって代るうとした。家持と諸兄の親密さに比べ、家持と奈良麻呂にそれほどのものを感じないのも大いに理由のあるところと思える。

橘家がこのような忠誠の家として定義づけられて成立した家であつてみれば、これは大伴家の伝統的な内兵意識と大いに通じあつたものと云えるだろう。立場の相違こそあれ、両者には等質の意識が流れている。この意味では家持は藤原家に対しても同等の意識を持っていただろう。山本健吉氏が説くごとく(13)、家持は反藤原ではなく、反律令なのである。藤原に対する反発があつたとしても、それは藤原氏総体に対するものではない。この辺りをしっかり押さえておかないと、大伴家は親橘派で反藤原派という、単純明快だがまた誤りも明確な図式ができ上ってしまう。

橘家は家持の人生に大きな影響を及ぼした。結果から云えば、諸兄を信頼し尊敬もしてきた家持が、その息子の奈良麻呂に裏切られたということである。家持は利害で動くような男ではなかった。自己の思想を行動規範にした男である。家持と橘家との交流と隔絶はこの観点から行わなければならない。両者の交流は時とともに変化する。その移り変りは即ち家持の人生における筋目とも云える。橘家の成立とともに橘讃歌が始まっているわけではない。橘家の成立後十年以上も経ってからのことである。この間、両者の交流は萬葉集をみる限り、ごくわずかなものでしかないのである。

## 第二節 諸兄への傾倒

### 一、政治的信条

葛城王らが願ひ出た橘宿禰の姓のいわれは上表文中にあるごとく、和銅元年の大嘗会の際に三千代の忠誠を讃え、彼女に橘宿禰の賜姓があつたことに依っている。橘には田道間守の説話があり、忠誠を表す姓としてふさわしいものであつた。又萬葉集には橘を詠んだ歌が数多くあり、菖蒲・鶯・雷公鳥・雪などとさまざまに取り合わされ、当時の人々に好まれた植物であつたようだ。

植物としての橘は「今いうタチバナ」一名カラタチバナ、ヤブコウジ科」ではなく、「コミカン」一名「コウジミカン」を指す古名で、この語源は昔常世國から田道間守が持ち歸つたということから起つたといわれる。タチバナがミカンの類であること《古名録》にも《萬葉に橘とあり、又花橘と出でたるは包橘なり。猴橘は橘の最下たるものなり。太知波奈は漢名 橘にて今名カウジなり》(15)と記される。萬葉時代のみならず、中世以降においても橘は人々に愛され詩歌に数多く詠まれている。葛城王らへの橘賜姓当時の萬葉集作品に次のものがある。

冬十一月左大辨葛城王等賜姓橘氏之時御製歌一首

橘は實さへ花さへ其の葉さへ枝に霜ふれどいや常葉の樹

6 1009

右冬十一月九日、從三位葛城王、從四位上佐爲王等、辭皇族之高名、賜外家之橘姓。己訖。於時太上天皇、々后、共在于皇后宮、以爲肆宴、而即御製賀橘之歌、并賜御酒宿祢等也。或云、此歌一首太上天皇御歌。但天皇々后御歌各有一首者。其歌遺漏、未得探求焉。今檢案内、八年十一月九日、葛城王等願橘宿祢姓上表。以十七日依表乞賜宿祢。

橘宿祢奈良麻呂應詔歌一首

奥山の眞木の葉しのぎふる雪のふりはますとも地に落ちめやも

6 1010

賜姓奏上は統紀では十一日で、この左注とは二日のくい違いがある。左注は御製を疑い太上天皇(元正)作かとし、聖武と光明の作品は遺漏して探し得ず、と記す。諸兄や佐為の作品も別にあつたのだから。左注の「辭皇族之高名、賜外家之橘姓」は「賜」が「請」に代っているだけで、十七日の詔文と同じである。「檢案内」と記しているので左注の記述者は統紀成立以前の原始記録に目を通していることがわかる。

御製歌の内容は奏上文中の「柯凌霜雪而繁葉經寒暑而不彫」に対応している。これは三千代への賜姓時に元明が与えた言葉であるが、橘の変らぬことの寿詞として同じように使用されている。奈良麻呂應詔歌の上三句は、「奥山の昔の葉しのぎふる雪の」(2991・1655)などの先行作品があり、

新味の無い表現と云えよう。結句の「地に落ちめやも」は橘の実のことと補って理解され、橘の家名を汚すことはないという意味とされる。奈良麻呂の作品がこの應詔歌と結集宴歌の二首(1581・82)しか萬葉集に収録されていないのは後年の彼の事件が影響しているのかもしれない。

橘賜姓に当って皇后宮において太上天皇・天皇・皇后が揃って肆宴を催したことの意味は小さなものではない。皇籍を離れ臣籍として一家の誕生をみただけのことなのだが、皇室の橘家への思い入れは大きいように感じられる。三千代の子たる諸兄たちの橘家は、現藤原体制を側面から支える家として期待されただろうし、諸兄にもその認識があつたと思われる。藤原天皇家と藤原家との支配体制下にあつて、三千代の血をひく橘家が反藤原的な性格をもつ家とは考えられない。橘家とは三千代の子の家であつて、光明から見れば彼女の実家という側面ももっているのである。

橘賜姓のあつた翌年天平九年に天然痘が大流行し藤四子全員が死亡、他の貴族たちも多く死亡するという大きな出来ごとがあつた。天平九年の台閣の動向は次の通りである。

左大臣正二位 藤原武智麻呂 七月薨

知太政官事從三位 鈴鹿王 九月任元參議

大納言從三位 橘諸兄 九月任元參議

中納言正三位 多治比臯守 六月薨

從三位 多治比広成 九月任(八月參議)

参議正三位 藤原房前 四月薨  
正三位 藤原宇合 八月薨  
従三位 藤原麻呂 七月薨  
正四位下 大伴道足  
従四位下 藤原豊成 十二月任

九年当初八名の台閣構成だったが、八月までにその内の五名が死んだ。しかもその中に藤四子が含まれている。九月に鈴鹿王を知太政官事となし、諸兄を大納言に、広成を中納言に昇格した。豊成を参議にしたのは十二月であり、九月から十二月までは台閣に藤原氏が居ないという極めて珍しい現象が生じた。続紀は

是年春。疫瘡大發。初自筑紫來。經夏涉秋。公卿以下天下百姓。相繼没死不可勝計。近代以來未之有也

と記す。すさまじい疫病で聖武の身内がバタバタと死んだ。長屋王を謀殺したことの報いと畏れたかどうかは臆測の域だが、この大疫が大仏建立などに象徴される鎮護国家思想の具体化を進める大きな要因となつていよう。

四家の当主がごとく死んでしまえば普通であれば藤原氏のウエイトは微々たるものになり、まず回復不能に追い込まれる。確かに藤原氏は大打撃を打けたのだが、短期間でその勢力を回復してしまふ。不比等四子の時代から、更にその子たちへの時代へと権勢は動く。決して他氏へは動かないのである。

これは奈良という時代の異常さである。天皇家に結びつくことによって政治を動かしてきた藤原家と、天皇家という藤原氏が日本の歴史に占める異常さと云つて良いだろう。奈良時代はその異常さの出发点である。異常が長期にわたると今度はそれが常態、常識となつてしまふ。聖武の登極、光明の立后をもって盤石の基礎を築いた藤原天皇家。聖武と光明が居る限り藤原氏は安泰なのである。豊成を大急ぎで従四位下に昇らせたことでも判る。彼は神亀元年従五位下、天平四年従五位上。このあと九年二月正五位上、同九月従四位下に叙せられ、十二月に参議となつた。参議になるには四位以上でなければならない。再生産は既に行っているのである。

翌天平十年、諸兄を右大臣とした所謂諸兄主班体制がスタートした。

右大臣正三位 橘諸兄 正月任官叙位  
知太政官事正三位 鈴鹿王 正月叙位  
中納言従三位 多治比広成  
参議正四位下 大伴道足

四卿時代の台閣の構成は皇親系三人（県守・鈴鹿・諸兄）、藤原四人、大伴一人の割合であった。諸兄体制は皇親系三人（諸兄・鈴鹿・広足）、藤原一人、大伴一人となっている。四卿時代と云い諸兄体制というが、台閣構成の考え方に何の相違も感じられない。藤原氏が三人減ったが、これは藤原氏の人物を台閣に登用しようにもまだ年齢が若くて四位に達している者が居なかつた為である。だが藤原一族の昇進ぶりはすごい。豊成は十一年正四位下、十五年従三位、二十年従二位となり勝宝元年には右大臣となる。仲麻呂は十一年従五位上、十二年正五位下ついで正五位上、十三年従四位下、十五年従四位上で参議に就任、十七年正四位上、十八年従三位、二十年正三位、そして勝宝元年に大納言となっている。他に清河や八束らの昇進もめざましい。

橘諸兄は十一年に従二位、十二年正二位、十五年従一位左大臣、そして勝宝元年に左大臣の極官に上る。奈良麻呂は十二年無位から従五位下に叙されたのち、従五位上となり、十五年正五位上、十九年従四位下、勝宝元年従四位上となり参議に列する。藤原・橘以外でも巨勢・大伴・紀氏の人々の昇進が目立つ。藤原一族のみを昇進させてゆくわけにもゆくまい。ある程度のバランスは考慮しなければならぬのである。

天平十年の特筆すべきこととして阿倍の立太子がある。藤原氏天皇を継続する宣言である。立太子の時期は誠に絶妙であつた。女性皇太子など前例がなく、藤原四卿の時代であれば、彼らのやり方に他氏族からの批難が予想される。しかし今は諸兄体制であり、他氏からの反発は生じない。諸兄がなぜ阿倍立太子を実現したのかは分らないが、大疫後の人心安定の必要性が何よりも優先されたのであろう。だが皇太子は安積皇子の方が良かったのではないか。安積を立てなかつたのは光明の子でなく広刀自の子であつたからと通常云われている。そうかも知れないが、安積の側に健康上の点などに問題があつたという可能性も考えられよう。

天平十一年に中納言広成が没し、新たに大野東人・巨勢奈豆麻呂・大伴牛養・県犬養石次の四人を参議に補した。大伴家から道足と牛養の二人が台閣している感じ（16）だが、本当はそうではあるまい。道足に関する続紀の記事は天平七年九月にあるのが最後である。この時右大弁であつた。公期補任十三年條には、この年七月紀飯麻呂が右大弁になつていて、この年に卒したかとしているが正確なところは分らない。牛養の台閣は道足の代りと考えての方が良いと思われる。

県犬養石次は天平十四年十月に又大野東人は同十一月に死去している。奈豆麻呂は参議就任時すでに七十歳を越えていた。牛養の年齢は定かでないが、和銅二年に従六位上から従五位下に叙されており、この時を三十歳と仮定すると天平十一年には六十歳となる。牛養は道足に代る台閣として納得できるが、他の三人の人事はどのような意味をもっていたのだろうか。新参議の年齢が高すぎると思われる。各氏族の長老格を選び、諸兄体制の補強をしたということだろうが、どうも台閣の基本的な関係に影響を及ぼさない人選という印象がある。聖武たちにしてみれば、この構成で何年かもつてくれれば良いというような発想ではなかつたか。とにかく時間を稼がねばならなかつたのである。天平十五

年には次の如くなる。

左大臣従一位	橘諸兄	五月叙位任官
知太政官事従二位	鈴鹿王	五月叙位
中納言従三位	巨勢奈弓麻呂	五月任官
	藤原豊成	五月叙位任官
参議従四位上	大伴牛養	五月叙位
	藤原仲麻呂	五月任官
従四位下	紀麻呂	五月叙位任官

十五年の五月「宴群臣於内裏。皇太子親舞五節」というイベントがとり行われ、その後、台閣の人事が行われた。新しく入閣したのは仲麻呂と紀麻呂の二人だが、この体制でもって天平二十年まで通すことになる。特筆すべきは仲麻呂の登場であり、形式的な意味では、彼の影響力が発揮され出す時期に当たっている。

公卿補任に記す天平二十年の台閣人事には少し疑わしい点もあるが、これによると、多治比広足・石川年足・藤原八束が参議となっている。そして翌年勝宝元年の構成は次のようになる。

左大臣正一位	橘諸兄	四月叙位
右大臣従二位	藤原豊成	四月任官
大納言従一位	巨勢奈弓麻呂	四月任官叙位
	藤原仲麻呂	七月任官
正三位	大伴牛養	四月任官五月薨
中納言正三位	石上乙麻呂	七月任官
従三位	紀麻呂	七月任官叙位
	多治比広足	七月任官叙位
参議正四位上	大伴兄麻呂	七月任官
従四位上	橘奈良麻呂	七月任官
	石川年足	七月叙位
従四位下	藤原八束	
	藤原清河	

何と十二人（兄麻呂は牛養の没後）が構成する。この年の七月は聖武が退位し孝謙が即位、年号も天平勝宝と改元された。四月に産金もあり、これら慶事ゆえの大盤振るまいとも云えようが特徴的なことは、主だった氏族がほとんど名を列ねている点及び藤原氏から四名が列している点を挙げること

ができる。又、太政官とは別に紫微中台が設置され、政治の主要な決定は紫微中台で出されるようになった点も重要である。仲麻呂を紫微令とし、兄麻呂・年足を大弼としている。総花的な台閣構成には政治上の必要性はあまり感じられない。藤原氏から台閣に四人を送るためにはこのような他氏族への配慮が必要であったのかもしれない。政治の混乱期には台閣の人数が増えると言われているが、しかし今は混乱期ではない。人数の増加は他に原因を求めねばならない。諸氏族の調和を意図するのは鎮護国家思想の具現化の象徴ではないかと私は思っている。当時の仏教思想にはかなり複雑な問題もありとても立ち入れる段階ではないが、国分寺・国分尼寺・東大寺等の物的な施策の他に、人的な施策を用意するとは考えられよう。それがこの時の人事ではないかと想像するものである。このことはともかく、台閣には藤原氏の四名が入っている。ここに再生産は完了したのである。総花的な台閣は台閣として在る一方で、紫微中台という令外官を創設してである。ここに拠って光明と仲麻呂は政治の実権を握り「軍枢機の政、独り掌握より出づ」という状態を現出せしめる。このような紫微中台の設置に対して諸兄は何か物を云い得たであろうか。台閣の了解の上で設置された官ではあるまい。光明と仲麻呂と、そして聖武が決定したのである。ここには諸兄をはじめとする他の諸氏族が介入する余地は全く無かったと云って良いだろう。今まで述べてきた台閣の人事にしても、諸兄の考えがどの程度反映されているかは極めて否定的にみえてくる。藤原氏天皇を支えるものは藤原氏でしかないし、藤原氏の繁栄を保証するものは藤原氏天皇なのである。

五月一日経の奥書は「皇后藤原氏光明子」で始っている。五月十一日経には「仏弟子藤三女」(12)ではない。楽毅論には「藤三娘」と記されている。また光明の手になる杜家立成の巻末と紙継目裏に朱印で「積善藤家」と藤原家の家印が押してあり(18)、光明の意識には皇后という立場と藤原の女という立場とが密接不可分に結びついていたのである。

諸兄と仲麻呂は今まで対立的にとらえられてきた。そのように考えられるふしもあり間違っているとは思わない。だがそれは勝宝の後半に入ってからのものであり、両者が始めから対立的であったのではない。

諸兄が藤原氏の再生を願わないという立場をとっていたなら、豊成や仲麻呂をはじめとする藤原氏の人々を、あのようなスピードで昇位させることはあるまいと考えられる。天平九年の大疫で藤四子没し、諸兄が台閣のトップに立ったのであるから、諸兄がその権力を保持するために為すべきことは、藤四子の次の世代の抬頭を極力抑えることではなかったか。しようと思えば出来る地位にあったのである。しかし諸兄のやったことは、藤原一族を引きたてたことであつた。藤原一族の再生に尽力している。天平十年以降の授位の記録はこのことを証明していよう。忠誠の家として成立した橘家は、反藤原的な家ではない。それどころか、藤原家と根を同じくする家なのである。聖武や光明は、諸兄に藤原氏の再生を托し、諸兄はよくこの要請に応えたと見るべきである。

このように考えると、広嗣の乱に始まる彷徨五年の原因を、諸兄と仲麻呂との勢力争いとみる考え方はどこか違って思うように思われる。中川氏(19)や林氏(12)はこの立場だが、私は横田氏の説を採る。氏は

(天皇の何かやむにやまれぬ旅への意思は不明だが 筆者) 私には天皇の宗教信仰に関係のあるもの、さらに限定していえば智識寺の大仏をみて信心を發して以来、それを実現する寺、大仏をつくるべき場所をさがし求める旅ではなかったかという気がする(9)

と説かれる。場所を探すためだけなら何も天皇が動く必要もないと考えられるゆえに、氏の説も多く検討を要するが、少くともこの方向から考えるべき事柄である。中世における方違えの思想がこの当時にあったかどうかは知らない。しかし合理的な説明を全く拒否するような聖武たちの行動は、国家的な方違えではなかったかと思わしめるものがある。このことは今後の課題として置いておくが、諸兄と仲麻呂との勢力争いにひきずられて、都があちこちに移ったと考える為には、元正や聖武や光明が愚者であったことをまず証明しなければならぬであろう。私には彼らがそこまで愚かであったとは思えない。信仰上の必要性からの彷徨であって、その行動の主導は聖武や光明がなしたと考えるべきである。この行動の謎を説くためには玄昉や真備、行基、良弁、慈訓などの影響力を考察しなければならぬ。が、今の私には手に余ることからである。

諸兄の存在を仲麻呂から見れば、乗り越えるべき相手、打倒すべき相手として写ったかもしれない。しかし諸兄は仲麻呂たちを育てるべき人材とみていたのではないだろうか。一方聖武や光明は、諸兄を場つなぎ的存在として認めたのではないか。豊成や仲麻呂が成長して政治を委すに足る能力を持つ

までの中継的な存在として。

諸兄はこのことを確かに認識していたと思える。聖武の諸兄に対する信頼が後々まで続いていたことは、これを証する一助となるものである。しかし奈良麻呂は父諸兄とは違っていた。橘家を藤原家的な存在に置きかえようとしたのである。そのためには藤原家天皇を倒すことが必須であった。新しい天皇と橘家が支配する社会を作るためには、どうしても武力による反乱を企てなければならなかった。奈良麻呂がはじめから武力蜂起をめざした理由である。諸兄が台閣の主班であっても、諸兄の政治力ではどうにもならない事がらであったのである。

思えば天平八年に橘家が成立したことは誠に幸運であった。絶妙の時期であり、歴史の不思議な偶然を思わずにいられない。大疫のち橘家ではなく、大伴家があるいはその他の氏族が実権を握っていたらどうであつただろう。かほどにスムーズに藤原の再生産は出来なかつたであろうし、又奈良時代史も大きく変つていただろう。橘家の成立と諸兄の忠誠は藤原天皇家に大きく寄与したのである。

諸兄は政治的野心を抱くことなく天皇に尽しつづけた。このことは家持の内兵意識と相通じている。勝宝元年の出兵詔書によって家持の内兵意識が覚醒したことは後に記すが、家持の諸兄への尊敬は、赤心を以つて皇室に仕えるという共通意識を基盤としている。勝宝以降、政治の実権が仲麻呂に移つたが、家持の尊敬の念は権力の在り処に左右されることはなかつた。家持の心が諸兄より離れるのは、勝宝七歳の十一月の宴席で言辞无礼とされた言動を知ったとき、あるいは翌八歳の諸兄致仕の時点である。皇室への諸兄の赤心はこのとき毀れている。家持の政治的信条とは離れてしまつからである。

家持が諸兄を尊敬したいまひとつの理由に諸兄の詩歌の才が挙げられよう。ここで云う詩歌の才とは、諸兄の文学的水準とか思想的到達点といったものではなく、彼の詩歌に対する世評・評判という俗っぽい事柄を意味している。諸兄や佐為が詩歌を理解し情趣の分る人物と見られていたこと、更に諸兄自身が歌の上手であると思っていたことは萬葉集の作品やその左注から証明できる。まず第一の点について次の作品が挙げられる。

安積山影さへ見ゆる山の井の淺き心を吾が思はなくに 16 3807

右歌傳云。葛城王遣于陸奥國之時國司祇承緩怠異甚。於時王意不悅怒色顯面。雖設飲饌不肯宴樂。

於是有前采女。風流娘子。左手捧觴右手持水擊之王膝而詠此歌。尔乃王意解悅樂飲終日。

左注に見える葛城王が諸兄であるのかどうか正しくは不明である。諸兄説が有力でこれに従っておく。諸兄でないとしても、諸兄が政界の第一人者であった時には、葛城王即ち諸兄という常識が出来やすいものである。この歌は古今集序の「なには津に咲くやこの花」とともにこの二つの歌は、「歌の父母のやつにてぞ、手習ふ人のはじめにもしける」と記され古くから知られた歌であつたらし

い。宴席で不興の主人を、この歌を詠むことによってその機嫌を直させたところに采女の手柄がある。觴を浅い井戸に見たてて、この歌を詠みながら酒を注いだのである。大原桜井の「佐保川に凍り渡れる薄ら氷の」(20 4478)の作品はこの歌を本歌としている。上三句全体が四句目の浅き序詞として清澄な印象を与え、更に安積山のアサが浅きと同音で、意味のかりと音のかりを意識した技巧的な歌である。安積山という陸奥の地名も新鮮に感じられていたかもしれない。この歌自体は当時の古歌とみられるがことさら有縁雑歌として収録されたのは、左注に記すエピソードが時の人々に好意をもって迎えられていたからだろう。采女がこの歌を詠んで、葛城王は終日悦び楽しみ飲んだということは、王は歌を解し、采女の機智を喜んだからである。葛城王は詩歌を理解する人物として評価を受け、この歌が語られるとき葛城王の名も口にされるようになったらうと思われる。又弟佐為王に関するエピソードも載せられている。

戀夫君歌一首

飯喫めど うまくもあらず いぬれども 安くもあらず 茜さす 君が心し 忘れかねつも

16 3857

右歌一首傳云、佐為王有近習婢也。于時宿直不違夫君難遇。感情馳結係戀實深。於是當宿之夜夢裏相見。覺寤探抱曾無觸手。尔乃哽咽歔歔高聲吟詠此歌。曰王聞之哀慟永免侍宿也。

由縁の説明文には遊仙窟や文選などの出典があるが、歌は実に簡素で、ストレートに思いを表出している。この歌を聞いた佐為王は婢に侍宿を免じたのであり、彼の心やさしさを伝える記録と云えよう。諸兄の場合の安積山のときと同様に、弟の佐為も詩歌のわかる人間として評価されたことである。

このように葛城王や佐為王は人の情のわかる人物として評価され、世の人々からは好意的な目で見られることになる。天平十年に諸兄体制がスタートし、この時以降諸兄は太政官の筆頭者であり続けた。さまざまに催される肆宴やまた私的な宴において、諸兄は常に歌を作らなければならなかった。肆宴では応詔歌を第一番に歌い出さねばならないし、宴席においては諸兄への寿歌に対する答歌を作らなければならなかった。歌を用意できる場合もあっただろうが、即興ということもあっただろう。当時の貴族にとつては当り前の素養にしても、諸兄がそうしなければならぬ場合は数多かつただろう。そして諸兄はその責を無難にこなしたのである。宴の場においては傑出した作品でなくとも良い。しかし拙劣であつては困る。そこそこの水準で良いのだが、そのレベルを維持しつつづけるというのも大変なことと思われる。

応詔歌や宴歌を無難にこなしておれば、諸兄の歌才への名声は上つてゆくことになる。浅香山の歌の下地もあるし、何よりも政界の第一人者としての尊敬がある。世評は諸兄の歌に名声をつけ加えてゆくのである。宴における諸兄の作品に次のこときがある。

長門なる沖つ借島奥まへて吾が思ふ君は千歳にもがも	長門守巨曾部對馬	6	1024
おくまへて吾を思へる吾が背子は千歳五百歳ありこせぬかも	諸兄	6	1025

これは天平十年八月右大臣橘諸兄邸での宴歌である。諸兄に対する對馬の寿歌は「淡海の海沖つ島山奥まへて吾が思ふ妹が言の繁けく」(11 2728)に依っている。「淡海の海」を長門守という官職にふさわしい「長門なる」に換え、「島山」を「借島」に、そして下句を「千歳にもがも」として寿歌に作り替えている。對馬の手柄は古歌を踏まえて寿歌となし、しかも長門守という官職にふさわしいものにしたというところにある。この對馬の寿歌に対する諸兄の和歌は、寿歌の三句目以降を初句から並べ直して相手への寿歌にするという極めて簡単な操作で出来るものである。寿歌を奏する者が複数名でしかもそれぞれに対し即座に和歌を作るとこのような方法しかないだろうし、又そうすることが宴の場の礼儀に叶うものであっただろう。儀礼的な歌を作ることに関しては諸兄はそれなりのものを持っていたのである。又勝宝七年五月の丹比国人宅の宴歌に次がある。

我がやどに咲けるなでしこ幣はせむゆめ花散るないやをちに咲け	丹比国人	20	4446
幣しつつ君がおほせるなでしこが花のみ訪はむ吾ならなくに	諸兄	20	4447

この諸兄の答歌も、国人の寿歌の三句目を初句にすえて作り直している。国人が「いやをちに咲け」

と撫子になぞらえて諸兄を寿いだのに対し、諸兄は「花のみを訪う私ではない、君に会いたくて」という風に答えている。長寿を寿ぐ国人に少し視点を変えて、会いたいという情を以ってしている。先の対馬の歌に対するものは、寿に対しての寿であった。歌の情味という点では今の作品が勝るものである。歌の優劣のことはともかく、答歌を作る諸兄の能力については疑うわけにはゆかないのである。萬葉集に残されている諸兄の作品は全て宴の場におけるものばかりである。ただ一首作られた場が宴でないものに「あかねさす書は田賜びてぬばたまの夜の暇に採める芹これ」(20 4455)があるが、これとても奈良麻呂宅での宴で披露されたものである。こまかく情をかわしあう相聞の類いは全く見られない。宴という公式の場での作歌能力が高く評価されていた感じがする。私的な宴に於ける諸兄の作品に次がある。

紫陽花の八重咲く如くやつ代にをいませ我が背子見つつ偲はむ 20 4448  
高山の巖に生ふる菅の根のねもころころに零り置く白雪 20 4454

前者は国人へ、後者は奈良麻呂へのもので、いずれも相手の寿を願う賀歌である。宴歌としては手馴れた達者な作品と云えるだろう。肆宴における歌には次のことがある。

零る雪の白髪までに大君に仕へ奉れば貴くもあるか 17 3922  
堀江には玉敷かましを大君を御船漕がむとかねて知りせば 18 4056

律はふ賤しきやども大君の坐さむと知らば玉敷かましを 19 4270

これらの歌の大君はそれぞれ元正・元正・聖武である。貴人のために玉を敷くという云い方は「門にやどにも珠敷かましを」(6 1013)、「八重律おほへる庭に玉敷かましを」(11 2824)があり、かなりポピュラーな表現であったようだ。

第一首目は掃雪の折りの肆宴でのもので、雪を白髪にかけて、長く仕えることの貴さを歌っている。歌としての新鮮味・面白さといった要素が欠けるのは肆宴という場を考えれば当然のことであろう。しかし表現の確かさ、無難さに文句は無い。無難ということが肆宴においては最も強く要請されるのであって、諸兄は常にクリヤーしていたと思われる。

萬葉集に残される諸兄の作品は以上の如くであるが、肆宴や宴はいつも開かれていたであろう。諸兄はその多くに出席していただろうし、いつも歌を作らなければならなかった。諸兄への作歌力への評判は家持の尊敬の対象となりえただろう。これに加えて諸兄自身、歌の上手と自認し、しかもこれを家持が認めていたと考えられる記録がある。先にあげた掃雪の肆宴歌(3922)には左注が付されておりその最終部分は次のように記される。

但秦忌寸朝元者左大臣橘卿謔云靡堪賦歌以麝贖之。曰此黙已也。

左注のこの部分の理解について「御在所の諸兄は満ち足りた思いに浸っていたことだろう。彼が上

機嫌であったことは《歌が作れなかつたら麝香でも出すんだ》と秦朝元をからかったことからわかる」(20)と直木氏は記される。確かに上機嫌だったろう。それにも一つ、諸兄の歌作に対する自信がうかがえるのではないだろうか。「このようなことは自信が無ければ云えることではあるまい。更に諸兄が家持の作品を添削しようとした例がある。」

廿七日林王宅饒之但馬按察使橘奈良麻呂朝臣宴歌三首

能登川の後には逢はむ暫しくも別るといへば悲しくもあるか 19 4279

右一首治部卿船王

立ち別れ君がいまさばしきしまの人は我じく齋ひて待たむ 19 4280

右一首右京少進大伴宿禰黒麻呂

白雪のふりしく山を越えゆかむ君をぞもとな氣の緒に思ふ 19 4281

左大臣換尾云、伊伎能乎尔須流、然猶喻曰、如前誦之也

右一首少納言大伴宿禰家持

奈良麻呂の但馬因幡按察使には、「兼令檢校伯耆。出雲、石見等國非違事」(21)という役目も附されておられ、かなり広い範囲の按察使であった。しかも時は冬(22)である。奈良麻呂へのはなむけの歌三首の内、船王と黒麻呂は都に残るものの悲しみを云って別れを惜しんでいる。しかし家持は、冬

に山を越えて任地へ向う奈良麻呂の身を氣遣った歌を贈っている。越中守として任地と都とを何回か往復した経験を持つ家持は、冬に山を越すという旅がいかに難渋を伴うものか良く知っていたのである。作品は誠に素直な調べをもち、何の技巧もこらさずに詠まれている。家持の他の有名な歌とは異なり全く目立たないが、言葉と心とがごく自然に一致しており、もつと評価されて良い歌ではないかと思っっている。三首とも都で待つ者の氣持を歌うが、家持の作品は彼自らの実体験の裏打ちにより簡単な構成の作品ながら、内容的にはぶ厚いものとなった。

家持の歌に対して諸兄は、結句を「氣の緒にする」とした方が良いと云ったが、思い直して、元のまま歌え、と云ったというのである。作品としては原作が良いと私は思う。結句の八音を諸兄は嫌ったのかもしれないが、かえって八音の方がゆつたりとした情感があると感じられる。ただこういった語感私のみのもので、他の人やまして奈良時代の人々とは異なるものである。あまり詮索してもたいした意味はあるまい。

諸兄が家持の作品に添削をした、ということが示す意味は重要である。歌人としての家持への評価をつかがい知ることができる。つまり諸兄は、家持を当代一流の歌人としては認めていなかったことの証明になるからである。少くとも自分よりは下手な歌人と考えていたはずである。家持の歌作の力量に対する諸兄の見方は、単に諸兄だけのものではなかっただろう。家持を熟知する一部の人を除いては、彼への評価はおよそこのようなものでは無かったか。肆宴における家持の未奏歌は何首がある。家持が歌の名手として知れわたっていたなら、そのような場においては必ず歌を召されただろうと思

う。このことは家持の歌の価値を云っているのではない。家持への当時の世評ということで、ひらたく云えば家持の歌がもてはやされていたかどうかと云つ、俗っぽいことを云っているのである。

次に送別の宴という公の場において添削するということはどういうことなのかを考えてみなくてはならない。橋本氏は「(添削という)こんなことまで記録しているのも、家持はむしろうれしかったからであり、諸兄を頼りとする心情を語っている」(23)とされる。何が嬉しかったかについては触れられていないが恐らく、左大臣が自作に注目したことを喜びの内容とされるのである。諸兄からみれば家持は、息子の奈良麻呂と同世代であり息子を見るような目で家持を見ていた、従ってその気安さが添削という行動をとらせた、とは考えられる。しかしこう一直線に結論づけることには疑問がある。公の場での添削の意味は次の両面から考えねばならない。

まず諸兄が添削しても、それが家持に対して失敬にならない状況が想定される場合を考える。このような状況は単に諸兄が左大臣という極官に就いているからとされるだけでは不足である。これに加えて、諸兄は歌作の能力において卓抜していたという評価があることが必要である。諸兄は天平十年以降台閣の筆頭者であり、宴においては必ず歌を詠まねばならない。しかも彼は十分にその責を果たしてきた。無難にこなしておればその立場上、歌の上手としての評価は得ることができよう。また彼の歌の力量については、田辺福麻呂の存在が大きいと考えられる。彼の実際の歌才についてはともかく、このような状況があるとき、添削は家持にとって不名誉どころか誇り得ることであったと云えよう。これは家持にとって嬉しいことであり、諸兄が添削してしかも原作が良いとしたことを誇らしげに記

したと理解できる。

次にこのような状況が無かった場合である。諸兄に公の場の意識がなく、自分が添削することによって、家持へ及ぼす影響を考えなかったとしたら、である。宴の席に列した人たちの前で行ったのか、あるいはこっそり行ったものなのか、どちらにしても送別の歌を添削するなど普通は無礼なことだろう。たとえ一方が左大臣で、一方が少納言であってもである。添削がうまくゆけば作者の恥となるし、まずければ添削者の恥となる。公の場で添削すること自体に何のプラスもなく、そのような愚かなことを諸兄は行ったとせねばならない。後に諸兄は宴の席で致命的な言葉を口にして失脚につながった。彼はそう思慮深い男ではないと推さざるを得ない。この場合、家持は決して嬉しくはなかったはずである。「氣の緒にする云々」の文には、嬉しかったとも悔しかったとも、記されていない。添削のことを記したのは家持のプライドのなせるところである。左大臣はこんなことを云ったが原作の方がやはり良いのだという誇りであり、左大臣換尾・と記したとき、意識の中で、家持は諸兄の上位に居る。公の場での添削という屈辱に対して、相手が左大臣という立場をわきまえた上で、採り得た最大の反発と考えられるのである。

以上、二つの見方ができる。私は前者の立場が穏当だろうと思っている。しかし橋本氏が説かれるような諸兄を頼りとする心情など語っているものではないと思う。

橋家のそもその性格は家持の内兵意識に通う。そして今や藤原南家へ政権を委譲し、諸兄はその責任を果たした。諸兄には文雅の世界にのめり込む状況があったのである。大伴家と橋家とは家とし

て対等、皇辺に仕えるという意識において同質である。諸兄の左大臣という立場および当代一流の歌人という評価に、家持は尊敬の念を持っていた。それゆえに家持は添削のことを記した。誇らしく記したのである。それはまた「白雪の」の送別歌が自信作であったことをも証している。

家持の諸兄に対する尊敬を以上の二点において私は考えている。諸兄の歌作の力量と同等以上に大きいのは橘家の使命に生きた諸兄のその人生観への共鳴であろう。家持の内兵意識が現実の家持の生き方を規制するようになるのは、出金詔書を契機としている。これは第四章にて述べる。出金詔書が出されてその中で大伴佐伯の伝承に触れられていること及び諸兄が正一位左大臣という極位極官に登りつめたことは、家持の思想形成に大きな影響を与えている。諸兄のごとく家の使命に忠実に仕え、その結果最高の地位に登り得た現実には、家持をして大伴の使命に忠実ならしめんとするに十分な起爆剤となった。

家持が諸兄に寄せた感情は庇護というような言葉で表せるものではない。もっと清潔で思想的なものであったと思われる。もし家持が諸兄の庇護を求めて栄達を望んだのであれば、家持は政治情勢さえ認識できぬ愚か者ということになる。少くも勝宝年間に入ってから政治の実権は仲麻呂にゆく。栄達を求めるなら家持は仲麻呂につくべきなのである。しかし橘讃歌は勝宝から始まっている。

庇護という言葉はたとえば「観阿弥・世阿弥父子は義満の庇護を受けるようになった」(24)という具合に使われるべきである。どこか現実的な損得の臭いがついてまわり、いささか以上生臭く、そして曖昧な庇護というような言葉は、家持と諸兄との間柄を云い表すには全く不適當である。家持

と諸兄は極めて純粹に、思想や詩作を通じた清潔な交流をなしたのである。

### 第三節 橘讃歌

葛城王が橘諸兄となり、橘宿禰家が成立したのは、天平八年十一月のことであった。家持は諸兄に対する讃歌や寿歌を何首か作っている。その初見は天平二十年三月の「後追和橘歌二首」(184063~64)であるが、それでも橘家が成立してから十一年以上経過してからのこととなる。従って萬葉集に残されている作品でみる限り、家持の諸兄への思い入れは、橘家成立時点からのものではないと推測できる。

家持がはじめから橘家の性格を知り、諸兄を尊敬していたとすれば「橘歌」(184111~12)にみるごとく純粹な讃歌はもっと早く作られていて良かったのではないかと思われる。しかし「橘歌」の創作は「賀出金詔書歌」の後まで待たなければならなかった。

一方、「応詔儲作」の創作は「芳野離宮儲作」(184098)を初見としている。これ以前には一首も残されていないということも橘讃歌の創作の場合と酷似している。儲作が勝宝元年以降、特に越中守を離任し帰京する折以降に目立つのは多分次のような事情であろう。

続紀に記される新年の宴においては、五位以上者と六位以下者では、その待遇面で明らかかな差があった。たとえば続紀には、

宴五位已上於内裏。(天平十三年)

天皇幸城北苑。宴五位已上。(天平十三年)

御南苑。宴五位已上。(天平十九年)

などと記され、宴席に列することの出来るのは五位以上者であったことが知れる。又萬葉集に記録のある掃雪の肆宴(17 3922)3926)の題詞において、大臣・参議・諸王は大殿上に、諸卿大夫は南細殿に侍して酒を賜っている、そしてその左注にみえる人々は全て五位以上者と考えられるのである。

家持がまだ五位に達していない天平十二年に天皇の前で歌を奏したとみなされる例(6 1029 など)はあるが、これは広嗣の乱時に伊勢へ赴いた折のものであり、通常の場合とは事情を異にしていよう。

家持は天平十七年正月に従五位下となり、五位以上となったゆえに掃雪の肆宴に列することができた。しかるに十八年六月に越中守に任じられたゆえに、これ以降は肆宴に列することは出来ないということになる。そして勝宝三年七月に少納言に任ぜられて帰京する。となれば、肆宴に列することになり、そのための歌が必要となる。儲作の創作は家持にとつては現実の必要性の問題でもあった。しかしながら、現実的な必要性のない時点における芳野離宮儲作や橘歌の存在は、どのように理解すべきなのか。又諸兄への寿歌が、橘家成立後十一年以上も経ってから作られはじめるのは何故なのか、という点は現実の必要性という面からは論じることができない。芳野離宮儲作については後に触れる

が、これらは出金詔書に依る感動と、政治意識の確立と密接に関わっているのである。

この節においては、家持の橘家への関わり方を、萬葉集の作品から追ってゆく。特に問題を含む作品もあるが、その時々で述べたいと思う。家持がどのような作品を残したか、を確認するだけで終るかもしれない。しかしその確認もまた必要なのである。

## 一 結集宴歌

天平十年十月十七日、諸兄の旧宅において奈良麻呂の宴が催された。「橘朝臣奈良麻呂結集宴歌十首」(8 1581)91)である。作品の引用は既に第一章でしているのここでは省略する。この宴歌は家持と橘家の交流を示す萬葉集上での最初の作品である。宴の題詞は結集宴歌と記されている。この書き方は萬葉集中ではここだけのものであるようだ。集宴という書き方の例は、

右酒者、官禁制備、京中間里不得集宴。

1657左注

右傳云。一時交遊集宴

3914左注

守館集宴

4229左注

があり、又「集飲」(4442)もある。宴歌の題詞は「於左大辨紀飯麻呂朝臣家宴三首」のような

書き方が普通で、「於」が「集」となったり、日付けが入ったり、また宴の目的が記される場合もある。又「左大臣集於兵部卿橘朝臣奈良麻呂宅宴歌」のように、誰が何処でという書き方もある。結集宴歌十一首では左注がその役目を果しており、題詞は単純明快に、「橘奈良麻呂が集宴を結んだとき歌」、という具合になっている。他の題詞が宴の場所を記すことに重点があるのに対し、ここでは誰が宴を催したか、という点を強調しているような書き方である。このような意図は何であるのか。宴を催すに当って奈良麻呂の強い意思が働いたとすべきなのかあるいは単に表記上の相違にすぎないのか、いまにわかに論じられない。宴歌の題詞としては異例であるという指摘にとどめておこう。宴歌は黄葉を必ず詠み込むという約束のもとで作られた題詠である。黄葉から連想される言葉は、手折る、かざす、雨、散る、などであつたらしい。現代の眼からみてもあまり新鮮味は無いように感じられる。同趣の歌が並びすぎる。

結集宴は奈良麻呂が催したもので、その人選も彼が行つただらう。後年の奈良麻呂事件において、大伴池主は奈良麻呂側に立ち、又秦氏も彼に協力している。だがこれは二十年も先の出来事であり、今は奈良麻呂を中心とした文雅の遊びとしておくだけで十分である。

家持論にとつて最も困るのは次のような見方である。

この風雅な催しは、家持にとつては、そのみに終るものではなかった。奈良麻呂との交遊を通じて、かれは、諸兄その人に近づくことになる。諸兄のかなたには、聖武天皇が存在した。佐

保大納言家の後継者であるこの内舎人は、官場へのスタートにおいて、聖武と諸兄をごく身近な崇拜すべき対象としてとらえたのである。橘右大臣家に依存しようとする家持の政治コースは、はやくもこの時点でかなりはつきりしたものとなった(25)。

この宴のどこから、橘右大臣家に依存しようとした家持の政治コースなどが出てくるのだろうか。右大臣橘家への接近、諸兄に庇護を求めたとは何をもって云うのか。余りに馬鹿々々しい。宴を催すに当って、その出席者の人選をしたのは奈良麻呂である。家持は招待されたのである。家持が催した宴であり、家持が奈良麻呂を呼んだのであれば、橘家に接近しようとする家持の意思として考えることも許されよう。しかし奈良麻呂が集宴を結んだのである。奈良麻呂が家持との交遊を望んだと考えねばならない。家持を心頼みにしたのは奈良麻呂の方なのである。この宴の前から二人は知り合ひだつただらう。奈良麻呂と他の出席者もそうであつただらう。家持は「思ふどち」と歌っている。しかしこれは文雅の席での儀礼を含んでおり、文字通りに解釈することには慎重でなくてはなるまい。

なおこの宴には、小野東人・多治比国人・黄文王たちの名は無い。彼らを仲間に取り入れるのはまだ少し先のことであつたらしい。

天平二十年三月、橘家の使者として、田辺福麻呂が越中へやってきた。二十三日、二十四日と歓待の宴が催され、二十五日は布勢水海遊覧、二十六日には掾久米広繩の館での宴という具合に彼をもてなしている。福麻呂がかかる歓迎を受けた理由として尾山氏は、「諸兄が（萬葉集）編纂委員中に家持を任命し、豫め集めた材料を家持の手に托したものであらう」（1）と想像される。使者のおもむきは全く不明で尾山説は何とも云えないが、家持が福麻呂を盛大にもてなしていることは、諸兄からの用件が喜ばしい内容のものであったらうことはうかがえる。

田辺福麻呂の経歴についてはよく判っていないが、すでに福麻呂歌集をもち当時知られた歌詠みであつたらしい。彼の「悲寧樂故郷歌」「讚久迎新京歌」「春日悲傷三香原荒墟歌」（6 1047）59）などの作品は、家持が内舍人であつた期間と重り合っている。福麻呂は造酒司令史の大初位上相当官であり、位階や家筋のうえで家持とは比較にならないが、歌人としての福麻呂を認めていたかもしれない。福麻呂には他に「過葦屋處女慕歌」「哀弟死去歌」（9 1801）6）などがある。家持にも同様の作品があり、特に弟の死という同じ悲しみことを体験した者として二人の間にはごく親しい感情があつたのかもしれない。福麻呂をもてなす宴の歌をもつて巻十八が始つていることも無視すべきではないだろう。この宴歌の引用は省略するが、福麻呂が伝誦した次の歌及び家持の追和歌が重要である。

太上皇御在於難波宮之時歌七首清足姫天皇也

左大臣橘宿祢歌一首

堀江には玉敷かましを大君を御船槽がむとかねて知りせば 1 8 4 0 5 6

御製歌一首和

玉敷かず君が悔いて云ふ堀江には玉敷き満てて繼ぎて通はむ 1 8 4 0 5 7

右二首件歌者御船泝江遊宴之日左大臣奏并御製

御製歌一首

橘のとをの橘弥つ代にも吾は忘れじこの橘を 1 8 4 0 5 8

河内女王歌一首

橘の下照る庭に殿建てて酒みづきいます吾が大君かも 1 8 4 0 5 9

粟田女王歌一首

月待ちて家には行かむ吾が挿せるあから橘影に見えつつ 1 8 4 0 6 0

右件歌者在於左大臣橘卿之宅肆宴御歌并奏歌也

堀江より水脈引きしつづ御船さす賤男の徒は川の瀬申せ 1 8 4 0 6 1

夏の夜は道たつたつし船に乗り河の瀬毎に棹さし上れ 1 8 4 0 6 2

右件歌者御船以綱手泝江遊宴之日作也。傳誦之人田邊史福麻呂是也

後追和橘歌二首

常世物この橘のいや照りにわご大君は今も見る如 1 8 4 0 6 3

清足姫天皇とは元正のこと。この歌の作られた年次について「注釋」は、歌の題詞が御在於難波宮之時となつていて幸於難波宮とはなつていないなどの点を挙げてこの七首を天平十六年の夏の作と推定するとされた。年次については確かにその通りと思われる。この年の太上天皇の行動に關しての続紀には、

二月二十四日 太上天皇及左大臣橘宿祢諸兄留在難波宮焉

七月二日 太上天皇幸智努離宮

七月八日 車駕還難波宮

十月十一日 太上天皇行幸珍努及竹原井離宮

十一月十三日 太上天皇還難波宮

十一月十四日 太上天皇幸甲賀宮

とある。従つて元正は十一月十三日まで難波宮に居たことになる。恭仁から難波に来たのは閏正月十一日、安積皇子が没したときのことである。萬葉集の題詞は「太上天皇御在於難波宮之時歌七首」となつており、七首はこの期間の作品ということになる。「注釋」はこの七首を全て十六年の夏の作と

推定しているが、この点には疑いが残る。

その疑点の第一は、題詞の書き方から、これらの作が為された時期に、ある程度の幅が感じられることである。つまり七首は、二月二十四日から十一月十三日の間に作られておれば良く、全てを夏の作とする必要が無い点である。疑点の第二は、諸兄宅での肆宴が、夏に催されたとは考え難い点である。4058から4060の三首の肆宴歌は、秋から冬にかけてのものでないかと推される。橘の実には秋から冬のものであり、夏に催された肆宴であるならば、枝葉の茂るさまや花を歌うべきと思われる。夏の橘の実を歌つた作品が無いわけではない。家持自身「あゆる實は玉に實きつつ」(184111)、「百枝さし生ふる橘玉に實く五月を近み」(81507)と歌っている。しかしながら、ここに歌われているのは「あゆる實」つまり落ちる実のことである。御製歌の「とをの橘」は枝もたわむばかりに実つた橘を云い「あゆる實」という実感からはかけ離れる。又河内女王は「橘の下照る庭」と歌っているが、橘の実が照るといふ語感には夏のものではあるまい。たとえば「此の雪の消残るときにいざ行かな山橘の實のてるも見む」(194226)のように、橘の実を、照ると表現するのは寒い季節においてこそふさわしい。栗田女王の「あから橘」とは色づいた橘の実のことで、はじめ青々としていた実が色づいてくるのは、やはり秋以降のことである。夏季における「あゆる實」をもつては、諸兄への讃歌とはなり難く、肆宴歌三首は寒い季節のものとしなければなるまい。

難波堀江での遊宴が夏のものであり、福麻呂の伝誦の順からしても、肆宴歌三首は秋以降のものとするのが穏当である。この年の始めに安積皇子が没しており、十六年前半に肆宴があったとは考え

難い。

では福麻呂が伝誦した最後の二首はどうなるか。これは4056〜57の難波堀江の遊宴時のものと思われる。とすれば、夏の作品の中に、秋冬の肆宴歌がはさみ込まれる形になり奇異な印象を抱くかもしれない。しかしこれはそう奇異でもない。福麻呂はまず貴人たちの作品を家持に披露したのであり、その後に自作を家持に示したのである。4061〜62の作者を諸兄とする説(2)もあるが、「川の瀬申せ」や「棹さし上れ」などの細かい指示は左大臣の関心事ではあるまい。又諸兄の作ならばそのように記すべきであろう。福麻呂本人の作と認めて良いと思われる。

福麻呂をもてなす宴に於いて、福麻呂は難波堀江での遊宴の歌を、次いで肆宴での歌を伝誦した。「て君の歌は？」と家持が聞いたとき、福麻呂は堀江遊宴時の自作を披露したのではないかと思う。肆宴の際に福麻呂は歌っていない。位階が低く、歌を要請される立場ではなかったかもしれない。又諸兄を寿ぐのは客人のすることであって、身内ばめはしないということなのかもしれない。

肆宴での御製歌は、橘の実がたわわに実っているさまを詠み、橘家を寿ぐものである。粟田女王の歌は、橘の実を挿して月光のもとで人にみられながら、の意で美しい橘を人に見せる心であり、これも橘家に対する讃歌となるものだろう。粟田女王の系譜は不明だが、養老七年に従四位下を授けられており、かなり高貴の女性であったことがわかる。

河内女王は高市皇子の女で、元正とは従姉妹の関係となる。天平十一年に従四位上となっている。家持の追和歌は御製歌を承けた気分で作られたものだが、より具体的には、この河内女王の歌に追和

したものと云えよう。「橘の下照る」とはつまり橘家の繁栄をさし、橘家の繁栄によって安心して酒宴に浸っている大君よ、というわけである。一人の人物のみを寿ぐのではなく、大君の安泰と橘家の繁栄とを不可分のものとして、あたかも原因と結果という具合に二重構造的に歌っている。家持の追和歌も全く同じ構造をもつ。臣下と大君との望ましい関係であり、家持にとっては誠に受け入れ易い。皇室と大伴家との歴史的なかわりに直ちに引き写すことができる。大君の安泰とこれを支える臣下の繁栄は家持にとって理想的な政治のあり方として認識されている。この作品以降においても同じ考え方の上立った作品が作られるようになる。河内女王の歌が家持に与えた影響は誠に大きかったのである。詩句の上においても「橘の下照る庭」は「桃の花下照る道」と酷似しており、彼女からの影響が認められよう。

萬葉集において橘を詠んだ歌は多いが、橘を、てると表現したのは河内女王の作が初見のようだ。これ以前には記録されていない。記録されていないから詠まれなかったとは云えないが、私には新しい表現であるように思われる。天平八年の賜姓奏上文中に「与珠玉競光。交金銀以逾美」とある。橘の実が珠玉と光を競うという文から、橘の実がてる、という表現が生れるのは自然なことであろう。この言葉は和銅元年に三千代が賜ったものであり、従って橘がてる、という表現の生れる可能性は和銅元年にさか上る。天平八年に橘宿禰家が成立し、家としての繁栄を寿ぐために、橘の実が照るといふ詩句が考案されたと思われる。家持はこれが気に入ったらしく他にも「橘歌」(4111)で使い、この変形の「明る橘」を「儲作」(4266)で使用している。又橘では無いが、山橘の実を照ると

歌った作品が二首（4226・4471）ある。

家持の二首の性格をどのように考えるかが次の問題となる。これを諸兄への讃歌のはじめとするには慎重さが必要と思われる。大君と諸兄双方への讃歌であることに疑いはない。しかし次に述べる橘歌の自発的な創作に比べると、この作品は、福麻呂の伝誦歌に触発されたものであり、創作の動機という点で純粋な諸兄讃歌とは言い難いと思える。第二にこの後追和歌は誰に示す目的で作られたかである。河内女王の歌に追和した作品であるから、形の上から云えば、河内女王に披露されるべき作品とはいえよう。しかしながら皇室及び諸兄を寿ぐ歌の内容から云えば、これは元正及び諸兄に披露されるべきである。しかし天平十六年という四年も前に催された肆宴の歌に対して追和歌を示すというのは著しく時期を逸しており誠に不自然である。第三にこの二首が同工の作品であることが指摘できる。第一首目は上句で橘を云い、下句に大君をもってきている。第二首目はその逆に上句で大君、下句で橘を云う。作品構成の違いによる表現の差はあるものの、この二首は基本的に同じものと認められる。上句と下句を入れかえてその出来栄をチェックするのは歌詠みにとっては常識的な手段であり、基本的な推敲の方法である。家持もこれを行ったと考えてはじめて同工の作品が二首並んでいる意味が理解できると思う。家持はこの二首の優劣の判断がつかなかったのだろう。歌記録に残された二首がそのまま萬葉集に残ることになったのではないかと考えるのである。

家持はこの二首を福麻呂に示したかどうか。後追和の「後」の字は宴が閉ざされた後という意味をもつ。どの位の後か分からないし、福麻呂の帰京時期とからんで微妙である。福麻呂に示していたとしても、これが彼から諸兄へ伝わることを期待してのものではあるまい。ただ家持が、大君の安泰、橘家の繁栄という二重構造的内容をもつ作品を自己のものとなした点は非常に重要なことである。家持の応詔創作のパターンの原型がここにある。この後追和橘歌二首は、帰京したら出席することになるであろう肆宴の場を想定して、応詔のために準備した作品、つまり預作に近い作品と考えておいて良いと思われる。

### 三 橘歌

勝宝元年四月に陸奥国出金詔書が出され、これに感動した家持は賀出金詔書歌を創作した。詩作の高揚期に入り多くの作品をものにしていく。次章で詳述するが、皇室と共に在らんとする内兵意識が具体的な政治理念として家持の中に定着した時期であった。若野離宮行幸を想定した創作において、ひとり大伴のみならず他の氏族もおのがじしの伝統的職掌をもって仕え奉るべきことを歌っている。このような認識がなされたとき、橘家の成立やその負う所の職務につき改めて家持は確認をし、橘家を寿ぐ長歌を創作した。

#### 橘歌一首并短歌

かけまくも あやにかしこし 皇神祖の 神の大御代に 田道間守 常世に渡り 八矛持ち 參出

來し(時) 時じくの 香の木の實を かしくも 遣し給へれ 國も狹に 生ひ立ち榮え 春さ  
れば 孫枝萌いつつ ほととぎす 鳴く五月には 初花を 枝に手折りて 少女らに 裏にも遣り  
み 白たへの 袖にも扱入れ 香ぐはしみ 置きて枯らしみ あゆる實は 玉に貫きつつ 手に纏  
きて 見れども飽かず 秋づけば しぐれの雨零り あしひきの 山の木末は 紅に にほひ散れ  
ども 橘の 成れる其の實は 直照りに 彌見が欲しく み雪零る 冬に至れば 霜置けども 其  
の葉も枯れず 常磐なす 彌榮映えに 然れこそ 神の御代より 宜しなへ 此の橘を 時じくの  
香の木の實と 名づけけらしも

19 4111

反歌一首

橘は花にも實にも見つれどもいや時じくになほし見が欲し

19 4112

閏五月廿三日大伴宿禰家持作之

橋本氏はこの橘歌を、橘家ないし諸兄を讃えた賀歌であると断じられ、この歌の製作背景について次のように記される。

政情は諸兄が人臣をきわめた宋達の蔭で、すでに藤原仲麻呂の時代へと移りつつあったにしても、都を遠く離れた家持にとっては、自身の直接の庇護者ともいうべき、信賴を寄せていた諸兄の頂点に達した雄姿を讃えようという意欲が勃然と起ったとしても不思議はあるまい。橘の歌製

作の直接の動機はおそらくここにあったと思われる。諸兄が正一位に昇ったとの知らせが家持のもとにいつ届いたかは不明であるが、昇叙から製作の間は約二ヶ月もあって、さきの黄金の歌の四十日間よりも長く、反応の鈍い感がある。しかし、これにはもう一つの制作事情が介在している。たからだと解される(26)。

このもう一つの製作事情とは、家持の上京を指している。上京すれば挨拶に赴く橘家への讃歌というわけである。家持がこの年に上京したかどうかは確定的ではないが、そう推測できる条件があり、橋本説は、庇護云々の箇所を除いて納得できる。

家持の反歌は「橘は實さへ花さへその葉さへ枝に霜降れどいや常葉の木」の御製歌を下敷きにしているのは明らかで、橘家への讃歌であることに疑いを入れる余地はない。そしてこの橘歌が、家持が純粋に自ら進んで作った橘家讃歌の最初の作品と私は考えている。

出金詔書が出され、家持が従五位下から従五位上に昇ったのは四月四日であった。諸兄の正一位は四月十四日のことである。同日感宝元年と改元されている。正一位の極位に昇った諸兄を、上京の機に寿ぐとする考えは首肯できる。しかし創作の動機はそればかりではあるまい。製作時期は、賀出金詔書歌以降の精神の高揚期に当っており、出金詔書の感動が家持をつき動かしている。次章で記すごとく、詔書における大伴佐伯への言及が、家持の政治意識を確定させた。大伴家のみならずおのがじしの伝統的職務をもって奉えるという考えが家持を支配した。橘家は三千代顕彰の家として、忠誠心

の象徴のような性格をもつ家である。詔書によって、大伴家と皇室のあるべき姿を政治信条とした家持は、忠誠の家として成立した橘家と皇室との関係を、大伴家と皇室との関係に準じて理解するようになったのである。賀出金詔書歌創作のモチーフはもちろん出金詔書である。従って橘歌のモチーフは、天平八年の賜姓奏上文乃至はその後の御製歌に求められるべきはずである。奏上文の一部及び御製歌を再掲しよう。

柯凌霜雪而繁茂。葉經寒暑而不彫。与珠玉共競光。交金銀以逾美。

橘は實さへ花さへ其の葉さへ枝に霜ふれどいや常葉の樹

この歌と家持の橘歌が同趣のものであることの説明は不要であろう。家持は天平八年の橘家成立の原点にまで立ち戻って橘歌を詠んでいるのである。橘花の反歌は

橘は花にも實にも見つれどもいや時じくになほし見が欲し

であった。御製歌を知る者にとつて、家持が「橘は花にも實にも」と詠い出せば、直ちに御製歌への連想につながるのである。御製歌をそのまま反歌とするわけにはゆかず少し変えてはいる。これは当り前である。そして作品全体の出来方は、長歌を先に作り、これにふさわしい反歌を作ったという順

序ではなく、御製歌及び奏上文を基にして長歌を作ったと思うのである。極端に云えば先に反歌があったということである。奏上文では橘の、枝・葉・実の順で触れており、御製歌では、実・花・葉・枝の順となっている。これらを一編の長歌で詠もうとするとき、季節ごとの賞め言葉をもってくるのが最も適している。それゆえに家持は春から始め、春は孫枝、夏は花とあゆる実、秋は実、冬は葉という詠み方をしたのである。賜姓奏上文および御製歌は橘歌一編に網羅されているのである。橘歌の作品構成は、橘の由来、四季の橘、結語部となっているが、四季の橘に費す言葉が多いのも、このような理由と考えられる。

橘歌には先の後追和橘歌二首にみられたような、橘家の繁栄、皇室の安泰という二重構造は認められない。又出金詔書に触れられている三千代に関する記事からの引用も見られない。単に橘家や諸兄への賀歌であるならば、これらのことに触れても良かったのではないかと思われる。橘歌に直接触れられていなくとも、そのようなことは自ずから作品中に含まれているとも考えられよう。しかし家持は純粹に橘のみを歌っている。しかも天平八年の橘家成立の原点に立ち戻ってである。この事實はなかがしるにすべきではあるまい。橘歌が橘家や諸兄を寿ぐ作品であることに疑いはない。製作事情も橘本氏の説かれるところであろう。しかし橘歌はそれだけの作品ではない。大伴が大伴として在るべきように、橘は橘として在った、在るべき、在って欲しいという思いがあるのではなからうか。忠誠の家として成立した橘家のその当主諸兄が、極位極官に至ったことは、家持にとって誠に喜ばしいことであった。それは家持の橘家への傾斜という観点からではない。忠誠を以って、赤き浄き心をもつ

て仕える諸兄を、朝廷が評価したという喜びである。このことは、内兵意識を以って仕えんとする家持を勇気づけたことである。賀出金詔書歌によって確固たる皇位の思想を持った家持は、諸兄の姿にその思想の裏付けをみたのである。それゆえに橘歌の製作は、天平八年の賜姓奏上文および御製歌に拠る必要があった。そして家持は、純粹に橘花を讃美することで自己の思いを表現したのである。橘歌を示された諸兄は家持の創作意図を了解したかどうかそれは分らない。橘歌は賀歌であるが、それ以上に赤き浄き心をもって仕えるという政治思想的内容を含んでいると思われるのである。橘歌は出金詔書以後に作られている。家持が越中から帰京したのはこの時がはじめてではない。以前に帰京したときも諸兄邸へ挨拶に赴いたのである。しかしその時は橘歌に類する作品は携えていない。橘歌が、家持の意識変革のあった賀出金詔書歌のうちに創作されていることは重視されなくてはならない。

#### 四 爲壽左大臣預作

橘歌の創作ののち、諸兄への賀歌を作るのは、勝宝三年八月に越中守を離任し、帰京するときである。この二年余りの間、家持は植物としての橘は歌材としているが、橘家への讃歌と考えられる作品は残していない。ほとんどはほととぎすや菖蒲とのかかわりで作られている。八月五日帰京の途にいた家持はその道すがら応詔のための長歌を作った。「向京路上依興預作侍宴應詔歌一首并短歌」(19 4254)である。そしてこの長歌と同じ時に作ったとみられる歌に次の作品がある。

#### 爲壽左大臣橘卿預作歌一首

古に君が三代経て仕へけり吾が大主は七世妻さね

19 4256

大主が諸兄を指し、七世妻さねと千歳の寿を願っている。特にどうという作品でもないように思われるが、三代仕えた人物は誰かという点については諸説がある。橘三千代とか建内宿禰、あるいは中国の人物などが考えられているが、まず違っているだろう。大織冠藤原鎌足以外には居ないと私は考えるのだが、恐らく拒否反応を起こす方々が多いと思われる。

三代仕えた人物を考えるに当たっての条件は第一は、古の人物であることである。そう現代に近くなく、古と呼ばれるほどに時代が隔っていること。第二に、その人物には一般性があること。即ち家持が「古に君が三世経て」と歌えば、聞く人はそれが誰を指しているかたちどころに了解する人物であること。第三に、三代仕えたとは、政治の中核的な立場で三代仕えたということ。家持は聖武の代から延べ六代に仕えているが、このような意味合いでの三代ではない。数々の政治的業績を上げた政治の中心人物として三代仕えた人物という意味である。

まず三千代であるが、彼女の忠誠心が高く評価されたことは既述の通りである。しかし政治を行うという表舞台での活躍であったかという点と少なからず疑問である。また三千代の死は天平五年であり、諸兄や家持にとっては現代を共にした女性と云える。いにしえ、という程には時間が経っていないと

思われる。建内宿禰では三代という条件に合わないし、又中国の人物で、当時それほどまでポピュラーに名が通っていた人を指摘することは困難であろう。そこで別の人物を考えねばならないのだが、冷静に見たとき、この条件を満足するのは鎌足しか居ないのである。

鎌足は入鹿殺害後、中大兄皇子とともに大化改新を押し進め、孝徳・斉明・天智の三代に任せ、政治の中枢に居てその功績は抜群であった。出金詔書には、天智を祖とする皇統が、藤原大臣の系譜によつて、その天日嗣が安泰である旨を記している。「古に三代經て」仕えた人物が鎌足であることは動かせないであろう。慶雲四年四月十五日の詔において、鎌足は建内宿禰と同等に扱われている。

語弊を恐れずに云うと、大化改新は明治維新のごときものである。平成という現代から見れば、明治維新は近代のはじまりであるのと同様、天平勝宝という歴史的現代から見れば、大化改新は近代のはじまりなのである。その近代をもたらした男として大織冠鎌足の存在があった。

藤原家と橘家が反目しあっていたという現代の図式的な視点では、三代仕えた男を鎌足と考えるのは突飛であり、常識外れとさえ映るであろう。しかし皇室に藤原の血が入り、政治を動かしてきた藤原の力はすこぶる大きいものであった。皇統を支えてきたのは藤原氏であるとの認識は、当時の一般的なものであったと思われる。藤原対橘、あるいは藤原對他氏族という対立的な把握の方がよほど常識外れなのである。仲麻呂の権勢が諸兄のそれを凌駕している時期にあつて、諸兄への寿歌に鎌足をもち出すことを非常識と感ずるのは、単なる先入観によるものである。仲麻呂との対立は、藤原仲麻呂という一権力に対するもので、藤原氏総体に対するものではない。奈良麻呂事件において、仲麻呂を退けた後は、その兄の豊成に号令せしめる計画であつた。奈良麻呂派の人々は反仲麻呂であつたが、決して反豊成、反藤原ではない。

仲麻呂と諸兄との力関係は当面の問題でしかない。鎌足への評価にはいささかも影響しない。このようなことはかけ離れて鎌足は三代仕えた古の功臣として広く認識されていたのである。鎌足は藤原氏の祖であり、諸兄は橘氏の祖である。家持はこの共通性をも意識していただろう。

家持の簡潔な寿歌のイメージから離れるが装飾を沢山つけて私なりに歌意を述べると次のことくなる。

藤原家の祖たるかの大織冠鎌足殿は、孝徳・斉明・天智の三代に任せ、素晴らしい業績を残されました。橘家の祖たるわが大王、左大臣殿は、三代と云わずに七代にもわたつてお仕えて下さい。

七世に仕える寿を言う背景には平安な世が予定されている。後追和橘歌のごとく大君の安泰と橘家の繁栄の二重構造はここではそれほど鮮明には出ていないが、しかし家持の心の底に明らかに流れている。

なお諸兄は政治の中心的立場としては、聖武・孝謙の二代にしか仕えていない。二代目の途中である。三代にわたつて仕えた鎌足をもち出してきて諸兄への寿歌となすことは実に適切である。この作品は鎌足との比較において、諸兄への寿歌をなしたものであり、歴史的な認識の上に立った特異な寿

歌として評価されるべきと私は思う。

## 五 應詔儲作

爲し應し詔儲作歌一首 并短歌

あしひぎの 八峯の上の つがの木の いや繼々に 松が根の 絶ゆること無く 青丹よし 奈良の  
都に 萬代に 國知らさむと やすみしし 吾が大君の 神ながら 思ほしめして 豊の宴 見す  
今日の日は もののふの 八十伴の男の 島山に 明る橋 髻華にさし 紐解き放けて 千年ほき  
ほきとよもし ゑらゑらに 仕へ奉るを 見るが貴さ 19 4266

反歌一首

天皇の御代萬代にかくしこそ見し明らめめ立つ年にはに 19 4267

右二首大伴宿祢家持作之

この長歌は勝宝四年秋頃の作品で、橘家の繁栄即ち天皇の安泰という図式に乗ったものである。諸兄邸で催されるであろう肆宴を想定しての儲作であるのかもしれない。「思ほしめして」までが前段で皇統の継続を歌い、後段で橘を挿す百官を歌う。先の河内女王の歌の長歌版ということであろうか。年が改つて催されるであろう肆宴のための儲作であることは反歌の「立つ年にはに」の言葉が示

している。長歌の前段は、つがの木・松が根と、御代の継続を寿ぐにふさわしい樹木を選んでおり、落ち着いた静的な状態を表している。後段は明る橋をつたい、百官の動きを云い色彩的にも明るい動的な状態を表している。うまく構成された作品と云えるであろう。反歌は長歌に比べるとつまらないようだが「かくしこそ」の一句が長歌に盛られた全容を指し、あっさりと言い収めて、肆宴という場がかえって効果をあげるように配慮されている。作品中の橘はもちろん左大臣橘諸兄を指す。諸兄を筆頭とする百官が仕え奉ることによる御代の安泰を寿いでいる。

この長歌は結局のところ発表されなかつたようだ。家持は何かの折りにこの作品を藤原八束に示している。同年十一月廿五日の新嘗会肆宴において八束は

島山に照れる橘髻華にさし仕へ奉るは卿大夫等 19 4276

と、家持の儲作の詩句をそっくり取り込んで応詔歌としている。これは偶然の類似ではなく、多分八束は家持から譲り受けたのであろう。八束と家持のつき合いは、安積皇子が八束家で宴した天平十五年のそれ以前からのものであり、年齢的にも同世代（八束が三歳年長）である。彼の薨伝は

在官公廩。慮不及私。感神聖武帝寵遇特渥。詔特令參奏宣吐納。明敏有譽於時。從兄仲滿心害其

能。真楯知之。稱病家居。頗翫書籍

と記す。又天平五年ごろ、憶良の病氣見舞に河辺東人を遣したのも八束であった(978左注)。彼の清廉さや書籍好きは家持のものでもあり、二人の間には親しい流れが認められる。

八束の応詔歌は家持の儲作に依り、「照れる橘」は臣下代表としての諸兄を象徴する。官にあって公廉という八束の性格は、台閣の筆頭たる左大臣諸兄を尊敬する立場をとらせた。左大臣への尊敬はひとり家持のみのものでは無いのである。

#### 六 左大臣家肆宴歌

十一月八日在於左大臣橘朝臣宅肆宴歌四首

よそのみに見てはありしを今日見ては年に忘れず思ほえむかも 19 4269

右一首太上天皇御製

律はふ賤しきやども大君の坐さむと知らば玉敷かましを 19 4270

右一首左大臣橘卿

松蔭の清き濱邊に玉敷かば君來まさむか清き濱邊に 19 4271

右一首右大弁藤原八束朝臣

天地に足らはし照りて吾が大君敷きませばかも樂しき小里 19 4272

右一首少納言大伴宿祢家持 未奏

勝宝四年の萬葉集作品は、閏三月の遣唐使清河への歌を載せて一時中断し、秋から冬に至つて家持の応詔儲作(4266)から再開される。十一月三日に奈良麻呂が但馬按察使に任命されており、この肆宴歌はその直後の諸兄宅行幸である。太上天皇とは聖武のこと。諸兄邸で催され、浜辺・小里はすべて庭園内のものである。

諸兄の歌は「あらかじめ君來まさむと知らませば門にやどにも珠敷かましを」(1013)の類歌がある。これは天平九年春、橘少卿らが門部王宅で催した宴の折りに、門部王が佐為王に贈つた歌である。貴人を迎えて玉を敷くという表現はポピュラーなものであつたらしく歌としてはさして特筆すべきものはない。

家持の歌は、小里が楽しいという原因に大君の存在を歌っている。皇統の継続安泰と橘家の繁栄を並列的に考えている家持の思想は、ここでは顕わでない、にしても十分にみてとることが出来る。少し気になる所は、この肆宴歌の直前に「此の里は繼ぎて霜や置く夏の野に吾が見し草はもみちたりけり」(4268)という御製歌がある点である。これは大納言仲麻呂家へ孝謙天皇と光明皇后が行幸した折の御製歌で、この夏にも仲麻呂邸へ行幸があつたことが知れる。光明・孝謙が仲麻呂邸へ、聖武が諸兄邸へというのは何やら象徴的である。四月九日の大仏開眼で東大寺に赴いた後、

と記されており、「夏の野に吾が見し草」とはこの折に見た仲麻呂邸の庭園の草を云うのであろう。

光明・孝謙・仲麻呂の政治ラインと聖武・諸兄のそれとが、萬葉集においてなにか対比的に並べられているような印象がある。単に偶然としてしまえば済ませられることではあるのだが。聖武が諸兄邸に行幸したのはこのときがはじめてであったようだ。「よそのみに見てはありしを今日見ては」の言葉が示している。

橘朝臣宅についてここでも井手の別邸という説がある。「この歌が井手の邸なりや、はた寧楽の都の内なりしや明らかでないが、次の歌に楽伎小里とあるによると、井手の里らしい」(27)というわけである。このような見方が当たらないのは前掲の御製歌からも明らかであろう。孝謙は「此の里は繼ぎて霜や置く」と歌っているが、里とは大納言仲麻呂邸を指している。決して仲麻呂の別邸なのではない。まさしく仲麻呂の本邸たる田村第なのである。田村第はその位置がほぼ確定している(28)が、歌の上では里と云い、野と云っている。左大臣諸兄邸も同じである。家持は楽しき小里と歌ったが、これは諸兄邸が井手にあつたことの証明とはならない。平城の左大臣家の庭園を小里と表現したにすぎない。浜辺と云い小里と云うとも、左大臣諸兄の本邸とみるべきである。

## 七 攀折柳條歌

二月十九日於左大臣橘家宴見攀折柳條歌一首

青柳の上つ枝攀ぢ取り纏くは君がやどにし千年壽くとぞ 19 4289

勝宝五年の作品。家持には「あしひきの山の木末のほよ取りて挿頭しつらくは千年壽くとぞ」(4136)があり、これと同趣の歌である。どちらの歌にしてもよく分らないのは、挿頭すという行為に千年を寿ぐという意味を与えている点である。どつにも釈然としないものがあるのだが、後考を待つ他はない。歌意は千年を寿ぐ、という儀礼以外の何ものでもない。相手が左大臣であろうが越中の郡司等であろうが、宴の場での儀礼上のことに差は無いのである。

## 八 追作二首

勝宝七歳五月には三つの宴が記録されている。九日には家持宅で催された今城の送別会、十一日には多比国人宅で催された諸兄の宴、そして十八日の奈良麻呂宅で催された宴である。先の二つは送別の宴であろう。そしてどの宴にもなでしこの花が歌われている。

この時代には、なでしこは秋の花という季節上の常識があつた。「なでしこは秋咲くものを君が家の雪の巖に咲けりけるかも」(4231)や、「秋さらば見つしのへと妹が植ゑしやどのなでしこ咲

きにけるかも」(464)などの作品がある。しかしここでは夏のなでしこが歌われており、花といふ実態に即しての宴とみることが出来る。今城送別の宴歌は引用を省略する。

同月十一日、左大臣橘卿宴右大辨丹比國人眞人之宅歌三首

我がやどに咲けるなでしこ幣はせむゆめ花散るないやをちに咲け 20 4 4 4 6

右一首丹比國人眞人壽左大臣歌

幣しつつ君がおほせるなでしこが花のみ訪はむ吾ならなくに 20 4 4 4 7

右一首左大臣和歌

紫陽花の八重咲く如くやつ代にをいませ吾が背子見つつ偲はむ 20 4 4 4 8

右一首左大臣寄味狭藍花詠也

十八日、左大臣宴於兵部卿橘奈良麻呂朝臣之宅歌三首

なでしこが花取り持ちてうつらうつら見まくのほしき君にもあるかも 20 4 4 4 9

右一首治部卿船王

我が背子がやどのなでしこ散らめやもいや初花に咲きは増すとも 20 4 4 5 0

うるはしみ吾が思ふ君はなでしこが花になぞへて見れど飽かぬかも 20 4 4 5 1

右二首兵部少輔大伴宿禰家持追作

十一日の宴歌の第二首目「君ならなくに」は誤りで「吾ならなくに」説に従う。花だけを見ようと  
するのではない。君に会おうと思って、の意であろう。和歌特有のパターンをもつ作品である。宴席  
に慣れて、答歌のコツを熟知していたと云えるだろう。第三首目に「見つつ偲はむ」があり、諸兄が  
偲ぶ対象は国人であるので、この宴は国人への送別の宴と知れる。勝宝七歳の続紀の記録は非常に簡  
単で、国人がどのような任務に就いたかは分らない。題詞に右大弁とあるので右大弁兼務の役目であ  
ったようだ。

九日と十一日の宴が送別の宴であり、共になでしこが中心として詠まれている所から、十八日の宴  
もそうではないか、と思われる。船王の歌からすれば、君を奈良麻呂と考えることも可能であり、読  
みよみによっては送別の宴ともとれる。資料上の裏付けがないので何とも云いかねることではあるが、  
十八日の宴歌三首のうち、家持の追作二首はかなり問題をふくんでいる。元暦本の題詞には「歌一  
首」となっており、家持の追作歌二首の性格をめぐって議論がある。山崎氏(29)は論考を重ねた上  
で、

題詞は元暦本の歌一首が正しく、家持の追作二首は国人宅の宴奈良麻呂宅の宴から独立した作  
品で、両首は奈良麻呂に向けられたもの

と説かれる。題詞が「歌一首」となっており、追作と追和の性格の違いを考慮すれば氏の云われると

ころは正しいと思われる。しかしながら題詞がそうだったという保証は無い。氏は家持の未奏歌(4272、4453)と追和歌との関係において、「後追和橋歌二首」(4063、4064)や《後日追和》(4474)といった《追》の系列の場合、家持は宴席に参加していない。家持は、宴の後に歌を作る場合、その宴席に参加した場合には《未》、参加していない場合には《追》の系列の語句をもって、注記を加えていたらしい」とされる。そして題詞の歌数標記については「《後追和橋歌》にしても《後日追和》にしてもいずれも別個に数えている。これは家持が当日の宴席に参加していないこと。そして歌の記録が家持の許に伝えられるのが後日であることによると考えられる」とし、標題の歌三首は誤りで、元暦校本の「一首」が正しいと説かれる。だが追和歌の一種たる後追和歌は、当該宴の閉ざされた後に製作された追和歌という意味をもつものである。即ち時間的な前後関係を明らかにするものに過ぎないのであって、当該宴に追和歌の作者が出席したかどうかを示すものではない。田辺福麻呂が伝誦した作品に対して、その場ではなく時間を置いて追和したのが家持の「後追和橋歌」である。福麻呂が伝誦した場合は多分宴席だっただろう。だとすれば家持はその宴に出席しそこで聞いた伝誦歌に対して、宴の閉ざされた後に、橋歌に対して追和したと考えるのが自然である。『追』系列の注記は宴への出欠に関わることではないと思われるのである。題詞が「三首」だったか「一首」だったかを決定しうる論は今のところ無い。私は三首が正しいとして次のような理解をしていぬ。

まず「歌三首」という題詞にくくられる宴歌であるから、家持の追作二首は奈良麻呂宅の宴で披露された作品と考えてよいことになる。そして「追作」の「追」は、後れてという意味であり、これが何に対しての後かが次に問題となる。十八日の宴より後という意味であれば、「後追和梅歌」・「後追和橋歌」・「後日追和」のような注記になったはずと考えられるし、まして「歌三首」という題詞にもならない。従って十一日の宴から後という意味での追と考えるしかない。

次に追作と追和とは性格が異なる、という点を考えねばならない。追和歌があるためには被追和歌はあるのが原則である(稀に無いこともあるが)。しかし追作は追和歌ではないので、被追和歌は必ずしももたない。「過大嶋鳴門而經再宿之後追作歌二首」(3638)や、「追恒艱難」(3644)にみられる通りである。

山崎氏は、家持は多治比国人宅の宴にも奈良麻呂宅の宴にも出席しておらず、両宴の歌稿を入手した後追作したと考えられる。私は国人宅の宴には欠席、奈良麻呂宅の宴に出席と考えている。十一日の宴歌を家持に伝えたのは諸兄であり、それは十八日の宴時でなかったらどうかと思う。国人の諸兄への寿歌と家持の追作第一首、諸兄の和歌と追作第二首が実によく呼応している。追作中の「背子」「君」という言葉の使われ方もこれを裏付けよう。単に想像の域に入ってしまうおそれもあるが追作二首の作られた状況として私は次のように想定している。

十八日の宴席において諸兄は家持に十一日の国人宅での宴の話をした。そして国人の寿歌を家持に示し、「君が私ならどんな歌をかえすかね」と問うた。これに対する家持の答えが追作第一首目ではないかと。「わがやどに咲けるなでし」「を」「吾が背子がやどのなでし」「に云いかえ」「ゆめ花散る

ないやをちに咲け」を「いや初花に咲きは増すとも」にかえてある。相手の詞句をとり入れ和歌とするのはこういった場合の常識である。家持は国人の詞句を用いて諸兄の立場となつて歌っている。追作の第二首目は同様に諸兄が家持に示した「幣しつづ」の歌に対して、更に今度は国人の立場になつて応えたものと考えられる。「花だけを訪ねよ」とする自分ではないですよ」と言つ諸兄に、「花に擬して見ても見飽かない君よ」とかえすのは適切な応対であろう。第一首目は諸兄の立場で歌っているので相手を「我が背子」と呼び、二首目は国人の立場で歌っているので相手を君と呼んでいる。このように家持の追作二首は家持と諸兄の文芸上の遊びから生れてきた作品と考えるものである。家持の二首は追和歌ではないし純粹の贈答歌でもない。従つて追作というようなこねない左注の書き方になつたようにも感じられる。もし私の考えが正しければ家持と諸兄のいきいきとした交流が見えてくるのではないだろうか。

以上家持の橘家にかかわる作品を抜き出してきた。歌の内容としては公式の場のもの、あるいは公式の場を想定して作られたものばかりであり、おおよその創作パターンは決っている感じさえある。こまやかな消息を通い合わすというような作品は無い。又奈良麻呂主催の宴であつても、奈良麻呂本人の作品は結集宴歌の二首にみられるだけであつて、家持と諸兄の交流の深さを思うとき、奈良麻呂とのそれには少し奇異な印象を抱くものである。もう少し記録されていても良いように感じられる。野心家であつた奈良麻呂と、純粹に自己の生き方を追いつづけた家持とは性格的に合わなかつたよう

に思える。このようなことは証明できないが、二人が意識の上で疎遠であつた原因のひとつと考えておくものである。

庇護の關係を前提にして家持を考える場合には、何よりもまず最初に二人の間に庇護の關係があつたことを証明することから始めなければならない。この重大な手続きを怠つたままで現代の家持論がある。しかし二人に庇護の關係があつたとは絶対に証明できないだろう。なぜなら二人はそういう關係ではなかつたからである。二人はもつと純粹で、思想や詩作を通じた清潔で精神的な交流をなしていたからである。

思想的な面においては、出金詔書による家持の意識の变革が、忠誠の家としての橘家を再認識させ、諸兄の赤き心に傾いたのである。一方詩作の面においては当代一級の歌人として評価を得ていた諸兄に、家持は文芸上の親しさを抱いたものである。しかも諸兄は正一位左大臣という極位極官であつた。一方の家持は従五位上の位階で両者の地位的な差もまた年齢差も大きかつたが、家持は諸兄に媚びたのではなく、常に尊敬の念をもつて接したのである。

残されている歌の数々は儀礼的な内容のものが多いということもあつて、両者の関わり方には一定の節度が保たれている印象が深い。奈良麻呂事件の章で詳しく考えてゆくが、かの事件における家持の行動は家持自らの政治的信条に基くものであつて、決して利害に引きずられたようなものではなかつた。諸兄との関わり方もそうである。利害關係を持ち込まなかつた。利害得失の計算の上であつたような諸兄讃歌を為したのであれば、私は家持を嫌悪するしかない。又仲麻呂でなく諸兄を選んだのだ

とすれば、家持は愚者だといか言いがたい。しかし違つのである。家持は自らの政治思想の具現化の身近な存在として、又文芸上の偉大な先輩として、諸兄を尊敬しまた憧れもしたのである。

萬葉集末四巻に諸兄への寿歌が多いという点は、諸兄と家持の交流という観点からは少し割引いて考慮せねばならないであろう。肆宴での歌はまず第一に天皇・太上天皇など皇族を寿ぐことであり、次に臣下の第一人者ということになる。寿歌はおよそここまでであつて臣下のナンバー2までには及ばない。その臣下の第一人者は諸兄であつた。このことは実質上の権力者ということではない。太政官の筆頭たる左大臣諸兄が臣下のナンバー1なのである。従つて家持の応詔儲作はまず天皇に向けて、次いで諸兄に向けて作られることになる。豊成や仲麻呂への寿歌は作る必要がさして無かつたと考えられるからである。

注

- (1) 「大伴家持の研究」 尾山篤二郎
- (2) 「橘三千代」 津田由伎子
- (3) 「橘氏系図」 群書類従第五輯
- (4) 「新撰姓氏録の研究 本文篇」 佐伯有清
- (5) 「本朝皇胤紹運録」 群書類従第五輯

- (6) 「日本紀略」 類従国史 弘仁十二年七月十一日條
- (7) 「水鏡 大鏡 増鏡」 塚本哲三編
- (8) 「続日本紀」 宝字元年五月二十日條
- (9) 「白鳳天平の世界」 横田健一
- (10) 「全訳注釈 続日本紀」 林陸朗
- (11) 「古事記」 孝元記 日本古典文学大系
- (12) 「光明皇后」 林陸朗
- (13) 「大伴家持」 山本健吉
- (14) 「日本書紀」 垂仁紀 日本古典文学大系
- (15) 「萬葉植物新考」 松田修
- (16) 道足・牛養の二人が参議となつたとする説に林陸朗「光明皇后」、横田健一「白鳳天平の世界」がある。

- (17) 「続日本紀」 宝字八年九月十八日條、押勝死伝
- (18) 「正倉院展目録」 (昭和四十一年) 図版解説
- (19) 「奈良朝政争史」 中川収
- (20) 「夜の船出 古代史からみた萬葉集」 直木孝次郎
- (21) 「続日本紀」 勝宝四年十一月三日條
- (22) 陽暦では十二月十二日に当る。(日本暦日原典による)
- (23) 「大伴家持」 橋本達雄
- (24) 「世阿弥 人と芸術」 西一祥

- (25) 「大伴家持」 北山茂夫 なお「続萬葉の世界」でも同見解を探られている。
- (26) 「大伴家持作品論攷」 橋本達雄
- (27) 「萬葉集全釋」 鴻巣盛廣
- (28) 「日本古代政治史研究」 岸俊男
- (29) 「追作二首の成立 なでしこ歌群と家持」 山崎健司 「萬葉」百三十六号